



足立区福祉事業概要

令和6年度実績

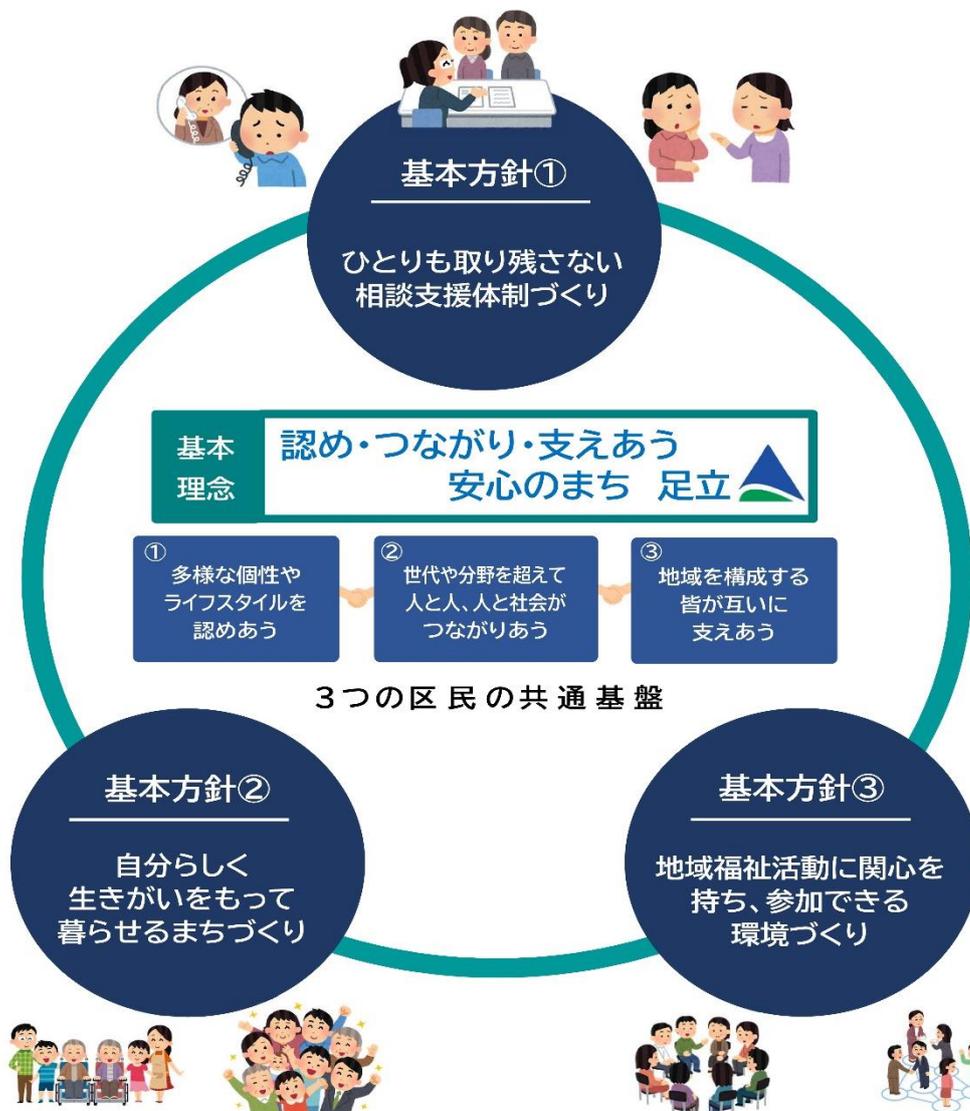
足立区 福祉部

はじめに

本書は、足立区の福祉施策をとりまとめ、過去5年間の実績等を経年比較のもとに明らかにし、今後の福祉行政を考えていく参考にさせていただくことを目的に編集しました。関係者の方々にご覧いただき、足立区の福祉行政へのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

足立区では、令和6年度に「足立区地域保健福祉計画」を策定しました。本計画では、「認め・つながり・支えあう安心のまち 足立」を基本理念としました。この理念のもと、3つの基本方針を設定し、地域保健福祉のより一層の推進を図ってまいります。

【基本理念実現に向けた基本方針イメージ図】



令和7年9月

足立区福祉部
足立区教育委員会子ども家庭部

足立区福祉事業概要 もくじ

はじめに

第1章 足立区の福祉施策

1	総人口・世帯数・高齢者人口の推移	1
2	令和6年度主な新規・拡充事業	5
3	基本計画と地域保健福祉計画	7

第2章 施策別事業概要

I 児童福祉

	児童福祉施策の概要	21
	児童福祉施策の事業概要	28
1	相談窓口	
	(1) 児童家庭相談	28
	(2) 発達障がい児支援事業	29
2	保育サービス	
	(1) 保育所の運営	33
	(2) 保育所入所	33
	(3) 乳児（0歳児）保育	35
	(4) 11時間開所・延長保育	35
	(5) 発達支援児（障がい児）保育	36
	(6) 病後児保育	37
	(7) 病児保育	37
	(8) 休日保育	37
	(9) 年末保育	38
	(10) 地域協働型子育て支援事業	38
	(11) 一時保育	39
	(12) 家庭的保育事業	39
	(13) 小規模保育事業	40
	(14) 東京都認証保育所	40
	(15) 認証保育所保育料負担軽減制度（旧認証保育所等利用者助成）	41
	(16) 認定こども園	42
3	子育て支援サービス	
	(1) 学童保育	43
	(2) 子育てサロン事業	43
	(3) 子育てサロン一時預かり事業	44
	(4) 子ども預かり・送迎等支援事業	44
	(5) あだちファミリー・サポート・センター事業	45
	(6) 産前・産後家事支援事業	45
	(7) きかせて子育て訪問事業	45
	(8) こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業	45
	(9) 子育て世帯訪問支援事業	46
	(10) 家庭教育推進事業	46
	(11) ひとり親家庭交流支援事業（サロン豆の木）	47
	(12) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	47
	(13) ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）	48
4	助成・給付	
	(1) 児童手当の支給	48
	(2) 児童扶養手当の支給	49
	(3) 特別児童扶養手当の支給	50
	(4) 児童育成手当（育成手当）の支給	50
	(5) 児童育成手当（障害手当）の支給	51
	(6) 子ども医療費助成	52

(7) 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給	53
(8) ひとり親家庭等医療費助成	54
(9) ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業	55
(10) 育児支援サービス利用料金助成事業	58
(11) 養育費確保支援事業	58
(12) 入院助産	58
(13) 病児保育利用料金助成事業	59

II 高齢者福祉

高齢者福祉施策の概要	60
高齢者福祉施策の事業概要	62

1 相談窓口

(1) 高齢者福祉相談	62
(2) 地域包括支援センター	62
(3) 在宅療養支援窓口	65

2 高齢者へのサービス

(1) 高齢者日常生活用具等の給付	66
(2) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成	66
(3) 高齢者住宅改修	67
(4) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒	68
(5) ねたきり高齢者訪問理美容サービス	68
(6) 高齢者福祉電話の設置（取り扱いはNTTのみ）	69
(7) 緊急通報システムの設置【令和6年度拡充】	69
(8) 紙おむつの支給【令和6年度拡充】	70
(9) 高齢者入浴事業	71
(10) 救急医療情報キットの支給事業	72
(11) 高齢者見守りキーホルダーの支給事業	72
(12) 配食サービス促進事業	73
(13) 高齢者配食サービス支援事業 （元気サポート弁当）【令和6年度新規】	73
(14) シルバーパスの交付	74
(15) 高齢者見守りサービス助成【令和6年度拡充】	74
(16) 高齢者補聴器購入費用助成【令和6年度拡充】	75
(17) 高齢者の民間賃貸住宅入居促進に向けた費用助成	75
(18) 絆のあんしんネットワーク	76
(19) 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業	78
(20) 認知症サポーター養成講座	78
(21) もの忘れ相談事業	78
(22) 認知症初期集中支援推進事業	79
(23) 認知症アウトリーチ事業	79
(24) あたまの健康度測定（認知症検診事業）	79
(25) 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う	80
(26) はつらつ教室	80
(27) はじめてのフレイル予防教室	80
(28) 「食べてフレイル予防」事業 （高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）	81
(29) パークで筋トレ	81
(30) ウォーキング教室	82
(31) 高齢者体力測定会	82
(32) みんなで元気アップ教室	83
(33) 元気アップサポーター養成研修	83
(34) Zoomでオンライン体操教室	83
(35) あだちスマホ教室	84
(36) 住区センターにおける自主的な介護予防講座	84
(37) ころっえシニア相談所の運営	84

3 元気高齢者の支援	
(1) 老人クラブ指導助成	85
(2) 敬老祝い事業	86
(3) 元気応援ポイント事業	87
4 高齢者の住まいの確保	
(1) 高齢者の入所施設	88
(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス六月）の管理運営	90
(3) 高齢者生活支援型緊急ショートステイ事業	91
5 福祉サービス利用支援	
(1) 成年後見制度支援事業	92
(2) 高齢者虐待等への対応	93
(3) 福祉サービス第三者評価	93
(4) 福祉サービス苦情等解決委員会の運営	93
(5) 特別養護老人ホーム入所検討委員会	94
6 介護従事者の育成・確保	
(1) 介護・障がいのしごと相談・面接会【令和6年度拡充】	95
(2) 介護人材雇用創出事業	95
(3) 若者向け就労体験・就労支援事業【令和6年度新規】	95
(4) 介護職員資格取得等支援事業【令和6年度拡充】	96
(5) 介護従事者永年勤続褒賞事業	96
7 介護基盤の整備	
(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	96
(2) 高齢者福祉施設整備費の助成	97
8 介護保険	
(1) 被保険者	98
(2) 保険料の賦課・収納状況	99
(3) 要支援・要介護認定	102
(4) 保険給付状況	103
Ⅲ 障がい者福祉	
障がい者福祉施策の概要	108
障がい者福祉施策の事業概要	111
1 相談・援護の窓口	
(1) 身体障がい者（児）福祉相談	111
(2) 知的障がい者（児）福祉相談	111
(3) 身体障害者および知的障害者相談員の活動	112
(4) 身体障害者手帳の交付	113
(5) 愛の手帳の交付	115
2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく福祉サービス	117
(1) 障害支援区分認定	118
3 自立支援給付	
(1) 介護給付	119
(2) 訓練等給付	120
(3) 補装具費の支給	122
4 地域生活支援事業	
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業＜意思疎通支援事業＞	122
(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付	123
(3) 手話講習会事業＜手話奉仕員養成研修事業＞	124
(4) 移動支援事業	125
(5) 地域活動支援センター事業	126
5 児童福祉法に基づくサービス	
(1) 障害児通所支援事業	126
6 医療・看護に対する助成	
(1) 自立支援医療（更生医療）	128

(2) 心身障害者（児）医療費助成	129
7 手当・年金の給付	
(1) 在宅重度心身障がい者福祉手当の支給<国制度>	129
(2) 重度心身障害者手当の支給<都制度>	130
(3) 障がい者福祉手当の支給<区制度>【令和6年度拡充】	131
(4) 難病患者福祉手当の支給<区制度>	132
(5) 心身障害者扶養年金<都制度>	132
(6) 心身障害者扶養共済<都制度>	132
8 日常生活に対する支援	
(1) 日中保護（日中一時支援）事業	133
(2) 重度脳性麻痺者介護人派遣	133
(3) 心身障がい者（児）緊急あずけあい	134
(4) 重度身体障がい者巡回入浴	135
(5) 重度心身障がい者訪問理美容サービス	135
(6) 身体障がい者緊急通報システム制度	136
(7) 心身障がい者用電話の貸与と電話料金の助成	136
(8) ファクシミリ等助成事業	137
(9) 障がい者のしおりの配布	137
9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等	
(1) 心身障がい者福祉タクシー券の交付（令和3年度事業終了）	137
(2) 心身障がい者自動車燃料費助成（令和3年度事業終了）	139
(3) 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付【令和6年度拡充】	139
(4) 福祉自動車燃料助成券の交付【令和6年度拡充】	140
(5) 心身障がい者自動車運転免許取得助成	140
(6) 身体障がい者用自動車改造費の助成	141
10 就労促進事業	
(1) 心身障がい者等の就労促進事業	142
(2) マッサージ等施術実施事業	142
11 法人等運営助成	
(1) 社会福祉法人施設整備助成	142
(2) 障がい者通所施設等運営	143
(3) 社会福祉法人運営助成	144
12 福祉団体に対する支援	
(1) 障がい福祉団体活動助成金交付事業	146
(2) 地域福祉推進事業運営費助成事業	146
13 相談援助事業（障がい福祉センター事業）	
(1) 障がい者自立生活支援センター事業	147
14 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）	
(1) 社会リハビリテーション室運営事業	150
(2) 就労促進定着支援事業	153
(3) 生活体験室運営事業	154
(4) 幼児発達支援室運営事業	155
15 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）	
(1) 啓発事業	159
(2) 障がい者週間記念事業	160
(3) 通所バスの運行	161
(4) 公開療法	161
(5) 障がい者介護養成事業の開催	162
(6) Jステップ支援事業（旧保護雇用助成事業）	162
IV 低所得者福祉	
低所得者福祉施策の概要	163
低所得者福祉施策の事業概要	170
1 宿泊所・宿所提供施設等の共同管理	170
2 生活保護法による扶助	170

3	生活保護世帯に対する被保護者自立促進事業	175
4	住居確保給付金支給事業	175
5	包括的相談支援（まるごと相談）事業【令和6年度新規】	176
6	生活困窮者に対する就労準備支援事業	176
7	居場所を兼ねた学習支援事業	177
8	受験生チャレンジ支援貸付事業	177

V 地域福祉

	地域福祉施策の事業概要	178
1	民生委員・児童委員	
	（1）民生委員・児童委員の活動	178
	（2）民生委員・児童委員の役割	179
	（3）民生委員の職務	180
	（4）児童委員の職務	180
	（5）主任児童委員の職務	180
	（6）民生委員・児童委員の任期	180
	（7）民生委員推薦会	182
	（8）民生委員・児童委員の日（PR事業）	182
	（9）民生委員・児童委員協力員の活動	183
2	相談員による支援	
	（1）相談員の配置状況	183
	（2）女性相談支援員の活動	184
	（3）母子・父子自立支援員の活動	185
	（4）家庭相談員の活動	186
	（5）中国帰国者等（中国残留邦人等）の生活支援	186
3	貸付・給付相談	
	（1）旧軍人等の援護	186
	（2）災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付	186
	（3）母子および父子福祉資金の貸付	187
	（4）生業資金の貸付	188
	（5）応急小口資金の貸付	189
	（6）交通機関運賃の割引および都営交通無料乗車券の交付	190
	（7）行旅死亡人等取扱事務	191
4	福祉団体に対する支援	
	（1）足立区保護観察協会の活動支援	191
	（2）社会福祉法人足立区社会福祉協議会運営費助成および管理運営	191
	（3）ボランティア施設の管理運営	192
5	社会福祉法人の認可等および指導監査事務	192
6	避難行動要支援者支援事業	
	（1）避難行動要支援者名簿の作成	192
	（2）災害時安否確認申出書による情報の収集	193
	（3）個別避難計画書の作成	193
7	再犯防止の推進	
	（1）足立区再犯防止推進計画の策定	195

VI 足立区社会福祉協議会

	足立区社会福祉協議会の概要	196
	足立区社会福祉協議会の事業概要	200
1	寄付者・会員の拡充	200
2	赤い羽根共同募金事業	200
3	広報紙への掲載・発行等	
	（1）公社ニューストキメキ掲載	200
	（2）あだち社協の発行	200
	（3）SNS（フェイスブック）による情報発信	201
4	「ささえあいブログ」の発信	201

5	福祉出前講座	201
6	緊急援護事業	202
7	ふれあいサロン支援事業	202
8	多世代地域交流事業	203
9	シルバーステッキ支給事業	203
10	おはよう訪問事業	204
11	車いす貸出事業	204
12	ファミリー・サポート・センターの運営	206
13	ひとり親貸付事業	207
14	あったかサポート	208
15	ちょこっとサポート	209
16	ボランティア活動への助成	
	（1）ボランティアグループの活動に対する助成	210
	（2）足立区ボランティア連合会に対する助成	210
17	ボランティアまつり	210
18	コーディネート事業	211
19	ボランティアセンターの管理運営	
	（1）足立区総合ボランティアセンター（平成6年4月1日開設）	211
	（2）足立区西綾瀬ボランティアセンター （昭和62年4月8日開設）※令和7年3月31日廃止	211
20	災害ボランティア養成事業	212
21	音訳・点訳ボランティア養成事業	
	（1）音訳ボランティア養成講習会	212
	（2）点訳ボランティア養成講習会	213
22	災害ボランティアネットワーク会議（企画運営支援）	213
23	ボランティアスクール	213
24	夏！ボランティア体験事業	213
25	総合学習支援事業	214
26	福祉団体行事等助成事業	214
27	生活福祉資金貸付事業	
	（1）教育支援資金・福祉資金	215
	（2）総合支援資金	215
	（3）不動産担保型生活資金	216
	（4）要保護世帯向け不動産担保型生活資金	216
28	地域福祉権利擁護事業	216
29	高齢者あんしん生活支援事業	217
30	福祉サービス苦情等解決に関する事業	217
31	法人後見事業	218
32	同行援護事業（ガイドヘルパー派遣事業）	218
33	手話通訳者派遣事業	218
34	歳末たすけあい運動事業	219
35	遺児見舞事業	219
36	基幹地域包括支援センター事業	219
37	地域包括支援センター事業	220
38	介護予防支援事業	220
39	絆のあんしんネットワーク	221
40	成年後見制度支援事業	221
41	介護職員研修事業	222
42	地域包括支援センター職員研修会	222
43	要介護認定訪問調査事業（指定市町村事務受託法人としての調査）	223
44	障がい者保護雇用清掃事業	223

VII 物価高騰対策

	物価高騰対策の事業概要	224
1	物価高騰対策事業一覧	224

2 児童福祉施策	
(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業-----	225
(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 【国事業】-----	226
(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 【国事業】-----	226
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策	
(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の 特別給付金支給事業【都事業】 【区事業】-----	227
4 低所得者福祉	
(1) あだち生活・暮らし臨時給付金【国事業】-----	227
(2) あだち物価高騰支援臨時給付金【国事業】-----	228

資料

区の福祉決算、組織等	
1 福祉決算-----	231
2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織-----	232
3 足立区地域保健福祉推進協議会-----	233
4 臨時福祉給付金の支給-----	234
5 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図-----	237
6 足立区地域包括支援センター一覧および担当地域-----	239

第 1 章

足立区の福祉施策

1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移

(1) 総人口・世帯数の推移

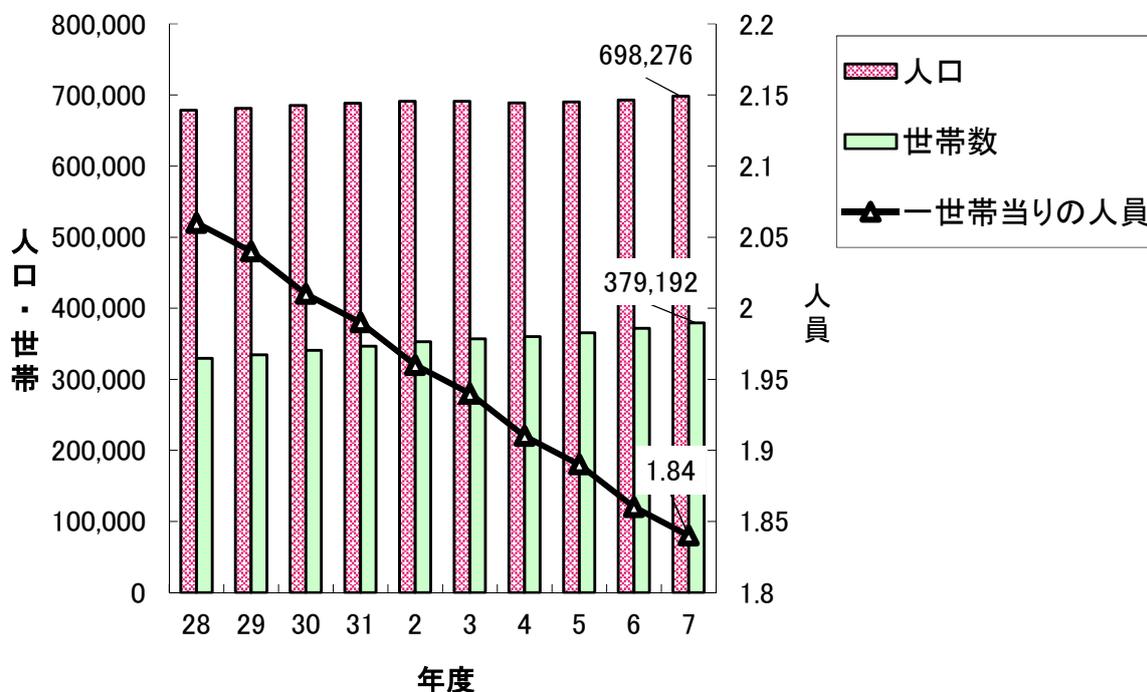
令和7年1月1日現在の住民基本台帳に基づく足立区内の人口は698,276人、世帯数は379,192世帯でした。平成28年以降の10年間で、人口は約20,000人、世帯は約50,000世帯増加しました。

一方で、1世帯あたりの人員は減少を続けています。

施一第1表 足立区の人口・世帯数・1世帯あたりの人員 (各年1月1日現在)

年	人口	世帯数	1世帯あたりの人員
平成28年	678,623	329,506	2.06
令和3年	691,002	357,044	1.94
令和4年	689,106	359,923	1.91
令和5年	690,114	365,583	1.89
令和6年	693,223	371,942	1.86
令和7年	698,276	379,192	1.84
平成28年と 令和7年の比較	+19,653	+49,686	△0.22

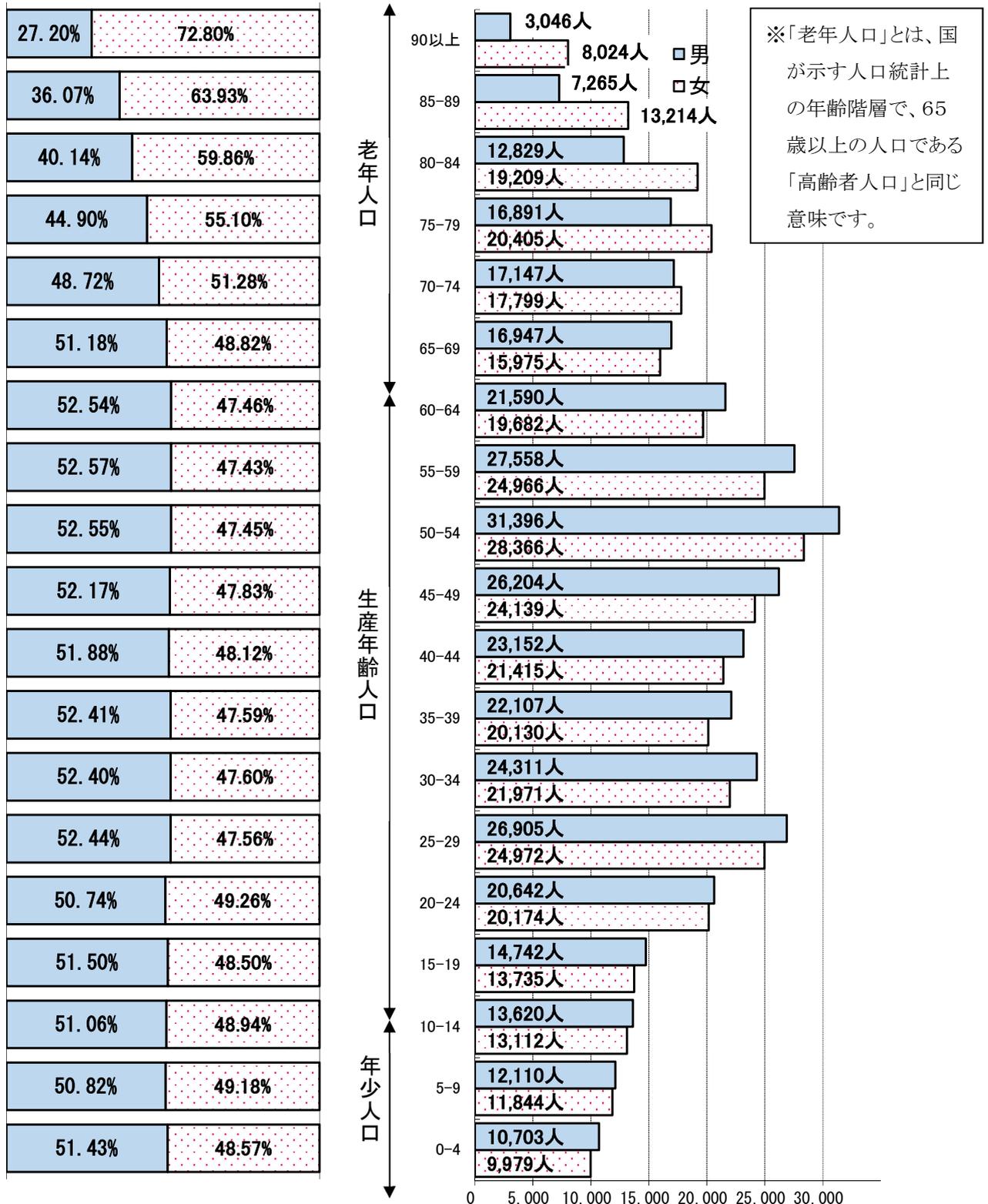
施一第2表 人口・世帯数・1世帯あたりの人員の推移



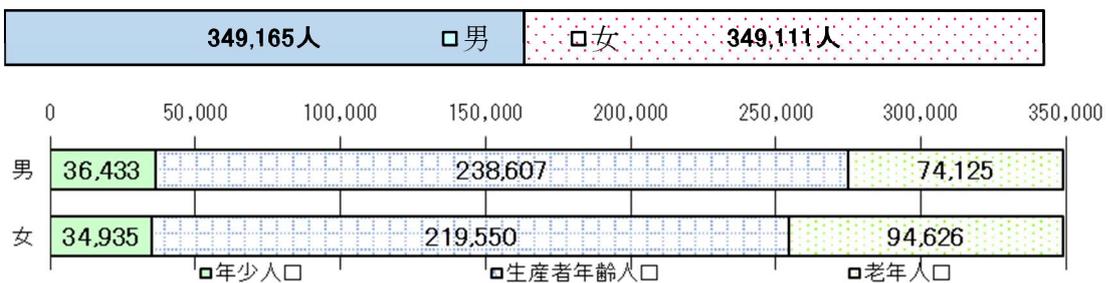
第1章 足立区の福祉施策

1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移

施一第3表 性別・年齢階層別人口構成 (令和7年1月1日) ※外国人登録を含む



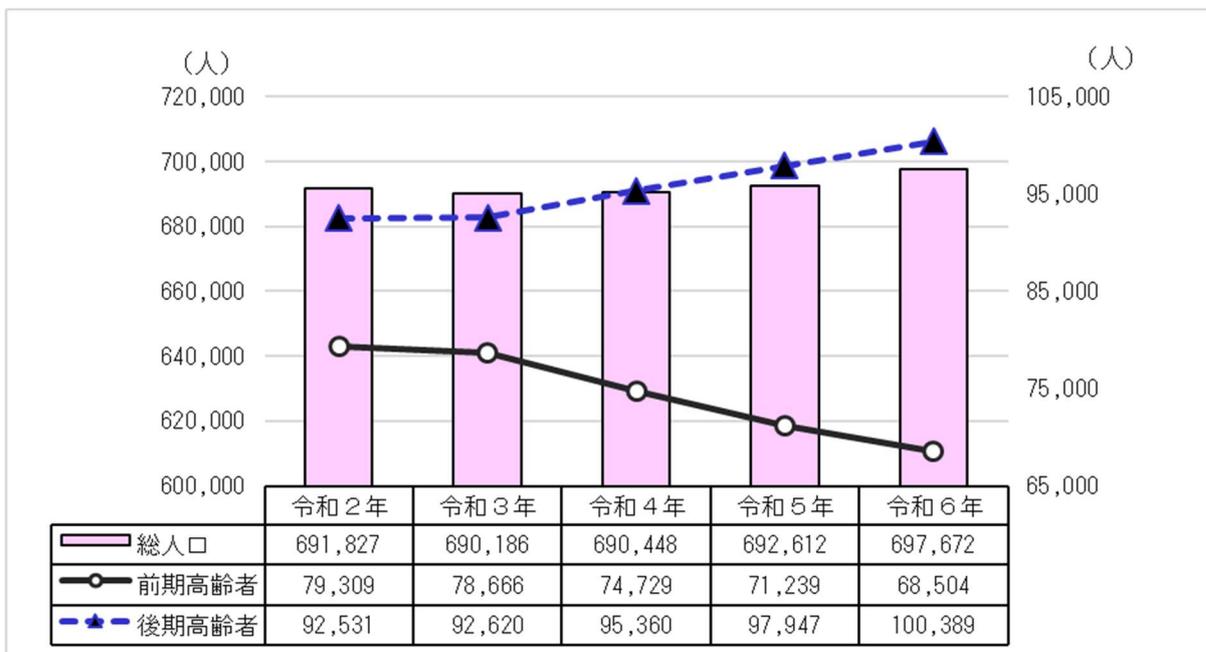
※「老年人口」とは、国が示す人口統計上の年齢階層で、65歳以上の人口である「高齢者人口」と同じ意味です。



(2) 高齢者人口

2024年(令和6年)10月1日現在の高齢者人口(65歳以上)は168,893人で、人口に占める高齢者の割合である高齢化率は約24.2%となっています。また、前期高齢者(65歳から75歳未満)数は68,504人、後期高齢者(75歳以上)数は100,389人となっています。

施-第4表 高齢者人口の推移(各年10月1日現在)



第1章 足立区の福祉施策

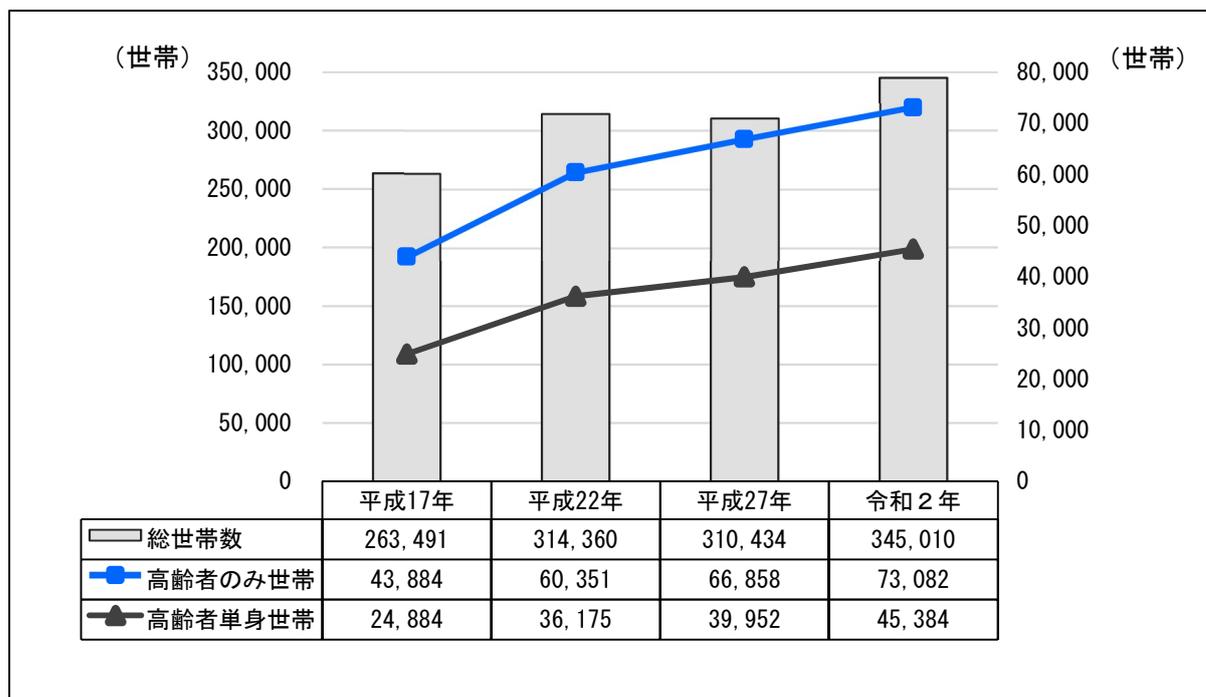
1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移

(3) 高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯の推移

令和2年に実施した国勢調査では、全世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合は約21.2%、高齢者単身世帯の割合は約13.2%となっています。

平成17年以降の15年間で、高齢者のみ世帯は約29,200世帯、全世帯に占める割合は約4.5%増加しました。また、高齢者単身世帯は20,500世帯、全世帯に占める割合は約3.7%増加しました。

施一第5表 世帯数の推移 (各年10月1日現在)



2 令和6年度主な新規・拡充事業

令和6年度新規・拡充事業一覧表

担当課	事業内容	掲載頁
福祉まるごと 相談課	【新規】 重層的支援体制整備事業 国が掲げる地域共生社会を目指し、包括的相談支援やひきこもり支援、就労準備支援のほか、多機関協働事業として新たに支援会議の運用を開始した。 包括的相談支援事業 内容別延べ相談件数：12,257件	176
	【新規】 出産費助成事業 子どもの出産にかかる費用の一部（最大10万円）を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備した。 支給人数：2,178人	26
高齢者地域包括 ケア推進課	【新規】 高齢者配食サービス支援事業（元気サポート弁当） 高齢者のみの世帯で、食事の用意が困難な方を対象に、1日1食、定価の300円引きでの配食により、バランスの良い栄養摂取と配食時の見守りを実施した。 認定者数：1,739人 配食数：115,204食	73
	【拡充】 緊急通報システムの設置 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯等で、慢性疾患などにより日常生活を営む上で常時注意を要する方を対象に緊急通報システムを設置し、在宅生活上の安全確保を図った。 令和6年度からは、固定電話がなくても携帯電話があれば利用できるように拡充した。 年度末設置台数：1,199件（前年度比109件増）	69
	【拡充】 紙おむつの支給 ねたきり等の高齢者および重度心身障がい者（児）に対し、紙おむつの支給または費用助成を行った。令和6年度から、所得制限を撤廃し対象者を拡大した。 支給件数：延べ63,464件（前年度比22,798件増）	70
	【拡充】 高齢者見守りサービス助成 高齢者の自宅に設置する、生活活動感知器等の初期設置費用と月額利用料を助成した。令和6年度から、月額利用料の助成上限額を1,000円から1,500円に引き上げた。 助成件数：延べ626件（前年度比262件増）	74

第1章 足立区の福祉施策
2 令和6年度主な新規・拡充事業

高齢者地域包括 ケア推進課	【拡充】 高齢者補聴器購入費用助成	75
	高齢期の中等度難聴の方が補聴器を購入する場合の費用に対し、50,000円を上限額として助成した。令和6年度から、所得制限を撤廃し対象者を拡大した。 助成件数：779件（前年度比324件増）	
医療介護連携課 障がい福祉課	【拡充】 介護・障がいのしごと相談・面接会	95
	福祉施設や事業所等において、人材の確保が厳しい状況をふまえ、身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業所と結びつけ、人材確保と区民の就労機会の拡大を図った。令和6年度は、実施回数を2回から3回に拡充した。 来場者数：211人（前年度比84人増）	
医療介護連携課	【新規】 若者向け就労体験・就労支援事業	95
	16歳から40歳の若い世代を対象に、3日から5日間の短期間で介護の仕事を体験する機会を提供した。体験後に就職を希望する場合は就労支援を行い、介護の仕事への就職につなげた。 就労体験参加者数：12人 就職者数：3人	
	【拡充】 介護職員資格取得等支援事業	95
	職員のキャリアアップに向けた環境を整備することにより、区内における介護従事者の人材確保・定着を推進するため、職員の資格の取得等を支援している事業者に対して必要経費を助成した。令和6年度から、助成対象研修を2種から20種に拡充した。 助成人数301人（前年度比123人増）	
障がい福祉課 足立保健所 中央本町地域・ 保健総合支援課	【拡充】 障がい者福祉手当の支給事業	131
	心身障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者福祉手当を支給した。令和6年8月1日から、対象を拡大し身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級のそれぞれ20歳未満の方を支給対象とした。 障がい者福祉手当受給者数 身体障害者手帳3級：1,278人（前年度比120人減） 愛の手帳4級：1,931人（前年度比423人増） 精神障害者保健福祉手帳1級：225人（前年度比34人増）	
障がい福祉課	【拡充】 福祉タクシー・自動車燃料助成事業	139
	外出困難な心身障がい者に対し、タクシー料金及び自動車燃料費の支払いに利用できる助成券を交付した。令和6年度から、助成上限額を引き上げた。（年33,000円⇒年42,000円） 事業費総額：387,484,616円（前年度比71,893,061円増）	

3 基本計画と地域保健福祉計画

(1) 基本計画の体系と福祉施策

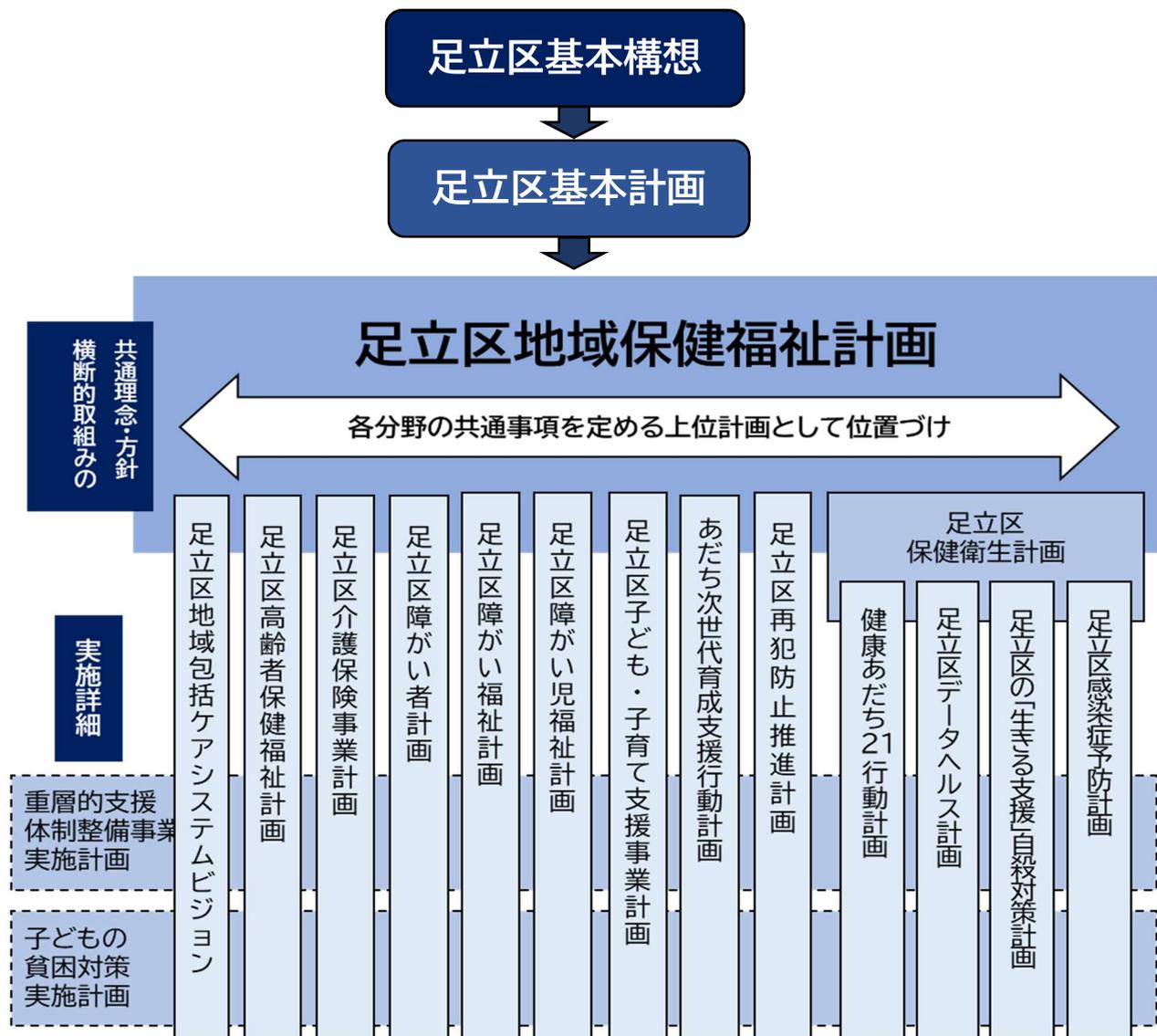
「足立区基本計画」は「足立区基本構想」で示す4つの基本的方向性をふまえ、区のすべての施策を体系的に整理し「7つの柱立て」（内福祉施策関連は3つ）に分類しています。各福祉施策についてもこの柱立てに基づいて計画し、具体的な事業に取り組んでいます。

また、「地域共生社会の実現」に向けた社会福祉法の改正を受けて、保健福祉分野における最上位計画として、令和6年度「地域保健福祉計画」を一新しました。

計画策定とともに、世代や属性を問わない包括的な相談支援や、ひきこもりの方などの参加支援等を一体的に推進する「重層的支援体制」を推進するため、令和6年4月に「福祉まるごと相談課」を創設しました。

施一第1図 地域保健福祉計画の体系イメージ

足立区地域保健福祉計画 位置づけイメージ



第1章 足立区の福祉施策
3 基本計画と地域保健福祉計画

施一第2図 福祉施策が関係する基本計画の体系

基本 構 想	足立区の将来像：「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」	
	1	ひと 多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人
	2	くらし 人と地域がつながる 安全・安心なくらし
	3	まち 真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち
	4	行財政 様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

施一第3図 基本計画の7つの柱立てと施策群 ※ の箇所が福祉施策に深く関連する施策

7つの柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人	自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人	地域とともに築く、安全なくらし	いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし	地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	活力とにぎわいのあるまち	区民の活躍とまちの活力を支える行財政
施策群	① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む ② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる ④ 人権と多様な個性を認め合う社会を実現する	⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する ⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する	⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する ⑧ 地域でつながり、支え合う地域共生社会を実現する ⑨ 健康寿命の延伸を実現する	⑩ 災害に強いまちをつくる ⑪ 便利で快適な道路・交通網をつくる ⑫ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める	⑬ 地域経済の活性化を進める	⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う ⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる

施一第4図 福祉施策に関連する施策等

〈施策群〉

① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む



② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える



⑦ 地域でつながり、支え合う地域共生社会を実現する
⑧ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する
⑨ 健康寿命の延伸を実現する



⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う



〈施策〉

A	子どもの状況に応じた学びの充実
B	子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援
C	妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実
D	多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービスの充実
E	配慮を要する子育て家庭への支援
F	重層的支援体制整備と支え合う地域づくりの推進
G	町会・自治会、NPO等の活動支援の推進
H	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムなどの体制の充実
I	障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実
J	高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護
K	くらしやしごと困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実
K	効果的かつ効率的な区政運営の推進

(2) 重層的支援体制整備事業

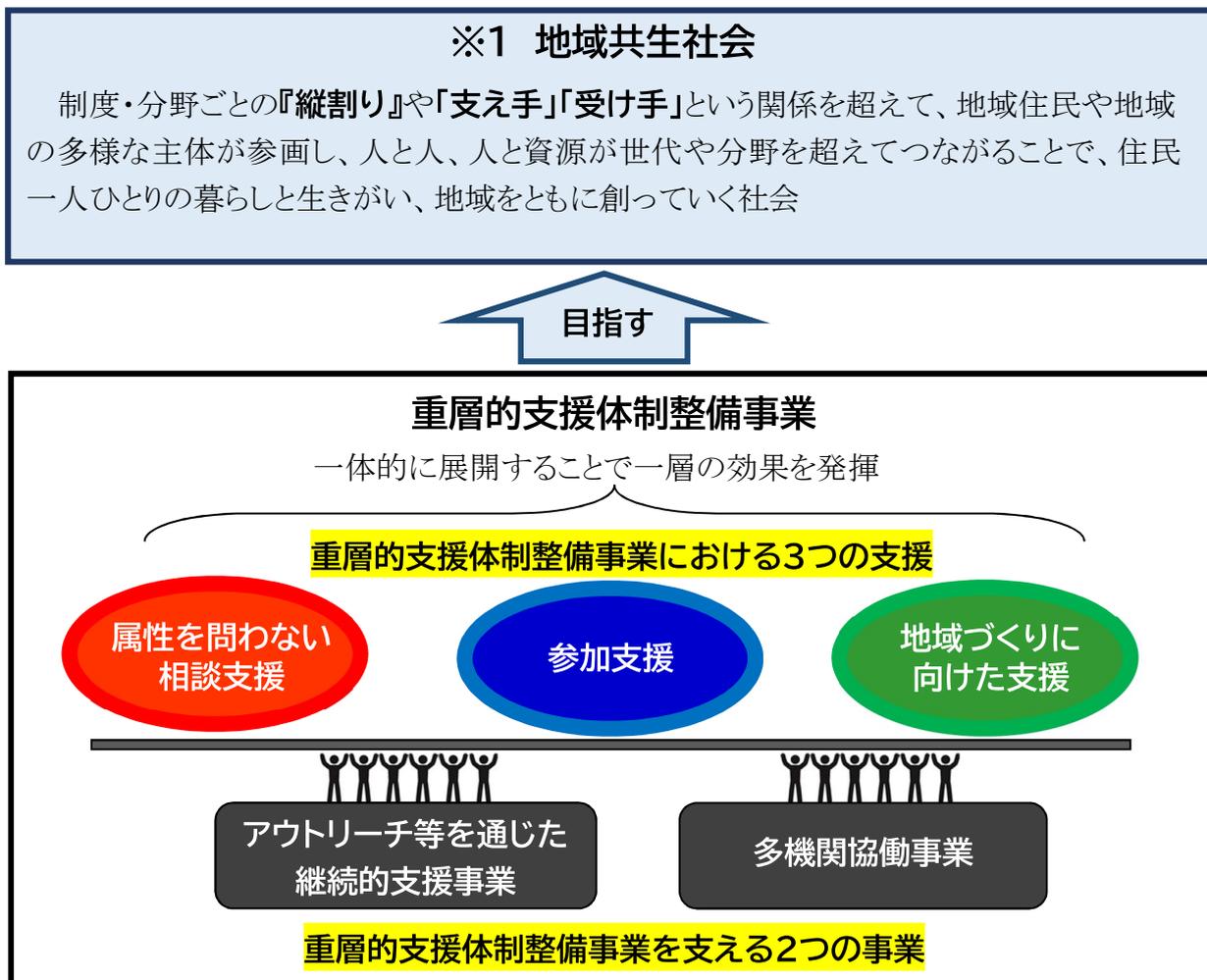
足立区では、国が掲げる誰もが生きがいと役割を持てる「地域共生社会」を目指し、令和6年度から新たに重層的支援体制の整備（令和2年の社会福祉法改正により重層的支援体制整備事業が創設）に取り組み、複合・複雑化した課題や、「どこに相談してよいかわからない」困りごとなど、高齢、障がい、子ども・子育てなどの属性・年齢・内容を問わず、誰でも・何でも断らずに受けとめる、包括的相談支援（まるごと相談）体制を構築しました。

また、令和6年度から取り組んできた重層的支援体制整備事業のうち、これまで未実施であった「地域づくり事業」に、令和7年度から新たに着手します。

ア 社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業の概要

(ア) 重層的支援体制整備事業とは

- ① 令和2年の社会福祉法の改正により創設（区市町村の任意事業）
- ② 地域共生社会^{※1}の実現を目指すための体制整備事業
- ③ 事業内容として3つの支援を規定
「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」
- ④ 上記③を支える事業として以下の2つを規定
「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」



イ 重層的支援体制整備事業各事業の概要と足立区での展開

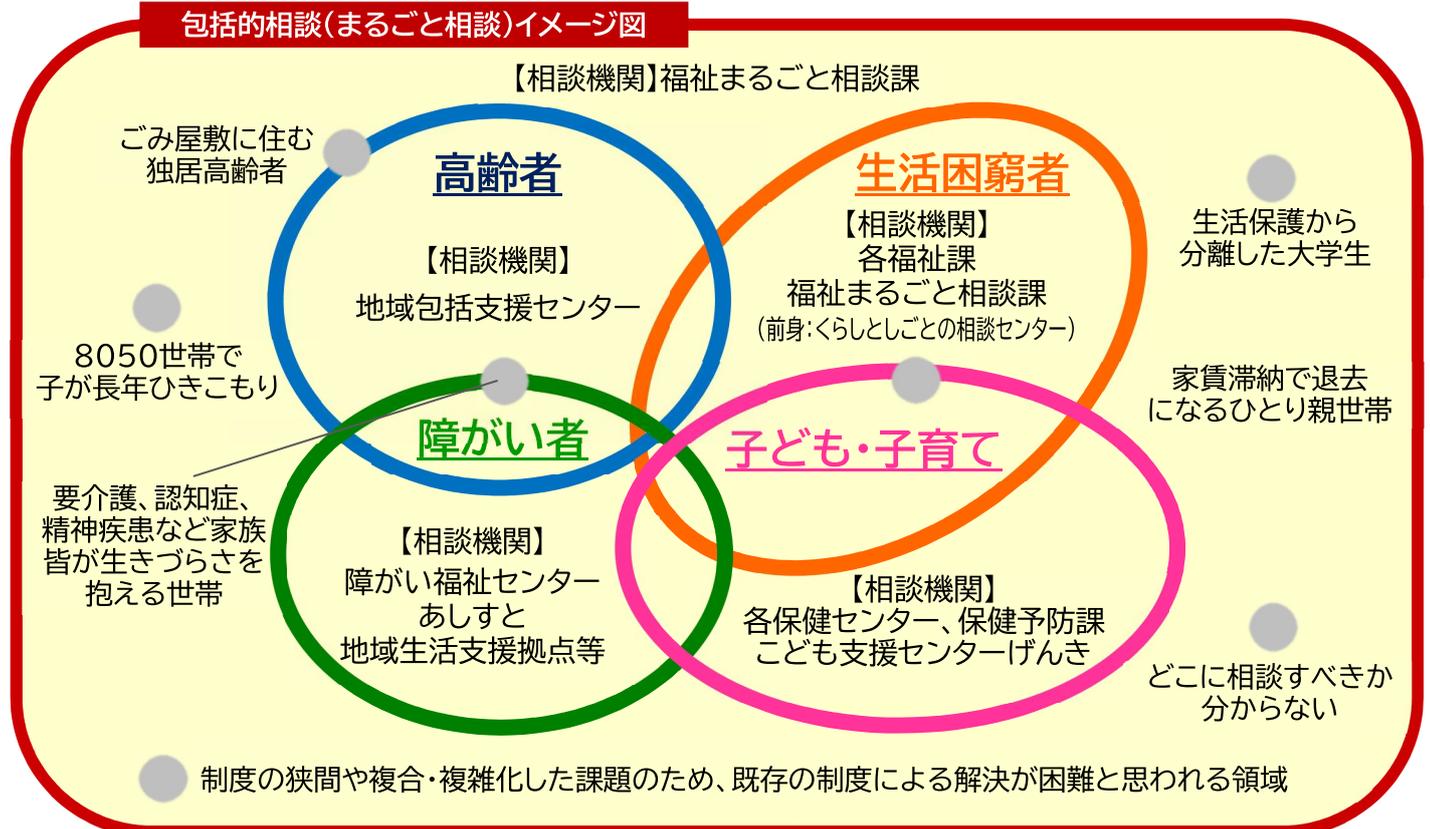
事業		支援内容	足立区
重層的支援体制整備事業	① 包括的相談支援事業	属性や世代・内容を問わずに受けとめる包括的な相談支援	R 6 年度実施
	② 参加支援事業	ひきこもり支援や就労準備支援などを通じ、地域とのつながりを作るための支援やマッチング	R 6 年度（強化）
	③ 地域づくり事業	属性や世代を超えて交流できる機会の整備や、地域における活動の活性化を図るため、多様な団体や人をコーディネート	R 7 年度実施
重層を支える	④ アウトリーチ等継続的支援	会議やネットワークの中から潜在的なニーズや相談・困りごとを見つけ出す。	R 6 年度（強化）
	⑤ 多機関協働事業	行政機関だけでなく、区市町村全体で包括的な相談支援体制を構築	R 6 年度実施

ウ 包括的相談支援（まるごと相談）

高齢、障がい、子ども・子育てなど既存の支援機関やネットワークが繋がりながら、相談者の課題・困りごとについて、包括的に支援していく体制を構築します。

既存の制度・分野ごとの相談支援に加えて、包括的相談支援（まるごと相談）にて属性・分野を問わずに受けとめ、複合・複雑化している課題や制度の狭間のニーズを関係部署・機関が連携することで、足立区での包括的な支援体制を築いていきます。

包括的相談(まるごと相談)イメージ図



既存の相談支援は活かしながら、「まるごと相談」で制度の狭間や複合・複雑化した課題を受けとめ、寄り添い支援

エ 多機関協働事業：組織・分野横断的な連携体制

既存の制度や単独の組織・相談支援機関では、支援につながらない複合・複雑化した課題や、制度の狭間のニーズに対しては、多機関が協働していくことが必要です。

“福祉まるごと相談課”が旗振り・調整役を担い、各分野が有している専門性やノウハウを活かしながら多機関が協働することで、複合・複雑化した課題の解きほぐしや支援の方向性を検討し、チームでの支援につなげていきます。

令和6年4月から新たに、多機関協働に際して支援会議及び重層的支援会議を定期又は随時で開催・運用し、包括的な支援体制を築いています。

会議	委員構成	役割	R6実績
支援会議	6部15課＋ 社会福祉協議会の 主に係長級職員	多角的な視点で課題を解きほぐし、支援方針を検討 (本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能)	12回開催 (毎月開催) 合計24ケース
重層的 支援会議	6部15課＋ 社会福祉協議会の 管理職	本人同意を得たケースの支援プランの適切さ、 支援の終結等の経過・成果を評価	2回開催 (12月、3月)

支援会議は、庁内6部15課＋社会福祉協議会から選出した、重層的支援の中核的役割を担う係長級以下の職員で構成しています。複合・複雑化した課題や、制度の狭間のニーズを吸い上げ、多角的な視点で課題を解きほぐし、支援方針等を検討しています。

また、ケースによっては、より深い関わりがある支援機関に絞ったカンファレンス（中心に関わるメンバーでの支援会議）を柔軟に開催し、具体的な支援について役割分担等を行い、チームによる支援を実施していきます。

さらに、重層的支援会議（支援会議を構成する所管・機関の管理職で構成）にて、支援会議で取り扱っている個別ケースの検討・状況を確認し、支援内容を評価します。



オ ひきこもり支援

(ア) ひきこもりとは

様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、概ね家庭にとどまり続けている状態

ひきこもりは年代問わず誰にでも起こりえることで、特別なことではありません。
また、ひきこもるきっかけや背景、状態も人それぞれ多様です。

(イ) 令和4年度の内閣府調査

生産年齢人口（15～64歳）のうち、ひきこもり状態の方は全国推計で約146万人（約50人に1人の割合）とされています。

【参考】足立区での同様の調査（平成31年度実施）

区内推計で生産年齢人口（15～64歳）のうち約6,400人

(ウ) ひきこもりへの偏見

「ひきこもりは本人の怠けや甘え」「ひきこもりは親の育て方のせい」等の偏見や固定観念が社会に根強く存在しています。それによりご本人やご家族が傷つき、ひきこもりについて相談していいのか悩んでしまい、結果必要な支援につなげていないケースも数多くあると考えられます。

(エ) ひきこもり支援のあるべき姿

従来、ひきこもり支援の目指すゴールは、「就労や社会参加による自立」とされてきました。しかし、「ひきこもり支援ハンドブック（令和7年厚生労働省発行）」では、「本人やその家族が、自らの意思により、自身が目指す生き方や、社会との関り方等を決めていくことができるようになること（自立ではなく自律※）」と明記されました。

就労や社会参加は、自律へと向かう過程の一つであり、ゴールではありません。

※ ここでの「自律」とは、「自己を律すること」ではなく、「本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する」ことを意味しています。

(オ) 区のひきこもり支援の基本的な考え方

誰ひとり取り残さない地域づくりに向けて、以下の考え方にに基づき、ひきこもりに悩む本人その家族・きょうだい等への支援を進めていきます。

- 1 足立区のひきこもり支援は、ひきこもり本人の生きづらさに寄り添い、自己肯定感や自尊感情を取り戻すことで、本人とその家族の生きる意欲の回復へとつなげることを主たる目的として実施し、必ずしも就労や自立を目指すものではありません。
- 2 足立区のひきこもり支援は、全世代のひきこもり本人とその家族を対象とし、積極的に信頼関係を築き、保つことに注力します。
- 3 足立区は、庁内外の多職種の関係機関に加え、地域の方々との連携を深め、誰一人取り残さないひきこもり支援体制を構築します。
- 4 足立区は、ひきこもりに対する偏見や固定観念をなくし、理解の輪を広げることで、ひきこもり本人とその家族が安心して相談や支援につながるよう、普及啓発に取り組みます。

第1章 足立区の福祉施策
3 基本計画と地域保健福祉計画

(カ) 足立区ひきこもり支援協議会・同支援検討部会の設置

ひきこもり支援の拠点の場として、令和5年12月に足立区ひきこもり支援協議会を設置しました。また、令和6年から同協議会の下に新たに「支援検討部会」を設けて、支援に係るメニューの具体的な内容検討を進めています。

会議	委員構成	役割	R6実績
支援協議会 (R5.12 設立)	学識、関係機関の責任者、区の部長級管理職	支援検討部会の内容を基に、支援の方針・考え方を議論・決定する場	3回開催(6月※書面開催、9月、2月)
支援検討部会 (R6.7 設立)	関係機関の現場担当者、区の係長級職員	現場に近い担当者の視点から、具体的な支援メニューを議論・検討する場	4回開催(7月、11月、1月、2月※書面開催)

(キ) セーフティネットあだち (ひきこもり専用相談窓口：委託で運営)

ひきこもり本人やその家族に対して相談支援等により積極的に信頼関係を築き、保つことに注力しながら、ひきこもりの本人や家族の尊厳と自己肯定感の回復を主要な目的として、相談と居場所を軸とした支援を行っています。

本事業は、社会とのつながりが希薄になってしまった方等への支援に、深い見識や多くの経験を有する専門事業者に運営を委託して実施しています。

	相談支援	居場所支援
対象者	本人、家族、きょうだい等	本人
支援の内容	専門知識やノウハウを持つスタッフによる相談(対面・電話・メール・訪問)	①自宅以外で本人が自由に過ごせる居場所の提供 ②スタッフや他の利用者との交流 ③イベントの実施(月1回以上)
R6実績	相談者実人数：209人 相談延べ件数：480件	利用登録者数：24人 延べ利用者数：528人
利用日時	週5日：毎週月曜から金曜 午前10時から午後6時まで ※ 土日祝、年末年始および毎月第2月曜(祝日の場合は第3月曜)は休み	
場所	(令和6年度) 足立区本庁舎別館 1階 (令和7年度～) 足立区生涯学習複合施設(学びピア21) 7階	

※ 令和7年度から、対面(リアル)以外の新たな居場所支援として、メタバース(インターネットを活用した仮想空間)を活用したオンライン居場所を実施

(ク) セミナーや情報発信による普及啓発

ひきこもりに対する偏見や固定観念をなくし、区民への理解の輪を広げるため、令和6年度は「ひきこもりの理解と支援のためのセミナー」の実施や各種情報発信による普及啓発に取り組みました。

項目	内容	R6実績
ひきこもりの理解と支援のためのセミナー	①ひきこもり経験者による特別講演 ②講師・ひきこもりの子を持つ家族・支援関係者によるトークセッション	①当日参加87名 ②講演とトークセッションを動画配信
特集記事掲載(あだち広報11月10日号)	①足立ひきこもり家族会と区長による特別対談(ご家族の思い、考えを知る) ②ひきこもり相談先の案内	区内各戸配布
ひきこもり支援リーフレット発行	①ご案内：セーフティネットあだち等 ②知る：ひきこもりに至る本人の心情 ③お互いに元気・安心であることの大切さ ④回復へのプロセス：過程の見える化 ⑤家族の声：足立ひきこもり家族会×足立区長 特別対談	8ページ A5判：15,000部 A4判：5,000部 ※ 区施設、小・中学校、ホウカツ、医療機関等へ配布

(ケ) 【参考】ひきこもり実情把握・実態調査の実施(R7実施事業)

区内における「ひきこもり状態」にある方の推計人数や背景、ニーズや課題を把握・分析し、今後のひきこもり支援に必要な施策を検討するための基礎データを得ることを目的に、令和7年度中に調査を実施します。

項目	無作為調査	当事者調査	事業所調査
調査対象	区内在住の令和7年4月2日において中学生を除く満15歳から64歳の男女 ※ 無作為抽出	これまでにセーフティネットあだちの支援を受けている・受けたことがあるひきこもりの当事者等	区内の介護関係事業者(ホウカツ、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション等)
調査内容	区内のひきこもり推計人数等最新傾向の把握	区の支援メニューへのニーズ等の把握	事業者とひきこもりの関わり等の把握
標本数	5,000人	200人程度	500件程度

カ 地域づくり事業（令和7年度実施に向けた準備）

令和6年度から取り組んでいる重層的支援体制整備事業の3つの支援のうち、未実施であった「地域づくり事業」を、令和7年度から新たに実施します。

(ア) 地域づくり事業の実施形態

足立区社会福祉協議会への事業委託により実施

(イ) 地域福祉コーディネーターの配置

足立区社会福祉協議会の職員2名を、地域づくり事業の中核を担う“地域福祉コーディネーター^{*1}”として、基幹地域包括支援センター東部に配置

※1 地域福祉コーディネーターとは

地域住民や関係機関・団体が、属性や世代、分野を超えて支えあう仕組み・福祉ネットワークづくりをする地域福祉の専門職

(ウ) 地域福祉コーディネーターの主な役割

以下の3つ（気づく、つなぐ、つくる）の役割・視点を持って、自ら地域に足を運びながら、様々な人や団体とのつながりの中で活動し、足立区における地域福祉の向上を図っていきます。

主な役割		委託内容	活動内容案
①	気づく	地域に出向き、様々な困りごと・地域課題・潜在的な福祉ニーズを把握・情報収集	ア ニーズ・資源把握（訪問によるヒアリング） イ 調査 対象：ハウカツ、相談支援事業所、各種団体 等
②	つなぐ	住民同士や多様な地域団体がお互いを知り、課題解決に向けて話しあえる場やつながり（チーム）づくりをコーディネート	ア 分野を問わない参加機会の創出等に向けた懇談会／準備会 イ 定例会の立ち上げ
③	つくる	既存のサロンや教室等との地域活動を活用し、課題を解決するための「分野を横断した参加の機会」を創出	ア 民間支援団体等による新規の活動企画案の立ち上げ支援 イ ワークショップの開催

また、社会福祉協議会に配置されている既存の“地域支え合い推進員^{*2}”等とも連携し、属性や世代、分野を超えて支えあう仕組みづくり、地域福祉活動の活性化を図っていきます。

※2 地域支えあい推進員とは

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活支援や介護サービスの提供体制をサポート・コーディネートする者(別名:生活支援コーディネーター)

(3) 福祉施策の方向と目標値(基本計画) ※主なものを抜粋

ア 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実〈施策群②：施策D〉

- (ア) 人口推計や保育ニーズの詳細な分析により、保育需要の正確な把握に努めます。
- (イ) 国・東京都と連動して私立保育施設の経営支援を行うとともに、計画的な保育施設の更新を進めることで、安定的な保育サービスを提供し、継続的な待機児童ゼロの状態を構築していきます。

施－第6表

指標名	現状(実績)値 (2024年度)	中間目標値 (2028年度)	最終目標値 (2032年度)
保育需要に対する待機児童率 ※低減目標	0.05%	0%	0%

イ 配慮を要する子育て家庭への支援〈施策群②：施策E〉

- (ア) 支援が必要な子ども・家庭を早期に発見し、関係機関と連携したきめ細かい支援を行い、虐待の発生予防に努めます。特に、虐待の危険性が高いとされる乳幼児がいる家庭への支援を強化します。
- (イ) 虐待に関する高い対応力を備えた職員の育成に加え、足立児童相談所への分室の設置を含めた虐待事案への体制強化を進めます。
- (ウ) 児童扶養手当の支給や医療費助成のほか、資格取得やセミナー・講座の開催など、就労に関する支援を進め、困難を抱えるひとり親家庭の経済的自立と貧困の連鎖の解消に取り組みます。
- (エ) 養育費に関する情報提供や養育費の確保・取り決めに関する支援を充実させ、ひとり親家庭の経済的困窮に伴う生活困窮や教育格差・体験格差などの解消を支えていきます。
- (オ) 窓口・電話相談に加え、情報交換や体験活動を通じた交流機会の提供やポピュレーションアプローチなどを活用することで、支援が届きにくい子育て家庭の困りごとや悩みごとを把握し、個々のケースに適した支援制度につないでいきます。

施－第7表

指標名	現状(実績)値 (2024年度)	中間目標値 (2028年度)	最終目標値 (2032年度)
虐待対応終結率	62.0%	70.0%	70.0%
児童扶養手当受給率 ※低減目標	79.5%	75.0%	70.0%
ポピュレーションアプローチによる、子育て家庭訪問事業で、対象世帯の子育てに関する相談に応じた件数のうち、関係機関等につないだ割合(※)	—	8.0%	8.0%

※ 令和7年10月開始事業のため、実績なし

**ウ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実
〈施策群⑦：施策H〉**

- (ア) 運動・栄養・口腔・社会参加を中心に、健康維持の取組や人・地域とつながるための機会を充実させることで、フレイル・介護予防と社会的孤立の防止を図り、高齢者の自立した生活を支援します。
- (イ) 認知症の正しい知識・理解をふかめるための普及啓発を強化するとともに、早期診断・早期対応を充実させ、認知症の人や家族が安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。
- (ウ) 介護保険サービスのほか、高齢者サービスなど在宅生活の支援を充実させることで、区内の住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みを構築し、高齢者にとって安心なまちを実現していきます。
- (エ) 生活の基盤となる住まいの確保に向けた相談機能の強化に加え、関係機関や事業者と連携した入居までの寄り添い支援を実施し、高齢者の在宅セーフティネットの構築を進めていきます。
- (オ) 医療・介護の連携を強化し、高齢者の在宅療養を支える医療・介護サービスの提供体制の充実を図ることで、今後さらに増加が見込まれる在宅療養ニーズに対応していきます。
- (カ) 介護人材の確保・定着を推進するとともに、スキルアップを支援していくことで、介護サービスの安定的な供給を図っていきます。

施－第8表

指標名	現状(実績)値 (2024年度)	中間目標値 (2028年度)	最終目標値 (2032年度)
介護が必要になっても今の生活圏域で安心して暮らし続けられると思う高齢者の割合	69.1%	74.0%	78.0%
高齢者における地域包括支援センターの認知度	81.0%	85.0%	89.0%

エ 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実〈施策群⑦：施策I〉

- (ア) 増加する障がい児・者への支援ニーズに対して、必要なサービス量の確保を図るとともに、事業者指導体制の強化による質の向上を進めることで、障がい福祉サービスを必要とする区民が安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。
- (イ) 国に相談支援事業への報酬の見直しを働きかけるとともに、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけや未従事の相談支援専門員有資格者の活用を進め、相談支援体制を充実させます。
- (ウ) 相談支援事業所のネットワークを強化することで、質の面でも相談支援事業所のサポートを充実していきます。
- (エ) 地域自立支援協議会はたらく部会や区内就労系サービス事業所のネットワークを通じた連携と就労に向けた取組を充実させ、障がい者それぞれの特性や希望に合わせた就労を支援していきます。
- (オ) 障がいに応じた意思疎通支援や合理的配慮に関する理解浸透を進めることで、障がいがあっても社会参加しやすい環境づくりを進めていきます。

施－第9表

指標名	現状(実績)値 (2024年度)	中間目標値 (2028年度)	最終目標値 (2032年度)
区の障がい者支援施策に満足している障がい者の割合	—※	45.0%	50.0%
障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用者のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用する障がい者・児の割合	—※	70.0%	82.0%
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数(年間)	68人	145人	165人

※ 障がい児・者への満足度調査は実態調査は3年ごとに実施しており、2024年度は調査実施年にあたらないため実績なし

オ 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護〈施策群⑦：施策J〉

- (ア) 養護者による高齢者虐待については、虐待防止に関する普及啓発や地域との協力体制の構築に加え、地域包括支援センターへの相談体制整備などを進めることで、虐待対応力強化に取り組んでいきます。
- (イ) 施設従事者等による高齢者虐待については、職員による実地調査や関係自治体との連携強化により、介護事業者への指導力を向上させていきます。
- (ウ) 障がい者福祉施設従事者等による虐待については、従事者が気軽に相談・通報できる仕組みづくりを進めるとともに、適切な支援ができるよう各施設の組織力を向上させます。
- (エ) 養護者による虐待については、虐待対応に加えて、養護者や家庭が抱える個別の問題に寄り添い、支援することで、虐待の未然防止・再発防止に取り組んでいきます。
- (オ) 成年後見制度を必要とする区民が制度を利用できるように周知・PRを強化するとともに、相談窓口を充実していくことで、区民の権利擁護を図っていきます。
- (カ) 支援者のネットワークを広げていくことで、確実に意思決定を含めた権利擁護支援につなげていきます。

施－第10表

指標名	現状(実績)値 (2024年度)	中間目標値 (2028年度)	最終目標値 (2032年度)
高齢者に対する虐待があったと行政機関が判断した件数 ※低減目標	182件	200件以下	200件以下
障がい者に対する虐待があったと行政機関が判断した件数 ※低減目標	36件	6件以下	5件以下
区民の成年後見制度利用者数	1,241人	1,330人	1,410人

カ くらしやしごと困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実〈施策群⑦：施策K〉

- (ア) 弁護士などの専門家や社会福祉協議会をはじめとした関係機関との連携によって、一人ひとりが抱える複合・複雑化した課題に対する適切な支援を提供していくとともに、各事業の効果検証と改善を進め、効果的・効率的な事業展開と組織体制の整備を進めていきます。
- (イ) 就労準備支援事業の事業スキームの効果検証と継続的な事業改善を進めることに加え就労支援が長期化する方へのアプローチやハローワークをはじめとした関係機関との連携強化により、生活困窮者の就労による自立を目指します。
- (ウ) 生活保護受給世帯に対しては、早期に自立できる可能性の高い「その他の世帯」（高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯）を中心に、きめ細かい就労支援を実施していきます。
- (エ) 子ども一人ひとりの課題に応じ、関係機関と連携して就学継続に関する支援や学習機会の提供を進めていくことで、子どもの自立と貧困の連鎖の解消に取り組みます。
- (オ) 専門的知識を担う職員の育成やノウハウの蓄積を進め、子どもだけでなく、保護者も含めた継続的な支援を実施することで、学習・生活環境の改善を図っていきます。

施一第11表

指標名	現状(実績)値 (2024年度)	中間目標値 (2028年度)	最終目標値 (2032年度)
生活困窮者における就労・進路決定率	62.2%	72.3%	73.5%
生活保護受給世帯の「その他の世帯」の就労率（稼働収入認定のある世帯の割合）	30.3%	40.0%	45.0%
生活保護受給世帯の高等学校等の中退率（過去4年間の平均）※低減目標	2.9%	4.0%	3.3%

第 2 章

施策別事業概要

I 児 童 福 祉

児童福祉施策の概要



1 児童福祉施策の現状

(1) 教育・保育を受ける機会の確保・推進

- ア 「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき、必要な保育定員を確保していますが、本人の希望と施設の空き状況の不一致等から、令和7年4月は待機児童が7名発生しました。
- イ 教育・保育の無償化は、教育・保育を受ける機会の確保・推進のために、国や東京都の補助金制度を活用し、利用者負担軽減を図るとともに以下の支援を行っています。
- (ア) 幼稚園利用者への支援は、国と東京都の保育料補助に加え区独自にも上乗せし、さらに令和2年4月から教材費等も補助対象とし、保育料補助は区内の幼稚園に直接支給
- (イ) 保育施設利用者への支援は、区独自に令和2年4月から保育施設を利用する区内在住の3歳から5歳児の給食費相当（副食費）を無償化
- (ウ) 幼稚園利用者へのさらなる支援として、令和5年4月から給食費（月額7,500円まで）を無償化
- (エ) 令和5年10月から、認可保育施設等の第2子（0～2歳児・課税世帯）の保育料を無償化及び認証保育所利用者への第2子に対する補助額の拡充を実施併せて、私立幼稚園への預かり保育を利用する満3歳児への補助を拡充令和6年4月から認可外保育施設（認証保育所を除く）の利用者に対する保育料補助を拡充
- (オ) 一定期間、継続的に私立幼稚園・私立認定こども園のプレ保育等を利用している2歳児の保護者に対し、令和6年4月より利用料の補助を実施
- (カ) 令和7年4月より預かり保育助成金の拡充を行い、さらなる保護者の負担軽減を実現

(2) 教育・保育の質向上への取り組み

- ア 法令等に基づき就学前教育・保育施設へ立ち入り「指導検査」を実施するとともに、「巡回訪問」による寄り添い支援を行うことで、教育・保育の質向上に取り組んでいます。
- イ 人権や子どもの発達につながる研修の実施及び、巡回訪問を行う中で保育者の専門性の向上に取り組んでいます。
- ウ 日々の保育者の関わりが子どもの成長に与える影響を可視化するため、区立園で「保育者の関わりアンケート」と「5歳児の子どもの育ちアンケート」を実施し、有識者による分析を進めています。

(3) ケアを必要とする子どもの把握と支援

ア 医療的ケア児等支援

令和5年度は小学校3校で試行的に医療的ケア児支援を実施しました。継続的に安心して安全な医療的ケアの実施体制構築に向けて医療的ケア児等地域支援作業部会で検討しています。

イ ヤングケアラー支援

ヤングケアラー*については、児童虐待と異なり、緊急的に状況を解決するというより

第2章 施策別事業概要－I 児童福祉

1 児童福祉施策の現状

はケアの負担を軽減する支援を活用しながら家庭での生活が続けられるよう、本人及びケアを受ける側の家族の考えや思いにも留意し、関係機関と連携して支援にあたっています。

※ 国は、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」としています。

ウ 不登校児童・生徒支援

必要に応じて学校と協議の上、登校サポーターを派遣し、お迎え支援や別室登校支援を行っています。令和6年度は、別室における配置時間を拡大して各学校の別室を安定的に開室できるようにすることで、不登校または不登校傾向の児童・生徒の居場所の確保に努めました。また、教育相談を経由してチャレンジ学級・あすテップ（教育支援センター）、居場所を兼ねた学習支援や家庭学習支援事業の利用につなげ、学習の補充や集団適応を促進し、学校復帰・進学など児童・生徒の成長を支援しています。

(4) 子どもの貧困対策の推進

ア 令和2年3月に策定した「未来へつなぐ あだちプロジェクト（第2期足立区子どもの貧困対策実施計画）」では、ものづくり、職業体験など「子どもの経験・体験機会の拡充」や「地域との関わり（協働・協創）」等をさらに強化して、全庁をあげて子どもの貧困対策に取り組んでいます。

イ 令和3年3月に「あだち子どもの未来応援基金」を創設し、多くの寄附をいただき、子ども食堂・学習支援・居場所・フードパントリーなどを行う団体の活動支援や、児童養護施設等から自立する若者への支援、食の確保が必要な児童・生徒への支援に活用しました。

ウ 令和4年1月に「高校の中退予防強化」「高校中退後の支援」を2本柱に、子ども・若者を支える様々な機関がネットワークを形成し、専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みの構築を目指す「若年者支援協議会」を設置したことで、中学、高校、NPO 団体、行政機関等と連携して、代表者会議やチャレンジ応援会議、分科会を開催し、若年者支援の協議を行いました。

エ 学校や仕事の悩み、メンタルヘルスの不調を抱えている若者の専門相談窓口「あだち若者サポートテラス（SODA）」を設置し、374名の若者の悩みに対応し、医療機関やNPO、就労先などの必要な支援先に192名をつなぎました。

(5) 子育て家庭へのポピュレーションアプローチの構築

養育支援家庭などへのハイリスクアプローチに加え、子育て家庭の孤独・孤立防止を強化するために、足立区ならではのポピュレーションアプローチとして、子育て相談や絵本等の配付を行う子育て家庭（全世帯）への訪問事業と「足立区あんしん子育てナビ」をリニューアルし、プッシュ機能などの機能追加を行う「子育て支援アプリ」の提供に向けて構築を進めました（どちらも令和7年10月開始予定）。

2 令和6年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

児概一第1表

令和6年度重点	主な取り組み結果（カッコ内は前年度実績）
ア 待機児童解消の推進	令和7年4月の待機児童数 7人（5人）
イ 発達支援が必要な子どもへの支援	・ 相談児童数4,411人（4,273人）のうち関係機関と連携できた割合99%（98%）
ウ 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援	児童虐待通告受理件数1,415件（1,530件）のうち、実際に虐待のあった件数1,362件（1,435件）
エ ひとり親家庭の自立支援の推進	就労セミナー参加者延べ58名（131名）、就労等相談789件（939件）等を経て、自立支援給付金事業の修了者14名中6名（14名）が正規就労
オ 居場所を兼ねた学習支援事業の継続した取り組み	居場所を兼ねた学習支援事業参加者数 369名（361名）

3 児童福祉施策の方向性

(1) 安全・安心への取り組み

ア 就学前教育・保育施設の事故防止及び再発防止

(ア) 事件・事故が発生した場合は、事案に応じて実地調査を実施し、施設に助言・指導を行い再発防止に努めています。また、全ての就学前教育・保育施設に対し事故の概要及び再発防止策等の周知徹底を進めています。巡回訪問では事故のリスクのある保育環境に対し、事故事例をあげ、施設長等の危機管理意識を高めるとともに、具体的な事例をあげて支援しています。また、指導検査ではマニュアル等の内容を職員間で共有し、共通認識をもって保育にあたっているか確認及び指導を行い、安全な保育環境の整備を進めていきます。

(イ) 区立園の危機管理マニュアルについて、私立園も含めた各園へ周知徹底を図るとともに、事故防止研修を実施します。

イ 生命（いのち）の安全教育

「教育・保育の全体的な計画」を基に、人権研修や年齢別担任研修を実施し、発達段階に応じた連続性のある教育を行っていきます。

(2) 子育てと仕事の両立支援

ア 待機児童ゼロの継続と保育施設の空き対策

以下の取り組みを通じて、引き続き保育環境の向上を図っていきます。

(ア) 区立園・公設民営園は、築年数が40年を超える施設が多く老朽化が進んでいることから、施設更新計画に基づき、計画的な施設更新を検討していきます。

(イ) 私立園の建て替えでは、仮園舎として活用可能な区有地等の用地情報の提供に努めるとともに、「子ども・子育て施設整備基金」を活用し、施設更新を支援していきます。

(ウ) 就学前人口の減少等に伴って生じる保育施設の空きに対しては、既存施設の更新に合わせて定員を見直すほか、区立園の定員抑制や私立園の定員変更等に取り組むことで、保育供給量の調整を図っていきます。

(エ) 令和4年10月より開始した「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」により、引き続き突発的な事情等で一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、区が利用料の一部を補助することで多様なニーズに応じていきます。

(オ) 令和5年5月からは、年度途中で待機児童となった場合の預け先の選択肢の一つとして、新たな「ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）」を実施しています。

イ 就学前教育・保育施設における教育・保育の質向上に向けた取り組み

(ア) 「指導検査」を基準に則って適正に実施するとともに、助言や提案を主眼とした「巡回訪問」など、施設に寄り添った支援を継続して実施していきます。

「指導検査」については、平成28年度から対象施設を拡充してきましたが、さらに令和7年度以降は、幼児教育・保育の無償化の対象施設である私学助成の私立幼稚園を段階的に対象としていくための準備を進めていきます。

(イ) 「巡回訪問」では、区の教育・保育のスタンダードである「足立区教育・保育の質ガイドライン」を用いて施設への助言・提案を行っていきます。また、新規採用および保育経験年数の浅い保育者等を対象に研修を実施し、研修後の保育実践について報告してもらうことで、研修の学びが保育に活かせる仕組みをつくり、研修の充実を図っていきます。

(ウ) 令和6年度に区立園で実施した「保育者の関わりアンケート」と「5歳児の子どもの育ちアンケート」の有識者による分析を基に各園で振り返りを行い、さらなる教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 特別な支援を要する子どもや養育困難家庭への支援

ア 発達に心配がある子どもへの支援

(ア) 特別支援教育の取り組みを強化

① ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、通常学級を含めた特別支援教育の推進を図り、通常学級に波及できる事業を展開していきます。

② 特別支援学校の高い専門性を生かした継続的な支援を活用し、小中学校に在籍をしている特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、そのニーズに応じた適切な教育を提供していくためセンター的機能を活用していきます。

(イ) 発達障がい児支援事業の取り組みを強化

「気づく」「つなぐ」「支える」の3つの視点から、発達支援が必要な子どもへの相談と支援、保護者や支援者に対するサポート体制の充実を図っていきます。

① 支援者に対しては、専門職による研修等をおして知識と技術の向上を目指す支援を行っていきます。

② 保護者に対しては、チューリップシート配付時に同封するQRコードを通して、配信型のペアレントトレーニングの動画を全家庭に提供していきます。

③ 保護者支援の一助である、ペアレント・メンター事業では、外部講師を招いた学びの場をもうけることで、メンターの質の向上を図り、寄り添った支援施策を行っていきます。

(ウ) 医療的ケア児等支援

① 学校における受入れ体制を構築するために、小学校3校で試行実施、検証を図り、本格的な支援開始につなげました。

- ② 医療的ケア児の保護者に実施したアンケート結果を基に、医療的ケア児の保育所での受入れ指定園を3園から5園に拡大しました。医療的ケア児等の情報収集に努め、重層的な地域支援体制の構築につなげていきます。

イ 不登校支援の推進

- (ア) スクールソーシャルワーカーは関係機関との連携による支援を進めるとともに、体制強化を図り、年々増加する不登校児童・生徒に対応していきます。
- (イ) 私立学びの多様化学校（旧不登校特例校）に在学する児童・生徒の保護者への助成やフリースクール等利用者への助成など、経済的負担を軽減する事業を実施していきます。
- (ウ) 足立区ホームページ内に「不登校支援ポータルサイト」を開設し、区の不登校支援に関する事業や取り組みを紹介するとともに、様々な相談機関等に関する情報を提供しています。
- (エ) 不登校の要因と当事者がどのような支援を求めているかなどを把握し施策を検討していくため、令和7年度に区立小中学校に在籍する児童・生徒及び保護者を対象にアンケートを実施する予定です。

ウ 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援

- (ア) 子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることについて、子どもの福祉を保障するための原理として理解し、業務を適切に行います。
- (イ) 子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには保護者ごと支える視点が不可欠であるため、専門相談員による養育相談・助言に加え、事業協力員や委託事業者による養育支援訪問事業等を通じ、虐待予防に取り組みます。
- (ウ) 足立区要保護児童対策地域協議会において、養育困難家庭や児童虐待を早期に発見し、各機関の連携と役割分担で子どもと家庭に早期の段階からの的確な支援を行っていきます。
- (エ) 「完璧な親なんていない講座」、「イライラしない子育て講座」等、親の子育て力向上のための取り組みを行っていきます。
- 上記サービス等を活用し、子どもが家庭で安心して暮らせるよう、引き続き在宅支援を充実させていきます。

エ ヤングケアラーへの支援

- (ア) ヤングケアラーの負担を軽減するためには、生活福祉や障害福祉、高齢者福祉など、様々なサービスの支えも必要となることから、各分野の関係機関と緊密に連携し家族全体を重層的に支援していきます。支援者が支援方針を決めつけることなく、本人の意思に沿い、本人の負担軽減につなげることを重視します。

(4) 子どもの成長や子育て家庭への支援

ア 乳幼児期からの生活リズムの定着

- (ア) 保育園や幼稚園等と連携して、家庭内で行える「早寝・早起き・朝ごはん」に関する取り組みを実施し、乳幼児の健やかな成長に欠かせない基本的な生活リズムを身につけられるよう啓発活動を行っていきます。
- (イ) 長期の休みには生活リズムも乱れがちであることから、夏休み前、希望する小学校の1年生に「早寝・早起き・朝ごはん」チェックブックを継続して配布します。

イ 乳幼児の親子の居場所づくり

(ア) 乳幼児の子育て家庭における育児の不安感の軽減や孤立防止を図るために、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊べる子育てサロンを区内に66か所設置し、引き続き、子育て相談への対応や子育て中の親子同士の交流の促進を図っていきます。

(イ) 幅広い利用者層に対応するため、子育てサロンを3タイプ（商業施設等内の子育てサロン、拠点型子育てサロン、児童館子育てサロン）に分けて役割を明確にし、利用者の状況に合った子育てサロンの選択を可能にしています。

(5) ひとり親家庭等の支援と自立支援策の推進

ア ひとり親家庭等の支援

(ア) ひとり親等の医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進および経済的負担の軽減を図っています。

(イ) 児童扶養手当、児童育成手当を支給することにより、児童とひとり親等の福祉の増進および自立促進を図っています。

イ ひとり親家庭の自立支援策の推進

(ア) ひとり親家庭の父または母の就労を促進するため、ハローワークと連携した自立支援プログラムの策定や就業に有利となるような国家資格等の取得を支援しています。今後も継続して実施することで、自立に向け、正規就労に結びつくよう支援していきます。

(イ) 相談事業や交流の場である「サロン豆の木」を実施することで、ひとり親家庭が地域で孤立することのないよう支援していきます。

(6) 子どもの貧困対策の推進

令和5年度を若年者支援元年と位置付け、教育・就労・暮らしの分野で様々な支援を開始しました。令和6年度からは、若年者支援のさらなる推進を目指し、義務教育終了後、区の支援が手薄の若者から直接意見を聴く「アダチ若者会議」を実施し、新たな支援策を構築しました。

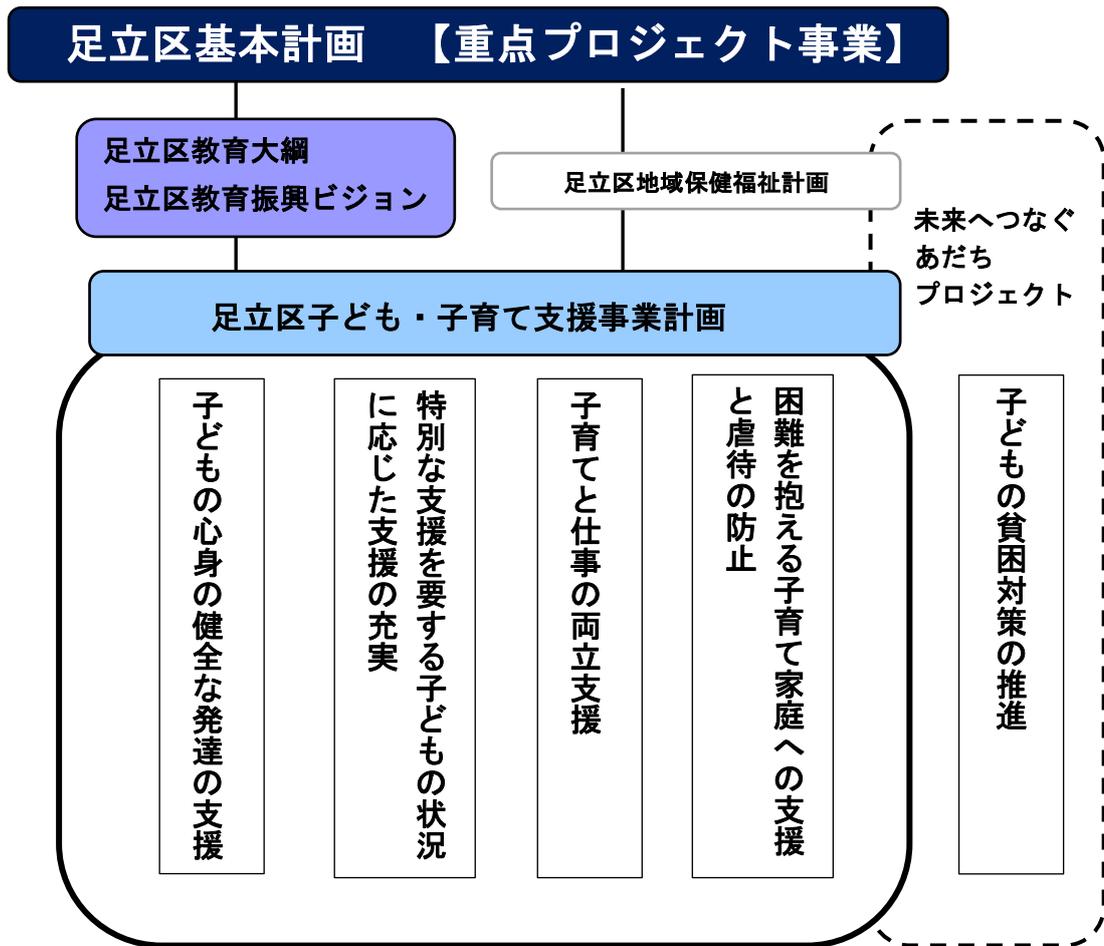
(7) 出産費助成事業の開始

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、出産費用の自己負担分の一部を助成する区独自の事業を開始しました。「出産費用の総額（入院費及び分娩費）」と「出産育児一時金など」の差額分について、子ども一人につき最大10万円の助成を行います。

4 児童福祉施策の展望

子ども・子育てに関する施策は、区の基本計画（重点プロジェクトを含む）の分野別計画である「子ども・子育て支援事業計画」や全庁で取り組んでいる「未来へつなぐ あだちプロジェクト」などの計画と密接に関連しています（体系図参照）。そのため、児童福祉施策については、こうした計画の進捗状況も踏まえながら、総合的かつ実効性をもってすべての子育て中の家庭が安心して子育てできる環境の整備を推進していきます。

児概一第1図 児童福祉施策の体系図



児童福祉施策の事業概要

1 相談窓口

(1) 児童家庭相談

(こども家庭相談課家庭支援第一係～第三係)

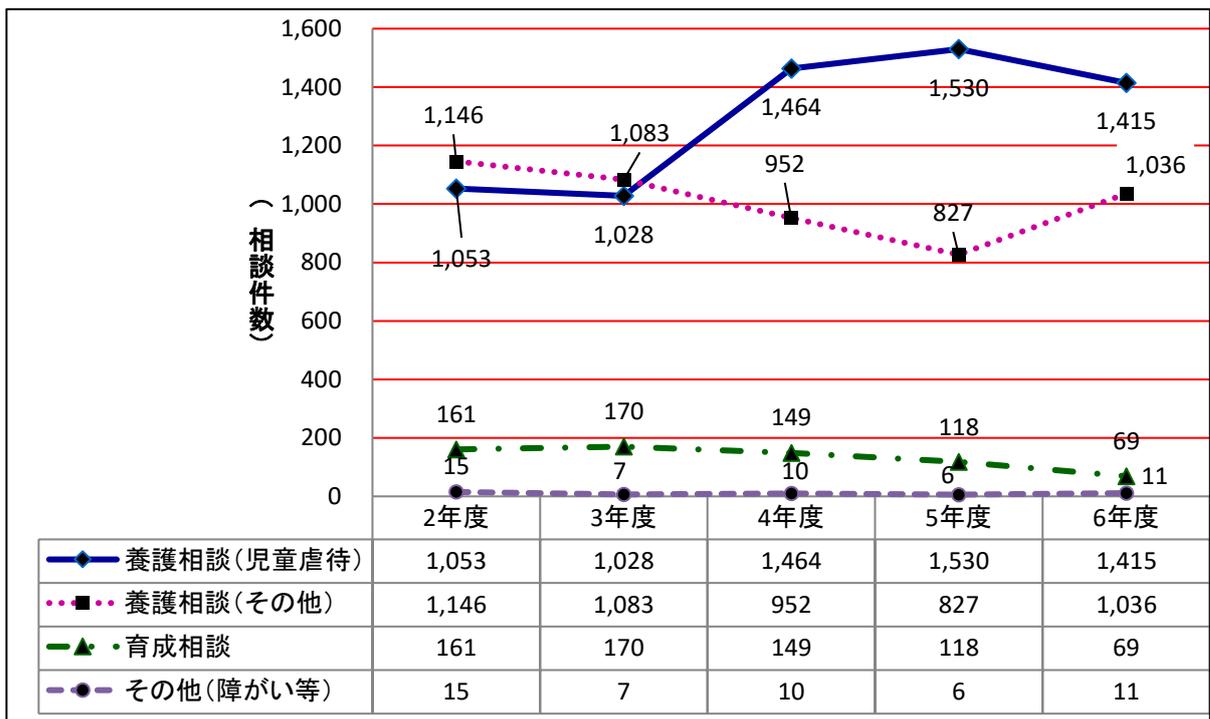
子どもおよび妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずることならびに必要な調査および指導を行い、その他子どもと家庭への必要な支援を行います。

児－第1表 児童家庭相談件数 (件)

相談種別／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養護 相談	児童虐待	1,053	1,028	1,464	1,530	1,415
	その他	1,146	1,083	952	827	1,036
保 健 相 談		5	1	0	2	0
障がい 相談	肢体不自由	0	0	0	0	0
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0
	言語発達障がい等	0	0	1	0	0
	重症心身障がい	2	0	1	0	0
	知的障がい	4	2	3	0	0
	自閉症等の障がい	3	1	1	0	2
非 行 相 談		1	3	3	4	3
育成 相談	不登校	16	9	9	6	9
	性格行動	67	64	65	53	37
	育児・しつけ	73	86	62	49	22
	適性	5	11	13	10	1
その他の相談		0	0	1	0	6
計		2,375	2,288	2,575	2,481	2,531

児－第2表 児童家庭相談件数

(件)



(2) 発達障がい児支援事業

(支援管理課発達支援係)

発達に心配（発達障がいを含む）のある児童とその家族および関係機関に対し、さまざまな相談、利用援助、自立支援などを行うことにより、児童やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図っています。

ア 発達相談

区内在住の0歳から18歳未満の発達に関する悩みや心配ごと（発達障がいを含む）についての相談に対応しています。必要に応じ専門職による評価および専門機関の紹介をします。

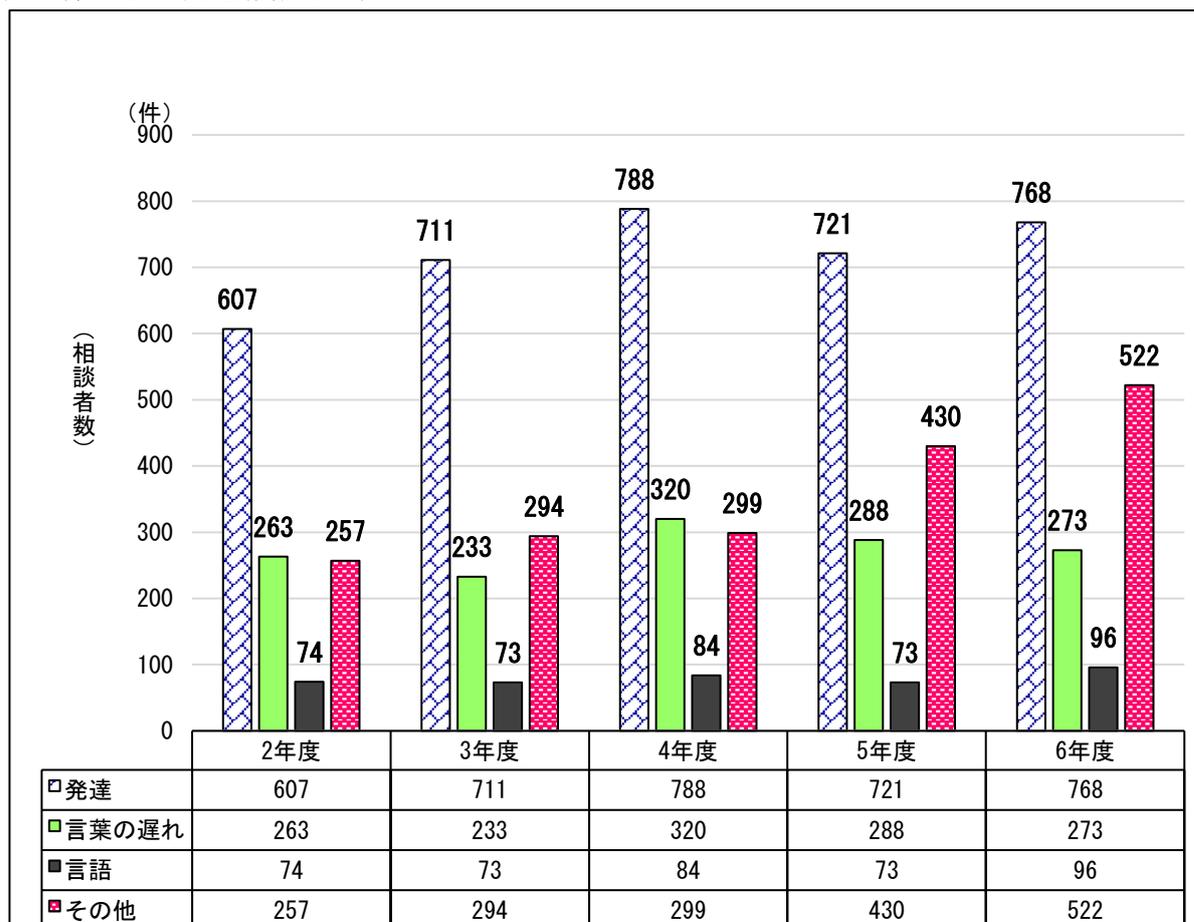
児－第3表 発達相談の内訳

(人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発達	発達について	557	656	689	618	647
	コミュニケーション	11	25	34	51	64
	こだわり	6	5	13	6	16
	多動傾向	33	25	52	46	41
言葉の遅れ		263	233	320	288	273
言語	構音	46	47	53	53	59
	吃音	28	26	20	20	37
運動機能		20	9	20	14	21
福祉制度		67	47	77	65	72
その他		170	238	202	351	429
計		1,201	1,311	1,491	1,512	1,659

第2章 施策別事業概要－I 児童福祉
1 相談窓口

児－第4表 発達相談の内訳



児－第5表 相談元紹介機関

(人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
機関名	保健センター	357	284	424	401	396
	学校・幼稚園・保育所等	339	399	468	465	564
	障がい福祉センターあしすと	38	23	32	17	23
	こども支援センターげんき	76	70	67	91	117
	児童相談所	11	11	20	28	17
	福祉事務所	8	9	10	6	3
	医療機関	31	32	40	50	51
	その他の機関	37	17	38	40	53
家族・親族		99	110	118	147	154
知人・友人		15	17	23	25	21
情報（HP、広報等）		172	192	201	157	212
その他		18	147	50	85	48
計		1,201	1,311	1,491	1,512	1,659

イ 専門職派遣

幼稚園・保育所等からの申請により専門職が定期巡回し、行動観察や個別評価を行い、発達に関する相談や援助を実施しています。

児－第6表 専門職派遣（保育所定期巡回を含む） (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区立 保育所 こども園	相談	246	257	239	265	258
	観察	246	257	239	265	258
	個別評価	61	56	56	36	44
私立保育所	相談	507	574	558	535	644
	観察	507	574	558	535	644
	個別評価	100	74	73	81	70
私立幼稚園	相談	50	55	49	40	46
	観察	50	55	49	40	46
	個別評価	0	0	0	0	0
その他	相談	232	152	189	64	82
	観察	232	152	189	64	82

ウ 専門研修

幼稚園・保育所等の職員を対象に、発達障がいに対する理解と具体的な対応方法を学ぶ専門研修を実施しています（令和元年度より東京都から認定を受け保育士等キャリアアップ研修に位置づけられています）。

児－第7表 専門研修（夏季セミナー・夜間研修・冬季セミナー・出張学習会）（延べ人数）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加人数	1,066	1,132	1,406	863	694

エ ペアレントトレーニング

学齢期（小学生）の子どもを持つ保護者を対象に、発達障がいの特性や対応方法を講義形式、ディスカッション等を通して伝えています。

児－第8表 ペアレントトレーニング（延べ人数）

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加人数	グループ	33	26	58	50	67

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉

1 相談窓口

オ ペアレント・メンター事業

発達障がい児を持つ親が一人で悩まなくてすむように、地域での当事者同士の支え合いを推進するために実施事業者と協定を結び、区主導で実施しています。

児－第9表 ペアレント・メンター事業 (人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	個別	82	58	70	66	101
	グループ	18	29	31	36	9

2 保育サービス

(1) 保育所の運営

(保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、公設民営担当)

保育所は、保護者の就労、疾病、障がい、介護などの事情により保育ができない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

児－第10表 保育所の数および定員 (令和7年4月1日現在)

区分	施設数(園)	定員(人)		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳
		入所児童数(人)						
区立	43	4,089		207	557	726	836	1,763
		3,472		160	504	626	703	1,479
私立	113	9,630		816	1,480	1,665	1,869	3,800
		8,795		668	1,428	1,616	1,699	3,384
計	156	13,719		1,023	2,037	2,391	2,707	5,563
		13,526		901	2,110	2,470	2,655	5,390

- ① 入所児童数は区外からの受入児を含み、区外施設への委託児は含まない。
② 区立には、区立認定こども園(2号・3号認定のみ)、公設民営の認可保育所を含む。

(2) 保育所入所

(保育・入園課入園第一係～第三係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係)

保育所への入所は、「保育を必要とする」状態の程度により基準指数を定め、必要度の高い者から順次行われます。

児－第11表 入所児童数 (各年4月1日現在)

区分		区立					私立				
年		3年	4年	5年	6年	7年	3年	4年	5年	6年	7年
施設数(園)		44	44	43	43	43	112	112	113	113	113
入所児童数(人)	0歳	157	161	163	129	160	685	669	651	607	668
	1歳	545	552	537	511	504	1,388	1,411	1,451	1,458	1,428
	2歳	697	682	636	651	626	1,615	1,580	1,586	1,617	1,616
	3歳	810	791	746	714	703	1,674	1,750	1,684	1,705	1,699
	4・5歳	1,714	1,710	1,594	1,520	1,479	3,133	3,205	3,440	3,456	3,384
	計	3,923	3,896	3,676	3,525	3,472	8,495	8,615	8,812	8,843	8,795

- ① 入所児童数は、区外からの受入児を含み、区外施設への委託児は含まない。
② 区立には、区立認定こども園令和6年度以降(2号・3号認定のみ)、公設民営の認可保育所を含む。

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉

2 保育サービス

児－第12表 私立認可保育所運営費支出状況

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
取扱件数 (延べ件数)	100,092	103,311	104,524	107,433	107,602
支払総額 (円)	17,526,752,243	17,699,278,218	18,120,065,304	19,281,582,578	20,839,841,757
1人当たり 月平均支出 額(円)	175,106	171,320	173,357	179,475	193,675

※ 保育所運営費とは、区内外の私立認可保育所に入所している区内の児童に係る運営費用のことである。

児－第13表 保育料（現年度分）の収納状況

<区立>

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調定	件数	11,665	12,912	13,057	8,773	6,274
	金額 (円)	199,483,570	230,009,459	238,938,000	201,639,150	166,179,150
収入	件数	9,954	12,590	12,275	8,737	6,232
	金額 (円)	197,437,520	229,910,694	236,613,020	200,445,150	164,718,750
収納率 (%)		98.97	99.96	99.02	99.40	99.12

① 区立には、公設民営の認可保育所を含む。

② 収入には還付未済を含む。

<私立>

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調定	件数	31,197	35,927	35,151	28,289	20,348
	金額 (円)	615,907,460	773,364,151	761,308,950	709,586,730	578,236,500
収入	件数	25,380	37,201	34,918	28,190	20,288
	金額 (円)	612,785,490	776,764,966	756,035,890	707,182,070	576,644,050
収納率 (%)		99.49	100.44	99.31	99.66	99.72

※ 収入には還付未済を含む。

(3) 乳児（0歳児）保育

（保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、公設民営担当）

区の乳児保育は、昭和43年9月に月齢8か月からの乳児を対象に開始しました。その後、社会環境の変化に伴い、月齢6か月を経て、区立保育所では平成4年度から月齢3か月に、さらに平成5年度からは産休明け（生後57日以降）保育へと月齢を引き下げました。

なお、私立保育所では平成4年度から産休明け保育を実施しています。

児一第14表 乳児保育実施状況 (令和7年4月1日現在)

区分／利用人数	区立	公設民営	私立	計
0歳児（生後6か月以降）実施園	12	9	106	127
0歳児（生後6か月以降）実施園のうち 産休明け（生後57日以降）実施園	3	9	106	118
利用人数（人）	119	64	831	1037

※ 利用人数は、令和6年度の実績値

(4) 11時間開所・延長保育

（保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、公設民営担当）

区立保育所の延長保育は昭和59年11月に2園を指定し、午後6時から7時までの間で開始しました。

その後、平成11年4月に区立保育所の開所時間を午前7時30分から午後6時30分の11時間としました。さらに、平成15年4月から公設民営の認可保育所で2時間延長保育を開始し、すべての公設民営の認可保育所で延長保育を行っており、私立保育所でも全施設で延長保育を実施しています。

児一第15表 延長保育実施園状況 (令和7年4月1日現在)

延長時間／利用人数	区立	公設民営	私立	計
午前7時00分～午前7時30分	0	13	87	100
午後6時30分～午後7時00分	0	0	5	5
午後6時30分～午後7時30分	6	2	47	55
午後6時30分～午後8時00分	0	0	9	9
午後6時30分～午後8時30分	0	11	52	63
利用人数（人）	56	443	2,862	3,361

※ 利用人数は、令和6年度の実績値

(5) 発達支援児（障がい児）保育

(支援管理課発達支援施策調整担当、保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係、私立保育園課第一係・第二係、公設民営担当、幼稚園・地域保育課地域保育係、認証・認可外保育係)

昭和52年4月に区立保育所における障がい児保育が指定園方式で制度化され、家庭での保育に欠け、かつ、障がいのある児童の保育を開始しました。

その後、心身に障がいを持つ児童に加え、保育上特別な配慮が必要な児童を含め、集団保育を原則とした発達支援児保育として実施しています。

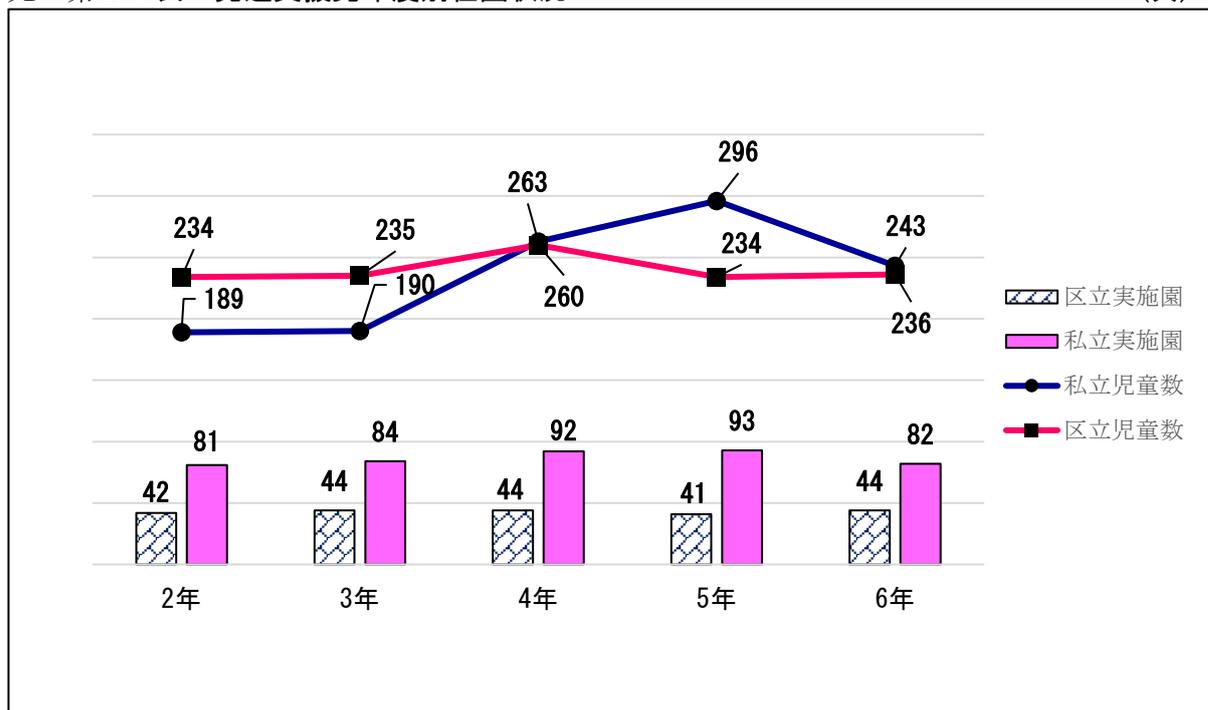
区内保育所等では、「足立区発達支援委員会設置要綱」に基づく発達支援委員会の認定を受けて、発達支援児保育を行っています。

児一第16表 発達支援児年度別在園状況 (各年4月1日現在)

項目/年		2年	3年	4年	5年	6年
区立	実施園数(園)	42	44	44	41	44
	児童数(人)	234	235	260	234	236
私立	実施園数(園)	81	84	92	93	94
	児童数(人)	189	190	263	296	243
主な障がい	知的能力障害、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、身体障がい					

※ 公設民営保育所、区立認定こども園は区立に含む。

児一第17表 発達支援児年度別在園状況 (人)



(6) 病後児保育

(保育・入園課保育調整係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係)

児童が病気やけがで急性期をすぎて「回復期」に入った時、病後児保育室でその児童の生活リズムや体調に合わせてゆったりと過ごすことで、無理なく体力を取り戻せるという児童の立場に立った保育を行っています。病後児保育は、足立区に在住しているか、認可保育所に在園している満1歳から就学前の児童を対象としています。

児－第18表 病後児保育 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区立あやせ保育園内 病後児保育「すくすくルーム」 利用児童数(延べ人数)	10	30	52	30	43
私立西新井きらきら保育園内 病後児保育室「げんき」 利用児童数(延べ人数)	43	101	108	118	100

※ 定員はいずれも4名

(7) 病児保育

(保育・入園課保育調整係)

病気にかかっている児童を預かる「病児保育」事業を平成31年2月から開始しました。病気の治療中であり集団保育は困難でも、病状が安定していて入院治療の必要がなく、医師が病児保育室の利用が適当であると判断した場合、対象になります。

保護者とその同居の家族の就労等により、家庭において保育を受けることが困難な満6か月以上の児童のうち、次の児童が利用できます。

- ア 足立区内に住所を有し、現に保育施設、認定こども園または幼稚園に通所している児童
- イ 足立区内に住所を有しないが、区内の保育所または認定こども園に通所している児童
- ウ 足立区内に住所を有する小学校1年生から小学校3年生までの児童
- エ その他足立区長が特に必要と認めた児童

児－第19表 病児保育 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
東部地域病院内 病児保育室くろーばー 利用児童数(延べ人数)	30	139	90	162	126

※ 定員は4名

(8) 休日保育

(幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係)

日曜・祝日に、保護者の就労等により保育が必要となる児童を預かる制度です。認証保育所では0歳から就学前までの児童を対象に実施しています。

(9) 年末保育

(保育・入園課区立保育施設係、幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係)

年末の12月29日・30日の2日間に、保護者の就労等により保育が必要となる児童を、一部の区立保育所、認証保育所で預かる制度です(29日・30日が日曜日と重なる場合を除く)。

なお、認証保育所では12月31日も実施しています(日曜日と重なる場合を除く)。

児－第20表 年末保育

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区立保育所	実施園数(園)	2	2	2	2	2
	実施日数(日)	2	2	2	2	1
	児童数(人)	19	28	33	24	12
東京都認証保育所	実施園数(園)	6	6	7	7	3
	実施日数(日)	3	3	3	2	2
	児童数(人)	35	51	44	35	7

- ① 児童数は、年末保育実施期間の利用延べ人数である。
② 私立保育所は各施設の自主事業として実施している。

(10) 地域協働型子育て支援事業

(保育・入園課保育調整係)

すべての子育て家庭を対象にした子育て支援事業として、地域住民や関連機関と連携しながら保育サービスの拡充を図ることを目的に、一時保育を区立保育所14園、給食体験・園庭開放等を全区立保育所(27園)・区立認定こども園(3園)で実施しています。

児－第21表 区立保育所における一時保育指定園 (令和7年4月1日現在)

指定園名		指定園名	
1	本木保育園	8	千住あずま保育園
2	上沼田保育園	9	東花畑保育園
3	緑町保育園	10	中島根保育園
4	中央本町保育園	11	保木間保育園
5	伊興保育園	12	本木東保育園
6	東綾瀬保育園	13	大谷田第一保育園
7	辰沼保育園	14	加賀保育園

※ 一時保育受託の利用人数および時間数は、児－第22表に掲載。

(11) 一時保育

(保育・入園課保育調整係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、幼稚園・地域保育課地域保育係、認証・認可外保育係)

保護者の育児疲れ解消、断続的勤務・短時間勤務、出産や急病などの理由により、一時的に保育が必要となる就学前までの児童を、保育所で預かる制度です。

平成20年度から、区内の認証保育所でも1時間500円で開始しました。なお、裁判員制度で裁判員等選任手続きに参加する場合、および裁判員に選任され職務を果たす時間は無料となります(給食・おやつ代は除く)。

児－第22表 一時保育受託数

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区立保育所	受託延児童数(人)	285	785	1,194	1,401	1,236
	受託延時間(時間)	1,235	3,617	5,630	6,357	5,579
私立保育所	受託延児童数(人)	1,797	1,780	1,584	1,753	2,464
	受託延時間(時間)	13,449	12,820	10,966	11,918	17,551
認証保育所	受託延児童数(人)	725	724	603	629	634
	受託延時間(時間)	4,521	4,501	3,587	3,739	3,763
小規模 保育施設	受託延児童数(人)	258	205	245	319	210
	受託延時間(時間)	1,097	1,051	1,265	1,445	912
家庭的 保育施設	受託延児童数(人)	-	34	317	331	549
	受託延時間(時間)	-	118	1,643	1,500	2,579

※ 家庭的保育施設は、一時保育を令和3年10月から開始した。

(12) 家庭的保育事業

(幼稚園・地域保育課地域保育係)

家庭的保育事業は、国が定めた研修を修了し保育または育児経験豊かな方を、区が保育者として認可しています。家庭的な環境の中ですこやかに育てることを目的とした、0歳児から2歳児を対象に定員5名以下で保育する制度です。

児－第23表 家庭的保育者(グループ保育室含む)受託児童数 (人)

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保育者数		134	123	115	105	93
受託児童数 (延べ人数)	0歳	766(5)	975(10)	901(26)	703(24)	682(41)
	1歳	1,866(28)	1,454(5)	1,530(41)	1,664(63)	1,410(27)
	2歳	1,627(15)	1,561(34)	1,387(19)	1,288(34)	1,223(49)
	計	4,259(48)	3,990(49)	3,818(86)	3,655(121)	3,315(117)

- ① 保育者数は各年度末における人数である。
- ② 受託児童数は区外からの受入児を含む(区外施設への委託児は含まない)。
- ③ ()は区外からの受入児数(内数)を表す。

(13) 小規模保育事業

(幼稚園・地域保育課地域保育係)

小規模保育事業は、児童福祉法第34条の15第2項に基づき、国および足立区の基準を満たした施設を区が認可しています。家庭保育に近い雰囲気のもと、0歳児から2歳児を対象に定員6名から19名で保育を行います。

児一第24表 小規模保育施設受託児童数

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設数		28	29	27	26	26
受託児童数 (延べ人数)	0歳	1,060 (22)	1,250 (34)	1,199 (37)	1,229 (79)	1,202 (37)
	1歳	1,849 (32)	1,887 (38)	1,725 (27)	1,861 (65)	1,852 (65)
	2歳	1,472 (61)	1,715 (61)	1,627 (33)	1,525 (35)	1,666 (65)
	計	4,381 (115)	4,852 (133)	4,551 (97)	4,615 (179)	4,720 (167)

- ① 施設数は各年度末において事業を行っている施設数である。
 ② 受託児童数は区外からの受入児を含む（区外施設への委託児は含まない）。
 ③ () は区外からの受入児数（内数）を表す。

(14) 東京都認証保育所

(幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係)

認証保育所とは、児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設をいいます。

1日13時間以上の開所が義務付けられています。

児一第25表 東京都認証保育所受託児童数

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保育所数		36	33	33	33	33
受託児童数 (延べ人数)	0歳	2,442(162)	2,353(83)	2,366(53)	2,435(91)	2,613(69)
	1歳	3,980 (69)	3,940(173)	3,874(26)	3,774(67)	3,881(127)
	2歳	3,591(111)	3,668(84)	3,705(115)	3,569(39)	3,509(63)
	3歳	586 (21)	760(27)	758(16)	742(36)	659(18)
	4歳以上	1,034 (41)	891(57)	934(24)	1,190(12)	1,137(37)
	計	11,633(404)	11,612(424)	11,637(234)	11,710(245)	11,799(314)

- ① 保育所数は各年度末における施設数である。
 ② 受託児童数は区外からの受入児を含む（区外施設への委託児は含まない）。
 ③ () は区外からの受入児数（内数）を表す。

(15) 認証保育所保育料負担軽減制度（旧認証保育所等利用者助成）

（幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係）

令和5年9月までは、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、補助上限額を37,000円～67,000円として、すべての受託児を対象に児童のクラス年齢や世帯の課税状況、児童の出生順などをもとに決定した区分に応じて補助を行ってきました。

令和5年10月からは、認可保育施設等の第2子の保育料無償化に伴い、認証保育所においても、多子世帯の経済的負担を軽減するため第2子の助成額を第3子以降と同額に引き上げました。

児－第26表 認証保育所保育料負担軽減制度（令和5年10月以降）

クラス年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	区分	保育料軽減上限額	令和5年9月以前	
						区分	保育料軽減上限額
0～2歳児	課税世帯	—	第1子	A1	40,000円	A1	40,000円
			第2子	A2	67,000円	A2	54,000円
			第3子以降			A3	67,000円
	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	認定有り	第1子	B1	67,000円	B1	67,000円
			第2子	B2	67,000円	B2	67,000円
			第3子以降			B3	67,000円
		認定無し	第1子	C1	42,000円	C1	42,000円
			第2子	C2	67,000円	C2	55,000円
			第3子以降			C3	67,000円
3～5歳児	全世帯	認定有り	第1子	D1	57,000円	D1	57,000円
			第2子	D2	57,000円	D2	57,000円
			第3子以降			D3	57,000円
		認定無し	第1子	E1	37,000円	E1	37,000円
			第2子	E2	57,000円	E2	47,000円
			第3子以降			E3	57,000円

(16) 認定こども園

(幼稚園・地域保育課私立幼稚園第二係、保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係)

認定こども園は、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、基準を満たす施設は、都道府県知事の認可・認定を受けることができます。

ア 就学前の子どもを保護者の就労に関わらず受け入れ、教育と保育を一体的に行う機能

イ 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

なお、私立認定こども園については区が園に子どものための教育・保育給付費等を支給します。

児－第27表 私立認定こども園の数および入所者数 (各年4月1日現在)

項目／年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
類型		幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型
施設数		4	4	4	4	3
長時間 利用 園児数 (人)	0歳	6	5	2	0	0
	1歳	11	12	12	6	0
	2歳	20	18	17	11	2
	3歳	47	37	30	26	28
	4歳	66	61	64	43	43
	5歳 以上	88	73	63	62	40
	計	238	206	188	148	113

① 利用園児数は、区外からの受入児を含む。区外施設への委託児は含まない。

② 平成29年度までの地方裁量型施設は、平成30年度から認可保育所へ移行した。

児－第28表 区立認定こども園の数および入所者数 (各年4月1日現在)

項目／年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
類型		幼保 連携型	保育 所型								
施設数		2	1	2	1	2	1	2	1	1	2
長時間 利用 園児数 (人)	0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1歳	12	13	13	10	7	12	12	8	10	14
	2歳	23	14	15	14	14	14	16	14	12	19
	3歳	31	15	26	12	25	8	20	13	8	19
	4歳	41	13	30	11	32	15	25	15	17	20
	5歳 以上	40	16	43	14	33	15	28	13	17	20
	計	147	71	127	61	111	64	101	63	64	92

3 子育て支援サービス

(1) 学童保育

(学童施設調整係、学童待機児対策担当、学童運営係、学童調査・支援係)

保護者が就労等により昼間家庭にいない等の理由で支援が必要なご家庭の児童に「放課後等の生活の場」を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

学童保育室では「放課後等の遊びを中心とした集団生活」を行います。学年の異なる児童や学童保育室の支援員との関わりの中で、児童の自主性や社会性及び基本的な生活習慣等の育成を支援します。

児－第29表 学童保育室受入可能数・入室者数 (各年4月1日現在)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設数 (施設)	104	107	109	109	110
受入可能数 (人)	5,150	5,276	5,448	5,460	5,503
入室者数 (人)	4,825	4,843	4,998	5,113	5,204

(2) 子育てサロン事業

(住区推進課子育てサロン担当)

乳幼児とその保護者が自由に集い遊ぶことができる場を設け、他の親子との交流やスタッフとの相談などを通して、子育て家庭の孤立防止や、子育ての不安・負担感の軽減を目的に、機能別に「商業施設等内の子育てサロン」「拠点型子育てサロン」「児童館子育てサロン」の3タイプに分けて、子育てを支援しています。

商業施設等内の子育てサロンについては、広範囲の利用者層を対象とし、誰でも気軽に利用しやすくすることにより、相談したくても行きにくく感じている人、子育てについての問題に気づいていない人にも利用してもらえるようにしています。

拠点型子育てサロンについては、子育ての仲間づくりや情報発信のほかに、子育て中に抱えるストレスや不安に寄り添い、子育ての問題をともに解決していけるように、子育てに関

第2章 施策別事業概要－I 児童福祉

3 子育て支援サービス

する知識を持ったスタッフを配置して相談体制を強化しています。

児童館子育てサロンについては、身近にある児童館で、気兼ねなく過ごせる居場所としての役割を果たしています。

児－第30表 子育てサロン登録者数および利用者数 (人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
子育てサロン数		65	65	65	65	65
新規登録者数		8,358	9,629	15,339	15,357	15,914
利用者数	大人	53,423	57,276	122,379	149,708	160,548
	0歳～2歳	52,362	53,016	110,086	130,470	132,851
	3歳以上	3,302	5,226	16,538	22,798	27,697
	計	109,087	115,518	249,003	302,976	317,007

① 新規登録者数は子育てサロン西新井（ギャラクシティ）を除く。

② タイプ別子育てサロンの内訳は、商業施設等内子育てサロン：1か所、拠点型子育てサロン：12か所、児童館子育てサロン：52か所

(3) 子育てサロン一時預かり事業

(住区推進課子育てサロン担当)

区内在住の6か月から3歳までの乳幼児の一時預かりを行います。

児－第31表 子育てサロン西新井一時預かり登録者数および利用者数 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録者数	181	206	321	334	281
利用者数	515	587	996	1,120	1,161

(4) 子ども預かり・送迎等支援事業

(子ども政策課子育て応援係)

子育てをしている家庭（0歳から小学生まで）を対象に、自宅または子育てホームサポーター宅で、子どもの預かりや保育施設等への送迎、育児・家事の補助を行っています。

児－第32表 子ども預かり・送迎等支援事業利用状況

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規登録件数 (件)	201	323	267	258	212
利用時間 (時間)	36,658	40,544	40,948	37,843	37,880
利用件数 (件)	14,615	17,071	17,592	17,088	18,260

(5) あだちファミリー・サポート・センター事業

(子ども政策課子育て応援係、社会福祉協議会)

保育施設等への送迎や会員宅での預かり等、地域で子育ての援助を受けたい方(利用会員)と援助を行いたい方(提供会員)による会員制の区民相互援助活動を支援しています。

(6) 産前・産後家事支援事業

(子ども政策課子育て応援係)

産前産後の妊産婦がいる家庭を対象に、ホームヘルパーが訪問し、家事支援を行っています。

児－第33表 産前・産後家事支援事業利用状況

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用件数(件)	520	1,084	1,308	1,026	869
利用時間数(時間)	715	1,516	1764.5	1,243	1,026

(7) きかせて子育て訪問事業

(子ども政策課子育て応援係)

出産または育児における孤立感や不安感を抱えた妊婦または未就学児のいる保護者に対し、きかせてサポーターが定期的に訪問し、傾聴等の支援を行っています。

児－第34表 きかせて子育て訪問事業利用状況

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問支援	利用人数(人)	36	35	49	34	42
	訪問回数(回)	135	163	162	116	182
個別案内	利用人数(人)	6	113	44	29	96
	訪問回数(回)	10	120	44	29	96

※ 個別案内は令和2年度から開始

(8) こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業

(こども家庭相談課相談管理係、家庭支援第一係～第三係)

保護者が病気・出産などで一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、子どもを預かり、養育します。こどもショートステイ事業では、養育協力家庭宅もしくは児童養護施設において宿泊を伴う養育を行い、トワイライトステイ事業では、実施施設において平日夜間の養育を行っています。

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉

3 子育て支援サービス

児－第35表 こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業利用状況

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
在宅型 ショート	利用児童数(人)	1	1	3	0	1
	利用延べ泊数(泊)	1	1	17	0	2
施設型 ショート	利用児童数(人)	113	128	138	183	225
	利用延べ泊数(泊)	1,249	1,426	1,636	1,657	1,657
施設型 トワイライト	利用児童数(人)	0	2	0	0	0
	利用延べ日数(日)	0	2	0	0	0

※ トワイライトステイ事業は令和7年3月31日で廃止。

(9) 子育て世帯訪問支援事業

(こども家庭相談課相談管理係、家庭支援第一係～第三係)

事業協力員等による必要な育児・家事支援を行うことにより、適切な養育の確保および児童虐待の防止を図っています。

児－第36表 子育て世帯訪問支援事業の実施状況

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ほっとほーむ事業協力員 による育児・家事支援	児童数(人)	28	26	26	20	20
	支援日数(日)	462	494	324	504	333
子育てホームサポーター による預かり・送迎支援	児童数(人)	13	25	20	19	13
	支援日数(日)	342	847	599	473	441
NPO法人支援員 による育児・家事支援	児童数(人)	11	18	21	15	18
	支援日数(日)	79	174	299	189	206
NPO法人等支援員 による生活指導支援	児童数(人)	-	8	13	5	5
	支援日数(日)	-	12	79	53	182

※ 生活指導支援の委託は令和3年度から開始

※ 令和6年度より、養育支援訪問事業の育児・家事支援機能の一部が子育て世帯訪問支援事業に移行した。

(10) 家庭教育推進事業

(子ども政策課子ども施策推進担当、青少年課体験活動係)

人間形成の基盤である乳幼児期の家庭教育の重要性を踏まえ、保護者に対する家庭教育の啓発を図ります。また、家族の絆を深め、子ども達が社会や人との係わりを築くことを目指し、「あだち家族ふれあいの日」の啓発を行い、家庭の教育力の向上を図っています。

ア 子育て仲間づくり活動への補助

学習活動や交流活動を通して、保護者の子育て不安や孤立感の解消と、家庭の教育力の

向上を図ることを目的とし、平成17年度から私立幼稚園、区立保育園・こども園、私立保育園、児童館等において行われている「子育て仲間づくり活動」への補助を実施しています。

児－第37表 子育て仲間づくり活動

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施団体数	4	7	10	13	10
参加人数（人）	147	494	947	2,473	1,283

イ 足立区子育てアドバイザー連絡会への補助

地域学習センター等の施設を利用して子育て支援事業を実施する「子育てアドバイザー連絡会」の活動への補助を行っています。

ウ あだち家族ふれあいの日

平成15年9月から、毎月第三土曜日を「あだち家族ふれあいの日」と定め、区の施設の無料公開、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合足立支部や足立区ボウリング連盟の協力で、区内の各銭湯（※）やボウリング場の割引利用を行っています。※第一土曜日も割引

児－第38表 あだち家族ふれあいの日参加人数 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大人	21,161	25,887	35,315	40,031	40,052
子ども	19,323	23,728	29,725	32,449	32,926
計	40,484	49,615	65,040	72,480	72,978

(11) ひとり親家庭交流支援事業(サロン豆の木)

(親子支援課事業係)

ひとり親家庭が気軽に集える場を提供し、生活・子育てに関する不安や悩みごとの情報交換などを通じて孤立感やストレスの軽減、仲間づくりを促すとともに各種相談を受ける「サロン豆の木」を月2回程度開催しています。

児－第39表 開催数および参加世帯数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催数（件）	32	32	35	37	33
参加世帯数（世帯）	218	204	164	236	196

(12) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

(幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係)

一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。補助の上限額は、日中（午前7時から午後10時まで）は1時間あたり2,500円、

第2章 施策別事業概要－I 児童福祉

4 助成・給付

夜間（午後10時から午前7時まで）は1時間あたり3,500円までとなっています（補助の上限時間は児童1人につき年度あたり144時間まで）。

対象児童は、未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）です。登録料や会費等は助成の対象となりません。

※ 要件を満たすベビーシッターを利用する必要があります。

児－第40表 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の利用児童数

項目／年度	4年度	5年度	6年度
利用児童数（人）	160	487	718

(13) ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）

（幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係）

お子さんが認可保育所等の待機児童になっている等の要件に該当する保護者に対し、ベビーシッター利用料の負担を軽減しています。対象者は1時間あたり150円でベビーシッターを利用することができます。また、ベビーシッターが利用者宅まで移動するための交通費及び利用料について補助しています。

※ 利用料の補助は次のいずれかに該当する方のみが対象となります。

- ① 3～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さん
- ② 住民税課税世帯かつ第2子以降で0～2歳児クラスのお子さん

4 助成・給付

(1) 児童手当の支給

（親子支援課児童手当係）

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給しています。

ア 支給要件

18歳に達した最初の3月末までの児童を養育する保護者。公務員は勤務先に申請します。

※ 制度改正により、令和6年10月分以降の支払いから所得制限が撤廃。

イ 手当額（月額）

児－第41表

対象	手当額（円）	
	第1子・第2子	第3子以降
0歳から3歳未満	15,000	30,000
3歳以上高校生年代まで	10,000	30,000

児－第42表 児童手当支給児童数 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童手当	68,648	66,523	64,176	62,190	85,417
特例給付	8,956	8,949	5,381	5,294	0
計	77,604	75,472	69,557	67,484	85,417

※特例給付とは所得制限超過世帯児童でR6.10月より廃止。

(2) 児童扶養手当の支給

(親子支援課ひとり親手当・医療係)

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳年度末までの児童(20歳未満の政令で定める程度の障がいの状態にある児童を含む)の母・父、または養育者に手当を支給しています。

ア 支給要件(所得制限有)

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父または母が死亡した児童
- (ウ) 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (エ) 父または母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 母が婚姻によらないで出生した児童

イ 手当額(令和7年4月分からの月額)

※ 所得によって手当額が多段階に分かれます。

児－第43表

区分	対象	手当額(円)
全部支給	児童1人目	46,690
	児童2人目以降	11,030
一部支給	児童1人目	11,010～46,680
	児童2人目以降	5,520～11,020

児－第44表 児童扶養手当の支給状況 (世帯)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
世帯数	5,598	5,444	5,153	4,887	4,853

(3) 特別児童扶養手当の支給

(親子支援課ひとり親手当・医療係)

心身に障がいのある満20歳未満の児童の養育者に対して、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に支給しています(児童が施設に入所している場合は除く)。

ア 支給要件(所得制限有)

(ア) 身体障害者手帳 1～3級程度(4級の一部を含む)

(イ) 愛の手帳 1～3度程度

※1 上記の手帳がある方でも診断書が必要な場合があります。

※2 上記の手帳がない方でも同程度の障がいの状態にある場合は申請することができます。

※3 児童が障がいを事由とする公的年金を受給できる場合は支給されません。

イ 手当額(令和7年4月分からの月額)

(ア) 特別児童扶養手当等級1級 56,800円

(イ) 特別児童扶養手当等級2級 37,830円

児一第45表 特別児童扶養手当の支給状況 (世帯)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
世帯数	789	764	800	808	825

(4) 児童育成手当(育成手当)の支給

(親子支援課ひとり親手当・医療係)

児童の福祉の増進を図るため、次の支給要件に該当する児童の母・父、または養育者に支給しています(児童が施設に入所している場合は除く)。

ア 支給要件(所得制限有)

18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で、次のいずれかの状態にある児童

(ア) 父母が婚姻を解消した児童

(イ) 父または母が死亡した児童

(ウ) 父または母が規則に定める程度の障がいの状態にある児童

(エ) 父または母の生死が明らかでない児童

(オ) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

(カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

(キ) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(ク) 母が婚姻によらないで出生した児童

イ 手当額(月額)

1人につき13,500円

児一第46表 児童育成手当(育成手当)の支給状況 (世帯)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
世帯数	7,460	7,189	6,925	6,704	6,567

(5) 児童育成手当（障害手当）の支給

（親子支援課ひとり親手当・医療係）

児童の福祉の増進を図るため、次の支給要件に該当する児童の養育者に支給します（児童が施設に入所している場合は除く）。

ア 支給要件（所得制限有）

満20歳未満の児童で心身に次のいずれかの障がいのある児童

- (ア) 愛の手帳 1～3度程度
- (イ) 身体障害者手帳 1～2級程度
- (ウ) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症

イ 手当額（月額）

1人につき15,500円

児－第47表 児童育成手当（障害手当）の支給状況 (世帯)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
世帯数	656	648	651	643	632
うち児童育成手当 （育成手当）併給世帯	142	131	123	124	126

(6) 子ども医療費助成

(親子支援課子ども医療費給付係)

子どもを養育する方に対し、医療証を交付することで子どもの保険診療による一般医療、
歯科、薬剤等の医療費自己負担額（入院時食事療養費の一部自己負担を除く）を助成してい
ます。

ア 受給要件

区内に住所を有し（一部、区外も可）、健康保険に加入している出生から高校生に相当
する年齢（18歳に達した日以降、最初の3月31日まで）までの子どもを養育している
方

※ 令和5年4月から医療費助成の対象年齢が高校生相当年齢まで拡大した。

イ 受給対象外

- (ア) 生活保護受給の方
- (イ) 児童福祉施設等に措置入所している方
- (ウ) 里親または小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている方

児－第48表 子ども医療費助成受給者数 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
乳幼児受給者数	35,768	34,699	33,672	29,599	29,004
義務教育就学児 受給者数	48,879	49,084	49,152	46,247	45,861
高校生等受給者数				15,715	16,336
総受給者数	84,647	83,783	82,824	91,561	91,201

児－第49表 子ども医療費助成給付実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支払件数 (件)	乳幼児	503,030	579,625	594,295	661,725	618,758
	義務教育就学児	551,122	610,394	627,956	744,845	754,051
	高校生等				148,003	197,933
	計	1,054,152	1,190,019	1,222,251	1,554,573	1,570,742
支払金額 (千円)	乳幼児	953,037	1,188,452	1,146,411	1,313,736	1,179,343
	義務教育就学児	1,375,868	1,513,923	1,572,624	1,871,007	1,860,242
	高校生等				397,537	540,517
	計	2,328,905	2,702,375	2,719,035	3,582,280	3,580,102

(7) 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給

(幼稚園・地域保育課私立幼稚園第一・第二係)

私立幼稚園等に通園する園児保護者の経済的な負担を軽減するために、保育料と入園料等の一部を補助しています。

ア 支給要件

- (ア) 保護者・園児の住民登録地が足立区内にあり、現にそこに居住し、そこから通園していること
- (イ) 入園料等を納めていること
- (ウ) 園児の生年月日が
 - 5歳児 …… 平成31年4月2日から令和2年4月1日生
 - 4歳児 …… 令和2年4月2日から令和3年4月1日生
 - 3歳児 …… 令和3年4月2日から令和4年4月1日生
 - 満3歳児 …… 令和4年4月2日以降生まれで3歳に達した幼児
 - 2歳児 …… 令和4年4月2日以降生まれで3歳に達していない幼児

イ 補助額

- (ア) 2歳児
 - ① 保育料補助金 (月額) 限度額 33,000円
 - ② 教材費・冷暖房費・施設整備費 限度額 7,300円
保育料が月額33,000円未満の園に通園する園児の保護者を対象に、園則に年額または月額で徴収すると定めのある教材費・冷暖房費・施設整備費を月割にし33,000円と保育料との差額の範囲内で補助
 - ③ 給食費 (月額) 限度額 7,500円
- (イ) 満3歳児～5歳児
 - ① 保育料補助金 (月額) 限度額 33,000円
※ 施設等利用給付費 (国制度)・負担軽減費 (都・区制度) の合算額
 - ② 入園料補助金 (1園児1回限り支給) 限度額 100,000円
 - ③ 教材費・冷暖房費・施設整備費 限度額 7,300円
保育料が月額33,000円未満の園に通園する園児の保護者を対象に、園則に年額または月額で徴収すると定めのある教材費・冷暖房費・施設整備費を月割にし33,000円と保育料との差額の範囲内で補助
 - ④ 給食費 (月額) 限度額 7,500円

児－第50表 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給者数 (人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保育料補助金	施設等利用費	6,323	6,758	6,061	5,414	5,146
	負担軽減費	7,676	7,096	6,332	5,927	5,325
入園料補助金		2,697	2,277	2,318	1,936	1,858

(8) ひとり親家庭等医療費助成

(親子支援課ひとり親手当・医療係)

健康保険に加入しているひとり親家庭等の方が、病院等で診療を受けたときに、保険診療による医療費の自己負担分（全部または一部）を助成します。

ア 受給要件（所得制限有）

区内に住所を有する健康保険加入者で、次のいずれかに該当している児童（18歳になった年の年度末まで該当、20歳未満の規則で定める程度の障がいの状態にある児童を含む）とその児童を監護、養育しているひとり親家庭等の方。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父または母が死亡した児童
- (ウ) 父または母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童
- (エ) 父または母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 母が婚姻によらないで出生した児童

イ 受給対象外

- (ア) 生活保護受給中の方
- (イ) 児童福祉施設等に措置入所している方
- (ウ) 里親または小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている方
- (エ) ①、②、③、④ 医療証を交付されている方

児－第51表 ひとり親家庭等医療費助成事業実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給世帯数 (世帯)		4,648	4,505	4,287	4,045	4,055
受給者人数 (人)		6,541	6,300	5,989	4,041	4,053
医療費	支払件数 (件)	82,774	83,878	83,726	76,379	72,935
	支払金額 (円)	212,230,984	209,874,810	216,057,068	198,824,838	183,335,439

(9) ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業

(親子支援課事業係)

ひとり親家庭等の父または母の職業的自立を促進するため、就労支援事業を実施しています（生活保護受給者を除く）。

ア 自立支援プログラム策定事業

ハローワークと連携し、ひとり親家庭等の父または母に対する自立支援プログラムを策定し、就労に結びつけています。

イ 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭等の父または母が雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座（事前に区の指定が必要）を受講し修了した場合、受講費用の一部（200,000円まで、専門実践教育訓練は修業年数×400,000円まで）を支給します。

専門実践教育訓練について、資格を取得し、その資格を活かして就職した場合、本人が支払った受講費用の一部（修業年数×200,000円まで）を追加支給します。

※1 平成29年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有しているひとり親家庭等の父または母も対象

※2 令和元年度から、専門実践教育訓練および特定一般教育訓練も対象

※3 令和4年度から、専門実践教育訓練の上限額を引き上げ

※4 令和6年度から、所得要件を廃止

※5 令和6年度から、専門実践教育訓練の追加支給を設置

※6 令和6年度から、自立支援プログラム策定を要件に追加

ウ 高等職業訓練促進給付金等事業

国家資格等の専門的な資格取得を目指す児童扶養手当を受給するひとり親家庭等の父または母に対し、受講中の生活不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、6か月以上修業する場合に高等職業訓練促進給付金等を支給します。

(ア) 高等職業訓練促進給付金

非課税世帯は月額100,000円、課税世帯は70,500円を支給します。資格取

得に必要な修業期間（資格等により最長5年）が対象。

※1 平成30年度から、准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合等も対象

※2 令和元年度から、最終年（修業期間中の最後の12か月）に月額40,000円を加算

※3 令和3年度から、デジタル分野等の民間資格を取得するために6か月以上修業する場合も対象

(イ) 修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金を修業開始時から受給していた場合に、修業全期間修了後、非課税世帯は50,000円、課税世帯は25,000円を支給します。

(ウ) 修了支援付加給付金

修了支援給付金の支給対象者が取得した国家資格等を活かして足立区内の事業者に就職した場合に、非課税世帯は50,000円、課税世帯は25,000円を支給します。

エ 高校卒業程度認定試験合格支援事業

高卒認定試験合格のための講座（通信含む）を受講し、受講を開始した時および修了した時、合格した時に、受講費用の一部（通信の場合、全て合算で上限150,000円、通学又は通学・通信併用の場合、全て合算で上限300,000円）を支給します。

※1 平成27年6月から開始。平成28年4月からひとり親家庭等の子どもも対象

※2 令和4年度から、受講開始時にも支給

※3 令和6年度から、所得要件を廃止

※4 令和6年度から、自立支援プログラム策定を要件に追加

児－第52表 ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業実績 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
自立支援プログラム策定数	足立就職支援コーナー	0	2	1	1	0
	ハローワーク足立	0	0	0	1	0
	マザーズハローワーク日暮里	0	0	0	0	1
	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	-	-	8	3	3
	教育訓練	-	-	-	-	8
	高卒認定	-	-	-	-	0
自立支援教育訓練給付金支給件数		13	11	8	15	9
高等職業訓練促進給付金等事業支給件数	高等職業訓練促進給付金	37 (392 か月分)	25 (286 か月分)	26 (289 か月分)	17 (175 か月分)	13 (134 か月分)
	修了支援給付金	11	7	11	7	3
	修了支援付加給付金	9	9	2	3	3
高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給件数	受講時	-	-	0	0	0
	修了時	0	0	0	0	0
	合格時	0	0	0	0	0

(10) 育児支援サービス利用料金助成事業

(親子支援課事業係)

「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」または「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」を利用し国家資格等の取得を目指している方が、実習期間中や学校への通学など修学のために、養育する12歳以下（中学生を除く）のお子さんの育児支援サービスを利用した場合、支払った利用料金を助成しています。

※ 平成30年10月から開始

児－第53表 育児支援サービス利用料金助成支払件数および支払金額

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支払件数 (件)	0	7	1	1	1
支払金額 (円)	0	72,700	18,000	29,600	4,200

(11) 養育費確保支援事業

(親子支援課事業係)

継続した養育費の履行を確保するため、養育費の取り決めに関する公正証書や調停調書などの公的な文書の作成費用を補助しています。

また、取り決めた養育費を確実に受け取ることができるようにするため、民間保証会社との養育費保証契約締結時に負担する初回保証料を補助しています。

児－第54表 養育費確保支援事業支給件数 (件)

項目／年度	3年度	4年度	5年度	6年度
公正証書等作成促進補助金	27	37	43	52
養育費保証契約促進補助金	1	0	1	0

(12) 入院助産

(足立福祉事務所各福祉課)

経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設において助産を行う児童福祉法に定められた制度です。所得制限や所得に応じた費用負担があります。

児－第55表 入院助産件数 (件)

階層区分／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A (生活保護世帯)	20	21	34	31	27
B (区民税非課税世帯)	8	13	16	15	13
C 1 (区民税均等割世帯)	0	0	0	0	0
C 2 (区民税所得割世帯)	0	0	0	0	0
D 1－1 (所得税2,400円以下世帯)	0	0	0	0	0
D 1－2 (所得税2,401円以上 8,400円以下世帯)	0	0	0	0	0
計	28	34	50	46	40

※ 階層区分は「足立区児童福祉法施行細則（別表第1）」による。

(13) 病児保育利用料助成事業

(こども家庭相談課相談管理係)

区民がNPO法人やベビーシッター事業者が実施する在宅の病児保育サービスを利用した際に、サービス利用1時間あたり1,000円を限度に助成しています(1児童の年間助成限度額40,000円)。対象は、月齢6か月から12歳(小学校6年生)の児童の病児保育サービス利用料で、登録料や会費等は助成の対象となりません。

児－第57表 病児保育利用料助成世帯数および支払金額

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
世帯数(世帯)	20	16	17	11	5
支払金額(円)	388,556	411,560	525,293	243,310	108,400

※ 病児保育利用料助成事業については令和7年3月31日で終了。令和7年3月31日までの利用分については令和8年3月31日まで申請可。

Ⅱ 高齡者福祉

高齢者福祉施策の概要



1 高齢者福祉施策の現状

(1) 高齢者施策の羅針盤「地域包括ケアシステム」のビジョン

団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年(令和7年)をむかえ、単身高齢者の増加や、コロナ禍による地域のつながりの希薄化、介護人材の確保等、様々な課題への対策が求められています。

足立区では、令和3年度から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、高齢計画という。)」を、令和7年(2025年)までに区がめざす将来像を描いた「地域包括ケアシステムビジョン(以下、ビジョンという。)」の行動計画に位置付けていました。令和7年3月に「足立区地域保健福祉計画」策定に伴い、ビジョンでめざしていた将来像は足立区地域保健福祉計画の理念に引き継がれました。今後は、高齢計画との調和を図りながら、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療介護連携の推進や地域包括支援センターの機能強化等、地域包括ケアシステムの推進に向け一歩ずつ取組を前に進めていきます。

2 令和6年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

高概一第1表

令和6年度重点	主な取り組み結果(カッコ内は令和5年度実績)
ア 足立区地域包括ケアシステム8つの推進事業の全区展開	ビジョンで定めた18の柱の底上げを目的に定めた8つの推進事業を区内全地区で実施。
イ 教室終了後の継続的な介護予防の取組の創出	(ア) 地域で介護予防に取り組む自主グループ創出を目指した教室を開催し、地域包括支援センター連携のもと56グループ創出した。 (イ) 介護予防事業の参加者総数34,181名(32,705名)
ウ 地域包括支援センターの機能強化	(ア) 地域包括支援センターの業務委託評価を、年度途中に受託事業者が代わったハウカツを除く24カ所すべてに行い、良好という結果になった。必要に応じて、地域包括支援センターに業務改善要求を行い、次年度の業務の均質化を図った。 (イ) 地域資源の発掘やコーディネートを担う「地域支え合い推進員」を全25カ所に配置

3 高齢者福祉施策の課題と方向性

(1) 医療と介護の連携の強化

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供する体制の充実を図るため、

第2章 施策別事業概要－Ⅱ高齢者福祉

3 高齢者福祉施策の課題と方向性

令和7年度に開設した「医療と介護の連携・研修センター」を拠点に多職種連携研修会やスキルアップ研修会などを開催し、医療介護関係機関の連携を強化していきます。

(2) 介護保険サービスの基盤整備

地域包括ケアシステムを実現するために、看護小規模多機能型居宅介護等、地域密着型サービス施設を計画的に整備し、在宅で医療と介護サービスの提供ができる環境を整えていきます。また、施設入所希望者の動向を勘案し、特別養護老人ホーム等の施設整備を計画的に進めます。

(3) 介護予防・日常生活支援の充実

区の介護予防事業と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、地域包括支援センターとの連携により、地域で介護予防に取り組む自主グループを増やしていきます。今後区ホームページ等を活用し、グループの活動を広く周知していきます。

(4) 栄養施策の推進

高齢期の低栄養予防等の栄養課題解決に向けて、通いの場（住区センター等）、都栄養士会支部栄養士、多職種等関係機関と連携し栄養施策を構築します。

(5) 認知症施策の推進

認知症本人や家族の意思が尊重され、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「共生社会」の実現に向け、地域で支える人材育成や普及啓発など認知症ケア推進事業を進めます。また、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を支援する認知症検診を実施し、早期診断・対応の促進を図ります。

(6) 高齢者の権利を守る仕組みの充実

高齢者の権利を侵害する出来事（不利益や差別、消費者被害、高齢者虐待等）を予防し、また発生した場合には早期に事態を把握して、成年後見制度等公的な仕組みにつなげていきます。そのために、行政、民間事業者、区民等による見守りや権利擁護支援のネットワーク体制を強化するとともに、「あだち区民後見人」の養成を行うなどして成年後見制度の利用促進を図ります。

4 高齢者福祉施策の展望

足立区における65歳以上の高齢者人口は、現在約17万人となっており、区民の約4人に1人が高齢者という状況です。また、令和7年度には、団塊の世代の方が後期高齢者になるなど、後期高齢者人口が増えていく情勢です。こうした状況が将来見込まれる中、今後の高齢者支援は、介護保険など公的な福祉サービスに加え、元気な高齢者の力や様々な団体等との協創により、地域の中での支え合いのしくみづくりを進めていくことが肝要です。

ビジョンの中でめざしている「地域全体で見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたっては必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できるまち」の実現に向け、引き続き地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいきます。

また、単身高齢者が増加している傾向を踏まえ、単身高齢者の不安解消のため、相談体制、住まい、生活支援のあり方や地域活動等への導き方などについて、どのような取り組みが効果的か検討していきます。

高齢者福祉施策の事業概要

1 相談窓口

(1) 高齢者福祉相談

(高齢者地域包括ケア推進課・医療介護連携課・足立福祉事務所各福祉課)

高齢者福祉に関する相談について、地域包括支援センターおよび高齢者地域包括ケア推進課・足立福祉事務所各福祉課で行っています。地域包括支援センターでは訪問による相談対応も行っています。

(2) 地域包括支援センター

(高齢者地域包括ケア推進課地域包括支援センター係)

高齢者やその家族等からの健康や介護に関するさまざまな相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関およびサービス実施機関との連絡調整等を行っています。相談費用等は無料です。(詳細は239頁参照)

なお、在宅介護支援センターは平成17年度で廃止となり、平成18年度から地域包括支援センターが開設され、令和7年5月現在、区内25カ所で開設しています。

ア 地域実態把握および啓発活動

地域の要援護高齢者等の実態把握、ならびに各種の公的保健福祉サービスの広報および利用についての啓発を行っています。

イ 相談

各種の相談に対し、電話・面接等により総合的に相談に応じています。

ウ 介護保険認定申請代行

本人や家族に代わって要介護認定の申請手続きを行っています。

エ 公的保健福祉サービスの適用の調整

本人や家族に代わって、要援護高齢者やその家族等の公的保健福祉サービスの利用手続きの取り次ぎ、連絡調整を行っています。

※ 地域包括支援センターで申請できる介護保険外サービス

- (ア) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒
- (イ) ねたきり高齢者訪問理美容サービス
- (ウ) 紙おむつの支給
- (エ) 高齢者日常生活用具等の給付
- (オ) 高齢者住宅改修(階段昇降機の設置は除く)
- (カ) 緊急通報システムの設置
- (キ) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成
- (ク) 救急医療情報キットの支給
- (ケ) 高齢者見守りキーホルダーの支給
- (コ) 高齢者見守りサービス助成
- (サ) 高齢者配食サービス支援(元気サポート弁当)
- (シ) 高齢者補聴器購入費用助成

1 相談窓口

オ 介護教室の開催

介護方法や介護予防についての知識や技術の習得を目的とした家族介護者教室・介護予防教室等を行っています。

カ 絆のあんしんネットワークの推進

担当地域内の高齢者の方々が抱える問題を早期に発見し、早期に対応していくために、専門相談協力員（民生委員）、絆のあんしん協力機関（医療機関や商店、町会・自治会、老人クラブ）、絆のあんしん協力員（地域のボランティア）との連携体制による支えあい活動を進めています。

キ 介護予防支援

介護保険の要介護認定が「要支援1・2」の方および65歳以上の方で基本チェックリストによって生活機能の低下が見られた方のケアプランを作成します。さらに、要介護状態のおそれがある高齢者に対し、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域において多様な主体による多様なサービス等が包括的かつ効果的に提供されるようケアマネジメントを一体的に実施します。

ク 権利擁護

成年後見制度や虐待、消費者被害等の相談に応じ、関係機関と連絡をとって対応します。福祉事務所、権利擁護センター、成年後見センターからの連絡、または民生委員、近隣住民等からの通報にも応じています。

ケ 認知症相談事業

認知症に不安を持っている高齢者やその家族を対象に、足立区医師会と連携し、もの忘れ相談、認知症初期集中支援事業を行っています。

高一第1表 地域包括支援センター相談処理状況（その1） (件)

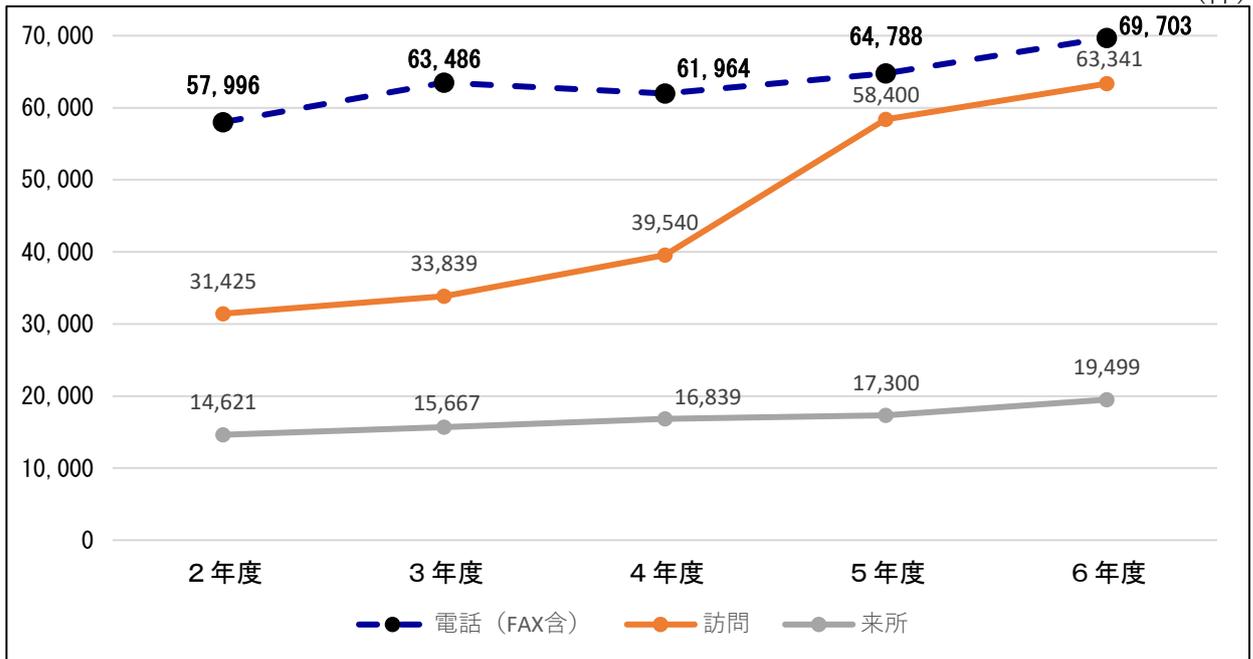
項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
相談件数	電話（FAX 含）	57,996	63,486	61,964	64,788	69,703	
	来所	14,621	15,667	16,839	17,300	19,499	
	訪問	31,425	33,839	39,540	58,400	63,341	
主な相談内容 （重複あり）	一般的な問い合わせ	-	-	-	35,818	42,773	
	介護予防	7,163	7,976	11,594	25,998	26,617	
	介護保険	45,627	49,805	50,854	48,247	45,578	
	医療	15,707	17,778	15,736	12,258	10,499	
	他サービス紹介	5,049	6,624	6,815	9,169	10,673	
	ケアマネ支援	3,441	3,257	3,612	4,963	5,125	
	介護等	23,289	22,719	21,559	-	-	
	他サービス取次	2,792	3,351	3,478	-	-	
	支援困難	4,550	4,782	4,549	5,382	6,339	
	権利 擁護	虐待	4,914	4,948	4,350	4,072	4,983
		成年後見	2,848	2,642	2,621	1,456	1,417
		消費者被害	137	163	141	175	174
		その他の 権利擁護	1,652	2,329	2,325	2,432	1,955
	認知症	5,757	5,470	5,307	3,996	4,264	
見守り支援等	-	-	-	2,959	1,958		
介護保険	申請代行	6,538	7,136	7,790	-	-	
	訪問調査	123	38	89	-	-	
	予防給付 ケアプラン	27,399	28,507	29,659	30,633	31,757	
	介護予防ケア マネジメント	30,532	30,457	30,817	29,757	28,500	

※ 令和5年度から地域包括支援センター支援システムを導入し、統計方法を一部変更した。

第2章 施策別事業概要－Ⅱ 高齢者福祉

1 相談窓口

高一第2表 相談件数の推移



(3) 在宅療養支援窓口

(医療介護連携課医療介護連携推進係)

医療機関や介護サービス事業者からの在宅療養に関する相談に応じ、高齢者が住み慣れた地域で長く暮らしていくための支援を行っています。(平成30年7月開設)

高一第3表 在宅療養支援窓口相談件数

(件)

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数		300	309	265	219	160
相談内容の内訳 ※ 1件で複数種別に該当の場合あり	在宅療養	65	42	38	46	54
	制度・サービス	98	94	80	40	20
	退院支援	13	19	12	7	2
	認知症	1	5	4	3	4
	入院・転院	60	67	56	73	44
	施設入所	19	29	17	22	16
	受診	26	30	32	15	10
	ケアマネジメント	12	3	9	0	2
	治療・疾患	2	4	6	7	2
	看取り	2	3	3	1	0
	その他	12	30	19	22	11

2 高齢者へのサービス

(1) 高齢者日常生活用具等の給付

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

在宅生活を送る高齢者に日常生活用具等を給付します。

ア 対象者

- (ア) シルバーカー : 65歳以上で外出時に下肢機能低下により歩行支援用具を必要とする方
- (イ) 自動消火装置 : 65歳以上でねたきり等により防火の配慮を必要とする方
- (ウ) 電磁調理器 : 65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方で、本人が調理を行っているが、心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要な方

イ 利用者負担

本人の介護保険料の所得段階に応じて、1割から3割の利用者負担または減免となる場合があります。また、助成限度額を超えた金額は全額自己負担となります。

ウ 給付用具 ※ () 内は助成限度額

- (ア) シルバーカー (10,000円)
- (イ) 自動消火装置 (28,700円)
- (ウ) 電磁調理器 (20,000円)

高一第4表 高齢者日常生活用具給付件数 (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
シルバーカー	332	330	365	379	255
自動消火装置	1	0	1	0	1
電磁調理器	46	52	47	51	77

(2) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

「要支援・要介護」の認定を受け、認知症による徘徊行動のために位置検索を必要とする区内在住の高齢者を介護する区内在住の親族に対し、位置検索システム事業者と契約した際の加入料と検索料の一部を助成しています。加入料は5,250円を限度として実費を助成し、加入料がない場合は初回費用を加入料とみなします。検索料は月額1,500円を限度に助成しています。

なお、加入料については、申請する親族の所得基準に応じた定率の自己負担があります。

※ 令和7年度より、検索料に替わって月額利用料(上限額1,500円)を助成対象としています。

高一第5表 徘徊高齢者位置検索システム費用助成 (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
加入料	4	3	2	1	1
検索料	0	0	0	0	0

(3) 高齢者住宅改修

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

要介護認定において「非該当（自立）」または「要支援」以上と認定された高齢者に対し、介護保険外サービスとして、住宅改修費の助成を行っています。工事着工前に申請し、区は工事完了後に事業者へ支払います。本人の介護保険料の所得段階に応じて、1割から3割の利用者負担または減免となる場合があります。

《給付対象外》

- ① 老人ホームまたはその他の福祉施設に入所中の方
- ② 病院等に長期入院中の方
- ③ 対象となる住宅の所有者または管理人から、設備の改修について承諾を得られない方
- ④ すでに高齢者住宅改修事業(または高齢者住宅改造費助成事業)で同一種目の改修を行った方
- ⑤ すでに重度身体障がい者(児)等住宅設備改善費給付事業で同一種目の改修を行った方

ア 予防給付

要介護認定で「非該当（自立）」と認定された65歳以上の高齢者で、日常の動作に低下が認められる方

(ア) 改修の種目

手すりの取り付け、段差の解消、床の滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への取り替え

(イ) 助成上限額 200,000円

イ 設備改修

要介護認定で「要支援または要介護」と認定された65歳以上の高齢者で、日常の動作に低下が認められる方(階段昇降機は、要介護4または5で居室が1階にない等の条件に該当する方)

(ア) 改修の種目(助成上限額)

- ① 浅い浴槽への取り替え 200,000円(給湯設備は除く)
※ ただし、介護保険制度の住宅改修制度の利用が優先されます。
- ② 流し・洗面台(いずれか)の車椅子対応への取り替え 156,000円
- ③ 便器の洋式化 106,000円
※ ただし、介護保険制度の住宅改修制度の利用が優先されます。
- ④ 階段昇降機の設置 1,332,000円

高一第6表 高齢者住宅改修件数 (件)

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予防給付		60	46	47	45	46
設備改修	浴槽の取り替え	55	43	40	38	30
	流し・洗面台の取り替え	2	1	1	0	0
	便器の洋式化	30	33	21	21	25
	階段昇降機の設置	-	-	0	0	0
計		147	123	109	104	101

(4) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

ねたきり等の状態にある高齢者に対し、寝具乾燥消毒を実施しています。

ア 対象者

区内在住在宅でねたきり等のため寝具の乾燥が困難な、介護保険の要介護認定3・4・5の高齢者

イ 事業内容

乾燥消毒を年12回実施(7月と12月は強めの消毒)

実施にあたっては、作業当日、事業者が対象者宅に伺い寝具を回収し、所定の場所に集め乾燥消毒を行った後、対象者宅に届けます。

ウ 利用者負担

利用者は、1回につき1000円の利用者負担金を事業者に支払います。

高一第7表 ねたきり高齢者寝具乾燥消毒実施状況 (延べ人数)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者数	219	225	194	190	235

(5) ねたきり高齢者訪問理美容サービス

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

ねたきり等の状態にある高齢者に対し、出張理美容サービスを実施しています。

ア 対象者

区内在住在宅でねたきり等のため外出して調髪等が困難な、介護保険の要介護認定3・4・5の高齢者

イ 事業内容等

対象者の自宅へ出張して理美容サービスを行います(年度内に6回以内)。

ウ 利用者負担

利用者は、1回につき5000円の利用者負担金を事業者に支払います。

高一第8表 ねたきり高齢者訪問理美容サービス実施状況 (延べ人数)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
理容	1,364	1,496	2,562	3,091	3,293
美容	657	623	904	888	1,009
計	2,021	2,119	3,466	3,979	4,302

※ 回数は令和4年度から年度内6回以内へ増加（令和3年度までは年度内3回以内）。

(6) 高齢者福祉電話の設置（取り扱いはNTTのみ）

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

開始当時は、固定電話機設置費用が20万円弱と高額で、低所得世帯や生活保護世帯は自分で設置することが困難であったため、近隣との交流が少ないひとり暮らしの高齢者等に対し、福祉電話を貸与（区長名義の電話加入権を有する電話を高齢者宅に設置すること）および基本料金の助成をすることにより、高齢者の安否の確認、孤独感の解消を図ることを目的とし昭和54年に開始した事業です。

その後、電話加入権不要で安価に固定電話が設置可能となったことや、携帯電話が普及したことなどから、福祉電話の需要が激減したため、平成28年度末で新規の申請受付を終了しました。

高一第9表 高齢者福祉電話貸与および料金助成の状況 (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
貸与	2	2	1	1	0
料金助成	3	2	0	0	0
計	5	4	1	1	0

(7) 緊急通報システムの設置【令和6年度拡充】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯等で、慢性疾患などにより日常生活を営む上で常時注意を要する方を対象に緊急通報システムを設置し、在宅生活上の安全確保を図っています。

このシステムは緊急時にペンダント式のスイッチを押すと警備会社等の民間受信センターへ自動通報され、緊急事態が確認できた場合には警備会社職員等が駆けつけると同時に、救急車の出動を手配し緊急時の対応を行います。平成18年度の新規設置分からは生活リズムセンサーを設置し、利用者自らが緊急通報を発報する以外にも一定時間反応がない場合も、緊急通報対応の対象としています。令和5年度から利用者負担金が無料になり、令和6年度からは固定電話がなくても携帯電話があれば利用できるようになりました。

高一第10表 緊急通報システム設置状況 (台)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年度末設置台数	983	1,007	977	1,090	1,199

(8) 紙おむつの支給【令和6年度拡充】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

ねたきり等の高齢者および重度心身障がい者（児）に対し、紙おむつの支給または費用助成をすることにより、保健衛生の向上と介護負担の軽減を図る事業です。現物の支給は、区で指定したカタログの中から選択してもらっています。

ア 対象者

次のいずれかに該当し、常時失禁状態によりおむつを必要とする方。ただし、生活保護等受給中の方、介護保険施設を利用している方等を除きます。

- (ア) 介護保険の要介護認定2・3・4・5の方（令和6年度より所得制限を撤廃）
- (イ) 東京都重度心身障害者手当条例に基づく、重度心身障害者手当を受給している方
- (ウ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方

イ 紙おむつの選択

区指定のカタログの中から選びます（支給限度点数60点）。

60点を超えた場合、0.1点を10円として事業者へ直接支払います。

ウ 費用助成（入院中で病院に紙おむつの持ち込みができない場合等）

月額6,000円以内

高一第11表 紙おむつ支給状況

(延べ件数)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
現物支給	高齢者	15,452 (9,755)	19,965	23,656	32,532	54,376
	障がい者	5,801	5,814	5,811	6,133	6,562
助成金	高齢者	1,565	1,601	1,693	1,990	2,502
	障がい者	30	23	12	11	24
計		22,848 (9,755)	27,403	31,172	40,666	63,464

- ① ()内の数値は、介護保険特別会計で支給した要介護4・5の延べ件数。残りは一般会計で支給した要介護3の延べ件数。なお、令和3年度からは要件を緩和し要介護2以上が対象となり、全て一般会計での支給となる。
- ② 令和5年度から所得制限を緩和、令和6年度からは所得制限を撤廃した。

(9) 高齢者入浴事業

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

区内に居住する高齢者に対し、高齢者相互および地域の人々との交流の場を提供することを目的として、区内の公衆浴場および北区の3浴場、荒川区の3浴場、葛飾区の2浴場が利用できる「ゆ〜ゆ〜湯」入浴証を交付しています。

ア 対象者

毎年4月1日現在、足立区内に居住し、住民基本台帳に記録されている満70歳以上の方。ただし、ねたきり等で公衆浴場が利用できない方は除きます。なお、令和4年7月から、年度途中で区内に転入した満70歳以上の方についても、入浴証を交付しています。

イ ゆ〜ゆ〜湯入浴事業

毎月第2・第3・第4水曜日を含む週の月〜土曜日を「ゆ〜ゆ〜湯入浴デー」とし、この期間に1回ずつ（月間3回、年間36回）、入浴料金から400円を差し引いた金額で入浴できる「ゆ〜ゆ〜湯」入浴証を交付します。

「ゆ〜ゆ〜湯入浴デー」は、平成19年4月までは、毎月第2・第4水曜日のみで実施し年間24回。平成19年5月から平成22年4月までは、毎月2回第2・第4水曜日を含む週の月〜金曜日の間で実施し年間24回。平成22年5月からは、毎月3回第2・第3・第4水曜日を含む週の月〜金曜日の間で実施し年間36回としました。さらに、平成29年5月からは、利用可能日を月〜土曜日に拡大しました。

高一第12表 高齢者入浴事業実施状況 (延べ人数)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
入浴者数	316,040	310,881	298,816	283,114	270,743

(10) 救急医療情報キットの支給事業

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

高齢者や身体障がいなどの手帳所持者で健康に不安を抱えている方の安全と安心の確保を目的に、平成22年7月から、救急医療情報キットの支給を開始しました。

ア 対象者

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方、身体障がいなどの手帳所持者で、健康に不安を抱えている方。

イ キットの活用方法

(ア) 対象者および代理の方は、区所定の窓口申請し、その場でキットを受け取ります。

(イ) キットは緊急時に必要となる医療情報等を収納する円筒型の専用容器等で、キットの中には健康保険証(写)・診察券(写)・薬剤情報提供書(写)・顔写真などを入れて、自宅の冷蔵庫に保管します。

(ウ) キット所持者は、キットを冷蔵庫に保管していることが救急隊員にわかるように、玄関ドアの内側と冷蔵庫の扉の計2カ所に専用のシールを貼ります。

(エ) キット所持者に万一の事態が起きた時に、119番通報を受けて駆けつけた救急隊員は、救急活動にキットの情報が必要であると判断した場合には、キット内の情報を活用し、かかりつけ医や親族等への連絡等に活用します。

高一第13表 救急医療情報キット支給実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支給者数	366	326	422	333	304

※ 平成22年7月から令和6年度末までに、延べ約18,000人へ配付済

(11) 高齢者見守りキーホルダーの支給事業

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

認知症等による徘徊の恐れのある高齢者やひとりでの外出に不安がある高齢者に、平成27年9月から、高齢者見守りキーホルダーおよびあんしんプリントの支給を開始しました。さらに、令和元年7月から、希望者へ見守りシールの配付を開始しました。

ア 対象者

原則として65歳以上の、認知症等による徘徊の恐れがある方、またはひとりでの外出に不安がある方。あんしんプリントは、見守りキーホルダーを申請した方で、特に認知症による徘徊の恐れのある強い方。

イ 事業内容

高齢者見守りキーホルダー登録システムとは、見守りの必要な方が警察に保護された場合や外出中に救急搬送された場合などに、見守りキーホルダーを持っていると、警察や消防、医療機関からの照会に対し、迅速な身元確認や緊急連絡先の方へ連絡ができます。あんしんプリントは見守りキーホルダーの番号を衣類に印刷することで、見守りキーホルダーを持っていなくても迅速な身元確認や緊急連絡先の方へ連絡ができます。

対象者および代理の方は、管轄の地域包括支援センターの窓口申請し、その場でキーホルダーを受け取り、緊急連絡先として2名の方の住所、氏名、連絡先を登録します。

この登録システムは高齢者見守りセンター(民間の警備会社)に委託し、365日・24時間対応しています。

高一第14表 高齢者見守りキーホルダー支給実績 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
キーホルダー	933	1,049	1,337	1,133	1,457
あんしんプリント	46	14	13	4	14

(12) 配食サービス促進事業

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

高齢者等の在宅生活支援、バランスのとれた食事による栄養面からの食生活向上をめざし、健康の維持増進・介護予防を図るため、「あだち配食サービス協力店」が高齢者等の自宅まで食事を配達します。

このサービスは、朝・昼・夕の配食を高齢者だけでなく、誰でも利用することが可能です。

「あだち配食サービス協力店」は「絆のあんしんネットワーク」の絆のあんしん協力機関として登録し、必要に応じて見守りも行っています。

- ① 事業PRリーフレットの全戸配布
- ② あだち配食サービス協力店連絡会の運営

高一第15表 あだち配食サービス利用実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用人数(人)	35,161	36,456	39,137	37,586	40,164
利用食数(食)	627,973	658,159	668,890	631,773	663,988

※ 令和6年度 配食サービス協力店 14店舗。

(13) 高齢者配食サービス支援事業(元気サポート弁当)【令和6年度新規】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

1日につき昼・夜のどちらか1食、栄養バランスのとれた食事を定価の300円引きで配食事業者から購入でき、受け取りの際に声掛けや安否確認などの見守りを受けることができます。

ア 対象者

65歳以上の方のみの世帯に属する方で、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

- (ア) 身体的な理由により食事を用意することが困難な方
- (イ) 精神的な理由により食事を用意することが困難な方
- (ウ) 退院後等の事情により、刻み食、ムース食、糖質制限食等の特別な食事が必要であるが、当該食事を用意することが困難な方

高一第16表 高齢者配食サービス(元気サポート弁当)利用実績

項目／年度	6年度
認定者数(人)	1,739
配食数(食)	115,204

- ① 令和6年10月から事業開始。
- ② 認定者数は3月31日時点(年度途中の資格喪失者を除く)。

(14) シルバーパスの交付

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

高齢者の活発な社会参加を促進し援助すること等を目的として、都営交通や都内の民営バスが利用できるパスを、東京都が一般社団法人東京バス協会を通じて交付しています。

対象者は東京都内に住所を有する満70歳以上のねたき状態でない方であり、すでにシルバーパスを持っている方には、一般社団法人東京バス協会から更新申込書が送付されます。

なお、初めて購入する方は、交付費用と必要書類を持参のうえ、シルバーパス発行窓口での手続きが必要です。

ア 令和7年10月1日から翌年9月30日まで有効のシルバーパスの交付費用

(ア) 令和7年度住民税が非課税の方、又は令和6年の合計所得金額が135万円以下の方

【交付費用】 1,000円

(イ) 令和7年度住民税が課税の方(令和6年合計所得金額が135万円以下の方を除く)

【交付費用】 12,000円

(15) 高齢者見守りサービス助成【令和6年度拡充】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

高齢者の自宅に生活活動感知器(利用者が利用する部屋の壁・天井・ドア等一箇所に設置し、一定期間利用者の活動が無いなど感知器が日常生活上の異常を感知し、親族が高齢者の生活状況を把握することができるもの)等の設置をする際の初期設置費用と月額利用料を助成します(訪問や電話による見守りサービスは対象外)。

見守りを必要とする、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、または日中・夜間独居の方(おおむね1日6時間以上・週5日以上)の方に対し、13,500円を限度として見守りサービスの初期設置費用の一部を助成します。また、令和5年度からは月額利用料の一部の助成を開始し、令和6年度より助成上限額は1,500円に拡充しました(令和5年度の助成上限額は1,000円)。

事業者と契約する前に各地域包括支援センターまたは高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係に申請し、地域包括支援センターによる訪問調査後、助成を決定します。決定後、年度内に契約し必要書類を添えて助成金交付の請求をします。

高-第17表 高齢者見守りサービス助成実績

(件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
初期設置費用 助成件数	11	17	11	7	24
月額利用料助成件数 (延べ)	-	-	-	357	602

※ 項番(7)の緊急通報システムの要件(鍵を警備業者等の民間受信センターへ預けることが必要)を不安に思う方などに対し、見守りサービスの選択肢を増やすため当事業を開始した。

(16) 高齢者補聴器購入費用助成【令和6年度拡充】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

高齢期の中等度難聴の方が補聴器を購入する場合の費用に対し、50,000円を上限額として助成します。申請窓口は、高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係、各地域包括支援センター、足立福祉事務所各課です。

ア 対象者

以下のすべてに該当する方

- (ア) 区内在住の65歳以上の方（令和6年度より所得制限を撤廃）
- (イ) 両耳とも聴力レベルがおおむね40dB以上70dB未満か、片側40dB以上90dB未満かつもう片側が40dB以上50dB未満で、耳鼻咽喉科専門医の診断結果（意見書）を得られる方
- (ウ) 聴覚障がいのある身体障害者手帳に該当しない方

高一第18表 高齢者補聴器購入費用助成実績 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成件数	113	151	154	455	779

- ① 令和5年度から所得制限を緩和、令和6年度からは所得制限を撤廃した。
- ② 助成は1人1回

(17) 高齢者の民間賃貸住宅入居促進に向けた費用助成

(高齢者地域包括ケア推進課高齢計画調整担当)

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の住まい確保を円滑に進めるため、区内の不動産協会及び住宅課と連携し、令和3年度から「あだちお部屋さがしサポート」を実施しています。

また、本事業を通じて区内の民間賃貸住宅に入居した65歳以上の単身高齢者に対しては、以下の3つの助成事業を実施しています。

ア 少額短期保険料等助成

原状回復費や残置物撤去費に対応。上限1万円（初回のみ）。所得制限等諸条件あり。

イ 家賃債務保証料助成

家賃滞納が発生した際に対応。上限5万円（初回のみ）。所得制限等諸条件あり。

ウ 見守りサービス

緊急時にペンダント式のスイッチを押すか、生活活動感知器が24時間反応しなかった場合に、自動で警備会社の民間受信センターに通報が行き、必要に応じて警備会社職員等による駆け付けや、救急車の手配などを行う。全額区負担。類似設備がある住居を除く等条件あり。

高一第19表 助成実績 (件)

項目／年度	3年度	4年度	5年度	6年度
少額短期保険料等助成	9	10	9	9
家賃債務保証料助成	3	8	7	6
見守りサービス	8	15	10	9

(18) 絆のあんしんネットワーク

(絆づくり担当課)

平成26年度から地域のちから推進部絆づくり担当課に事業移管

「絆のあんしんネットワーク」は、孤立ゼロプロジェクト(※)の一つとして、地域住民や地域の民間企業等が連携して、高齢者や高齢者の介護に携わる家族が抱える問題を早期に発見し、必要なサービスにつなげることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざすネットワークです。

※ 「孤立ゼロプロジェクト」とは、地域の人との交流を通して、いくつになっても笑顔があふれる“お互いさまのまち”をみんなの力で築いていく活動です。

ア 絆のあんしんネットワークの構成と仕組み

地域包括支援センターが中心となり、「町会・自治会」「民生・児童委員」「絆のあんしん協力員」「絆のあんしん協力機関」が見守りや声かけなどの活動を行います。お互いに少しずつ“ちから”を出し合って無理のない範囲で支え合って生きていく、ゆるやかなつながりを築きます。

高ー第1図 孤立ゼロプロジェクト～絆のあんしんネットワーク～



第2章 施策別事業概要－Ⅱ高齢者福祉
2 高齢者へのサービス

(ア) 絆のあんしん協力員（見守り・声かけ）

「話し相手がほしい方」「困りごとの相談相手がない方」「地域で気がかりな方（孤立のおそれのある方）」に対し、見守りや声かけなどの活動を行う登録制（区内在住・在勤・在学）のボランティアです。

絆のあんしん協力員は、日頃から地域の高齢者に気を配り、気がかりな高齢者の情報を地域包括支援センターに連絡するとともに、地域包括支援センターの依頼により見守りや声かけなどの活動を行います。

(イ) 絆のあんしん協力機関（発見・連絡）

町会・自治会、金融機関、医療機関、商店などが登録しています。

日常業務の中で発見した地域で気がかりな高齢者の情報を地域包括支援センターに連絡します。

(ウ) 専門相談協力員（相談・調整・支援）

厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員です。それぞれの地域で生活や孤立などで困っている方からの相談を受け、地域包括支援センターと連絡を取り、どのような支援が必要かを一緒に考えます。

(エ) 地域包括支援センター（総合相談・調整・支援）

区から委託を受け、「高齢者の総合相談窓口」として健康や介護に関するさまざまな相談に応じます。町会・自治会、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関、専門相談協力員などのネットワーク関係者からの連絡を受け、連携し適切な対応をします。絆のあんしん協力員をはじめとしたネットワーク関係者による絆のあんしんネットワーク連絡会を開催し、顔の見える関係づくりを進めます。

イ 絆のあんしんネットワーク活動状況

高－第20表 絆のあんしんネットワーク関係者数

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
専門相談協力員（人）		517	511	508	518	496
絆のあんしん協力員（人）		1,071	1,024	1,088	1,144	1,211
絆のあんしん協力機関	医療機関・薬局	237	269	300	349	380
	商店	182	207	247	236	249
	町会・自治会	110	119	121	146	161
	友愛クラブ	108	106	97	98	98
	郵便局	67	67	67	67	67
	新聞販売店	33	31	30	30	26
	配食サービス店	22	21	18	20	18
	公衆浴場	9	8	8	8	8
	消防署	3	3	3	3	3
	東京電力・東京ガス	3	3	3	3	3
その他関係団体	44	41	56	74	96	
計（団体）		818	875	950	1,034	1,109

※ その他関係団体等とは、シルバー人材センター、金融機関等のこと。

(19) 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

認知症高齢者を介護する家庭にやすらぎ支援員（ボランティアの区民）を派遣しています。やすらぎ支援員は、介護者である家族に代わって家族が家を留守にする間や介護疲れで休息が必要なときに、見守りや話し相手を行っています。なお、やすらぎ支援員の利用は無料です。本事業は令和6年度末で終了しました。

高一第21表 やすらぎ支援員派遣回数

(回)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
派遣回数	0	0	5	18	32

(20) 認知症サポーター養成講座

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

厚生労働省が平成17年度から始めた「認知症を知り地域をつくる10か年」キャンペーンの一環である「認知症サポーター養成講座」を、足立区においても平成19年度から開始しました。

国は、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

講座受講者には、認知症の人を支援する「目印」としてオレンジリングを渡しています。

高一第22表 認知症サポーター数実績

(人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受講者数	1,045	898	1,699	2,296	2,724
累計	31,359	32,257	33,956	36,252	38,976

(21) もの忘れ相談事業

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

認知症の不安を持つ高齢者やその家族または関係者等に対し、もの忘れ相談事業を実施することにより、認知症高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることを目的とします。

もの忘れ相談は、各地域包括支援センターにて年4回実施し、足立区医師会のもの忘れ相談医が、相談者からの相談に応じています。もの忘れ相談医は相談者に対し、状態に応じ医療受診の必要性や介護保険制度の利用等のアドバイスを行っています。なお、相談は無料です。

高一第23表 もの忘れ相談事業実施実績

(人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談者数	201	181	241	268	291

(22) 認知症初期集中支援推進事業

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

高一第24表 認知症地域支援推進員が受けた相談件数 (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	3	3	3	3	3

(23) 認知症アウトリーチ事業

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、区に配置された認知症支援コーディネーターと認知症疾患医療センターとして東京都が指定している医療法人社団大和会大内病院の認知症アウトリーチチームが協働して実施しています。地域包括支援センターが支援困難な事例について、認知症支援コーディネーターに相談、認知症疾患医療センターの専門のスタッフが訪問、アセスメント等を実施し早期の診断につなげ、状態に応じた適切な医療・介護サービスに結び付けています。

高一第25表 認知症支援コーディネーターが受けた相談件数 (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	9	3	3	9	10

(24) あたまの健康度測定（認知症検診事業）

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進担当)

検診により認知症の早期診断と早期からの支援につなぐことで、認知症の進行予防や原因疾患によっては治療で改善を図ることができます。また、認知症、介護及び社会資源に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の予防や早期発見の意識を高めることにつなげています。令和4年度は集団検診のみ実施し、令和5年度は集団検診と個別検診を実施しました。

高一第26表 認知症検診（集団）受診者 (人)

項目/年度	4年度	5年度	6年度
集団検診	141	167	234
個別検診	-	407	367

(25) 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係)

まちのコミュニケーションの場でもある銭湯を会場に、高齢者を対象として実施するミニデイサービスです。楽しみながら介護予防につながるレクリエーションなどを行い、高齢者が要介護状態になることを防止するために実施しています。

高一第27表 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う（公衆浴場型）利用実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数（回）	231	222	366	286	288
参加者数（人）	1,490	1,279	2,228	2,389	2,819

(26) はつらつ教室

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係、高齢者栄養施策推進担当)

要支援・要介護の認定を受けていない比較的元気な高齢者に対し、運動や口腔機能の向上や、栄養状態の改善、閉じこもり予防を目的とした通所型介護予防教室。地域学習センター等の区施設、スポーツクラブ等の民間事業所を利用して実施しています。

高一第28表 はつらつ教室参加者実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加人数	543	566	623	661	646

(27) はじめてのフレイル予防教室

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係、高齢者栄養施策推進担当)

介護予防チェックリストにおいて、何らかの生活支援が必要と判断された高齢者に対して、地域包括支援センターによる実態調査により参加勧奨しています。全12回1クールの連続講座型で、介護予防運動指導員・看護師・管理栄養士等が、運動や口腔機能の向上、栄養状態の改善、認知症予防などを組み合わせた総合型メニューを実施しています。

高一第29表 はじめてのフレイル予防教室 参加者実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加人数（実数）	566	632	702	648	621

(28) 「食べてフレイル予防」事業（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）

（高齢者地域包括ケア推進課高齢者栄養施策推進担当、高齢医療・年金課高齢医療係、国民健康保険課給付・保健事業係、データヘルス推進課データヘルス推進係）

高齢期のフレイル（主に低栄養）を予防するため、令和4年度より通いの場（住区センター等）を会場とし、栄養講座及び測定会を実施しています。実施回数は、栄養講座は年二回、住民主体の測定（体重、筋肉量、握力）は月一回を目安としています。また、令和6年度より栄養と運動の相乗効果を図るため、運動講座を開始しました。

高一第30表 食べてフレイル栄養講座（栄養講座・測定）（人）

項目/年度	4年度	5年度	6年度
栄養講座会場数	12	23	36
参加人数	582	1,303	2,043
運動講座会場数	-	-	6
参加人数	-	-	233
測定人数（実数）	350	607	816

(29) パークで筋トレ

（スポーツ振興課振興係）

要介護認定を受けない健康な高齢者を増やすとともに、地域の絆づくりの促進を目的として、身近な公園・広場等安全な場所にて、無理せず、誰でも気軽に参加できる、ストレッチ・ウォーキング等の運動を、年間を通じて実施しています（参加費無料）。

ア 会場

花畑公園をはじめ、区内全40カ所にて実施（令和7年4月現在）

イ 内容

筋トレ、ストレッチ、ウォーキング、コーディネーション運動、リズム運動等を組み合わせ、1回につき約1時間実施

ウ 対象

区内在住・在勤・在学で概ね65歳以上の方

高一第31表 パークで筋トレ 参加者実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
会場数（カ所）	32	34	36	38	40
参加実人数（人）	13,300	26,670	26,574	23,915	25,605

(30) ウォーキング教室

(スポーツ振興課振興係)

自ら身体活動を継続化する中で健康体力の維持・向上を目指せる、健康な高齢者を増やすことを目的として、安全で気軽に歩くことが楽しめるウォーキング教室を、年間を通じて実施しています(参加費無料)。

ア コース

区内を中心としたウォーキングコース

イ 内容

正しい歩き方のアドバイス、ウォーキング、ストレッチ体操等

ウ 教室

専門指導員による脚力にあわせた教室

エ 対象

区内在住・在勤・在学で概ね65歳以上の方

高一第32表 ウォーキング教室 参加者実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数(回)	32	30	39	42	37
参加実人数(人)	580	475	491	561	527

(31) 高齢者体力測定会

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係)

高齢者が自身の健康状態と日頃の介護予防への取り組みを実感できることを目的とした体力測定会です。測定内容は、握力や立ち上がり能力のテストや最大歩幅・歩行速度の計測など、下肢筋力やバランス能力、転倒リスクの判定等に特化しています。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。

高一第33表 高齢者体力測定会 参加者実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加人数(実数)	255	425	485	588	492

(32) みんなで元気アップ教室

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係)

介護予防に関する知識を深め、教室終了後参加者が自主グループとして活動できるようになることを目指した教室です。運動や栄養・口腔とったフレイル予防について学び、グループワークやグループウォーキングの実施により、地域で介護予防に取り組む自主グループを増やしています。令和6年度は教室参加者によるものと地域包括支援センターによる地域ネットワークからの立ち上がりを合わせ、56の自主グループが立ち上がりました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。全10回1クールの連続講座型で開催。

高－第34表 みんなで元気アップ教室 参加者実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加人数(実数)	675	845	647	604	475

(33) 元気アップサポーター養成研修

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係)

介護予防に関する知識を深め、グループワークを通じて、フレイル予防の指南役を育成する教室を予定していましたが、コロナ禍により、活動継続が困難な既存の自主グループの代表者に対して、活動継続に向けたアドバイスを中心とした内容に変更しました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。全8回1クールの連続講座型で開催。

高－第35表 元気アップサポーター養成研修 参加者実績 (人)

項目/年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加人数(実数)	45	90	98	82

(34) Zoomでオンライン体操教室

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係)

猛暑等の悪天候で介護予防事業に集合できない場合でも、自宅で一人で介護予防に取り組める機会を創出するため、Zoomの画面を通じた体操教室(座位のみ)を開催しました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。週1回の午後2時から30分間開催。

高－第36表 Zoomでオンライン体操教室

項目/年度	5年度	6年度
体操教室参加人数(延べ)	321	628

(35) あだちスマホ教室

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係)

スマホの使い方自体が苦手な初心者の方に向けて、LINE やカメラの使い方、YouTube の視聴方法等、スマホの楽しさを知ってもらい、デジタルを使った介護予防事業に参加することを目指した教室を開催しました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。

高一第37表 あだちスマホ教室 参加者実績

項目/年度	6年度
参加人数(延べ人数)	280

(36) 住区センターにおける自主的な介護予防講座

(高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係、高齢者栄養施策推進担当)

住区センターにおける自主的な介護予防に関する効果的な講座として、以下のア～ウのいずれかのテーマで実施しています。

- ア 身体機能や運動機能の維持・向上に資する体操や運動(令和6年度実施数 62回)
- イ 口腔機能の向上に資する講座(令和6年度実施数 6回)
- ウ 栄養に関する講座(令和6年度実施数 4回)

高一第38表 住区センターにおける自主的な介護予防講座開催実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加者実数(人)	589	594	1,448	2,154	1,912
実施センター(件)	16	20	35	36	33

※令和4年度の集計方法に誤りがあり修正しました。

(37) ころつえシニア相談所の運営

(高齢者地域包括ケア推進課調整係)

UR都市機構大谷田一丁目団地の空き店舗を活用し、高齢者のための相談窓口を平成23年1月19日に開設しました。団地に居住する高齢者からのさまざまな相談に応じるとともに、サロンやミニ講座を開催し、高齢者の交流の場を提供しています。また、「あんしん登録カード」の登録者に対し、平成23年4月から配置されたUR都市機構の「生活支援アドバイザー」との連携により、団地内の高齢者等の見守り体制の強化を図っています。

住民主体で運営するふれあいサロンの発足により、令和5年度をもってサロンは終了となりました。ミニ講座やおさんぽラリーについては引き続き実施し、高齢者の孤立防止につなげる取組を行っています。

第2章 施策別事業概要－Ⅱ高齢者福祉

3 元気高齢者の支援

高一第39表 ころつえシニア相談所 相談実績 (延べ件数)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	2,786	2,891	2,861	2,650	2,445

高一第40表 あんしん登録カード 登録実績 (UR 協働)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象高齢者数 (人)	936	936	951	953	931
登録者数 (実数)	163	163	154	147	142
割合 (%)	17.4	17.4	16.2	15.4	15.2

3 元気高齢者の支援

(1) 老人クラブ指導助成

(高齢者地域包括ケア推進課調整係)

区内の老人クラブおよびこれらの老人クラブで組織する足立区友愛クラブ連合会に対して、その事業費等の一部を助成しています。

ア 助成対象

- (ア) 「足立区老人クラブ運営要綱」に準拠して運営される区内の老人クラブで、設立後3か月以上活動を続けているもの
- (イ) 足立区友愛クラブ連合会の開催する各種事業

イ 助成内容

- (ア) 単位クラブに対する助成

助成対象とする経費は、社会奉仕活動、友愛活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりをすすめる活動などを総合的に実施するための経費とし、交際費（慶弔費を含む）や酒類等の経費は対象外とします。助成金額および団体数は次のとおりです。なお、各単位クラブの会員数の現況を踏まえ、令和2年度から助成対象とする会員数を30人以上から25人以上に見直しました。

高一第41表 令和6年度単位クラブに対する助成実績

会員数	月額 (円)	年額 (円)	助成団体数
25～49人	11,100	133,200	29
50～99人	12,600	151,200	72
100～149人	13,800	165,600	11
150～199人	15,000	180,000	3
200人以上	16,200	194,400	1

(イ) 足立区友愛クラブ連合会に対する助成

足立区友愛クラブ連合会より助成金の申請があったときは、助成事業の目的、内容の適合性および金額の算定基礎等を調査し、補助金を交付するか否か決定します。

高一第42表 老人クラブ助成事業実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成クラブ数	146	138	128	123	116
会員数	11,101	10,156	9,094	8,463	7,960
単位クラブ助成総額(円)	20,367,600	18,853,628	19,875,740	19,117,200	19,098,390
連合会助成額(円)	3,460,000	3,897,000	4,987,000	6,620,000	5,518,000
加入率(%)	5.36	4.90	4.37	4.08	3.82

※ 加入率＝会員数÷区内60歳以上の人口。

(2) 敬老祝い事業

(高齢者地域包括ケア推進課調整係)

白寿(99歳)・米寿(88歳)・喜寿(77歳)を迎える方に、敬老の日を中心に記念品等を贈呈し長寿を祝います。

ア 白寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに白寿を迎える方に、長寿証と記念品(2万円の区内共通商品券)を贈呈します。

イ 米寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに米寿を迎える方に、記念品(1万円の区内共通商品券)を贈呈します。

ウ 喜寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに喜寿を迎える方に、記念品(5千円の区内共通商品券)を贈呈します。

※ 令和3年度より追加しました。

高一第43表 お祝い交付者数

(人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
白寿(99歳)	171	198	203	197	207
米寿(88歳)	3,370	3,451	3,759	4,238	3,927
喜寿(77歳)	-	6,609	5,260	7,188	9,049

(3) 元気応援ポイント事業

(介護保険課介護保険係)

高齢者が指定されたボランティア活動に参加することで地域に貢献することを奨励し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図っています。

ア 対象者

足立区介護保険第1号被保険者（区内在住で登録日現在65歳以上の方）で、介護サービスを受けていない方

イ 事業内容

ボランティア登録をした高齢者が、元気応援ポイント事業受入機関で指定されたボランティア活動を行います。1時間の活動で100ポイント（100円換算）、1日300ポイント（令和5年度より300ポイントに拡充）を上限とし、年度内で10,000ポイントまでためることができ、活動実績に応じて事業活動交付金を交付し、実質的に介護保険料の負担を軽減します。

令和4年度から、ごみ出し支援等のご近所での身近なボランティアも対象としました。

令和5年度は、ボランティア活動の再始動に向けて、スタートアップ&リ・スタートキャンペーン及び100スタンプ達成ボーナスポイントプレゼントキャンペーン（それぞれプラス1,000ポイント）を新たに実施しました。

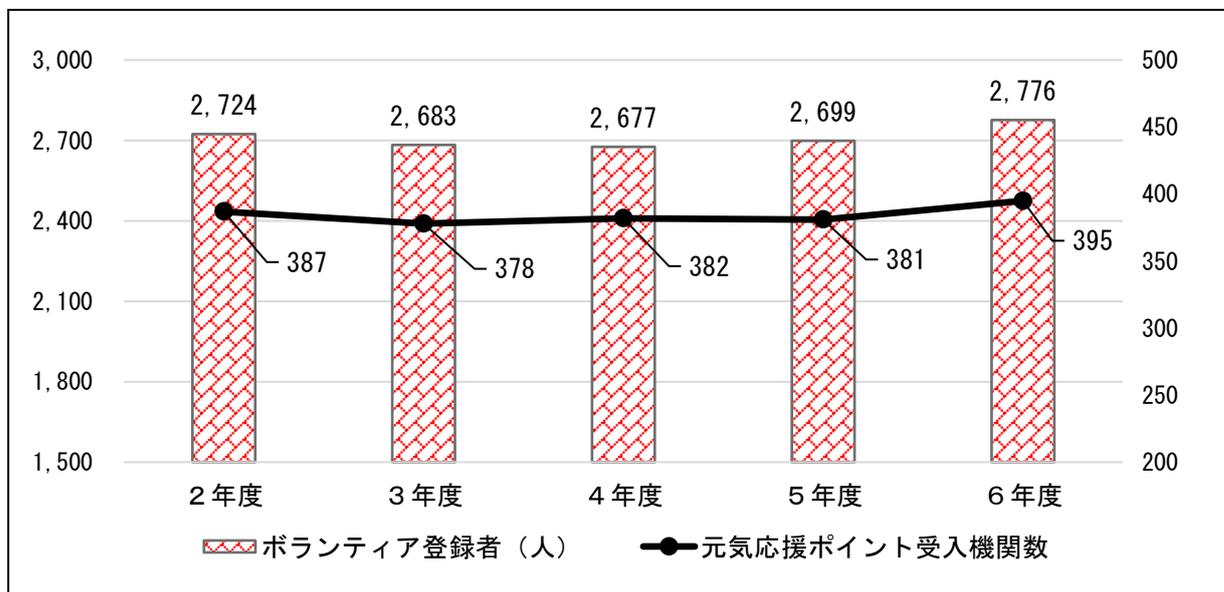
ウ 褒賞

30時間以上のボランティア活動を5年間するごとに、区長から褒賞を贈呈。継続した社会参加活動を推進します。

高一第44表 登録者数および受入状況

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ボランティア登録者（人）	2,724	2,683	2,677	2,699	2,776
元気応援ポイント事業受入機関数	387	378	382	381	395
活動交付金支給額（千円）	4,113	1,988	2,222	3,248	5,266

高一第45表 元気応援ポイント事業



4 高齢者の住まいの確保

(1) 高齢者の入所施設

(高齢者地域包括ケア推進課施設係、医療介護連携課高齢援護第一係、第二係、介護保険課)

高齢者の入所施設には、老人福祉法により医療介護連携課が入所措置を決定する養護老人ホーム、介護保険法の介護老人福祉施設としての特別養護老人ホーム、利用者が直接施設に申し込み入所する軽費老人ホーム（ケアハウス含む）および有料老人ホームがあります。

高一第46表 高齢者の主な入所施設（要介護）

定員数は令和7年4月1日現在

施設種類	入所形態	施設の特徴	要介護度	定員数 (名)
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	契約	つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設	要介護3～5	3,502
介護付き有料老人ホーム	契約	施設職員による介護等のサービスがついた施設	自立～要介護5	2,773
住宅型有料老人ホーム	契約	掃除など生活支援と食事を提供。介護が必要になった場合、外部の介護サービスを利用	自立～軽度の要介護	896

高一第47表 高齢者の主な入所施設（自立）

施設種類	入所形態	施設の特徴	要介護度	その他
養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4に規定された措置施設)	措置	原則65歳以上で、環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難な方が入所する施設	自立～見守りや声掛け支援で生活可能な状態	要介護状態になった場合は、介護保険施設等への移行
軽費老人ホーム (ケアハウス)	契約	60歳以上の方で生活に少し不安をお持ちの方が、安心して自立した生活を送るための施設	自立～要支援2まで ※ 都市型は要介護1まで	介護度が重くなると退所

ア 養護老人ホームへの入所措置

医療介護連携課が入所措置を決定するにあたっては、「東京都足立区老人ホーム入所判定委員会」を設置し、事務の適正化を図っています。この委員会は、医師、老人ホーム施設長、保健師、基幹地域包括支援センター長、医療介護連携課長および医療介護連携課社会福祉主事で構成され、年3回開催しています。なお、養護老人ホームの入所措置については、利用者本人および扶養義務者の所得に応じて負担金があります。

高一第48表 養護老人ホームへの入所要件

項目／要件	要件
入所対象	65歳以上(老人福祉法第11条)で、次のいずれかに該当するとき 1 家族または家族以外の同居者との同居が高齢者の心身を著しく害すると認められるとき 2 住居がない、または、居住環境が悪いとき
経済的条件	次の1～3のいずれかに該当するとき 1 生活保護受給世帯 2 本人およびその方の生計を維持している方が区市町村民税所得割を課税されていないこと(非課税世帯または均等割りのみ課税世帯) 3 災害などで世帯の収入が1～2と同様な状態にあるとき

高一第49表 養護老人ホーム入所措置 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
入所者	114	107	97	102	93

イ 介護保険法施行による改正後の老人福祉法

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について「やむを得ない事由」により措置する仕組みを存続させています。(老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号)これは、「やむを得ない事由」により事業者との「契約」による介護サービスが利用できない場合やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい場合に、職権をもって要介護認定の「申請」の代行を行い、介護サービスの提供に結びつけるものです。

(ア) 措置にあたっての「やむを得ない事由」

- ① 本人が家族等から虐待を受けている場合
- ② 認知症等の理由で意思判断能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合
以上の要件を満たす場合は、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを経て、職権をもってサービスの提供に結びつけます。

(イ) 「やむを得ない事由」の消滅

以下の場合には、措置は解除され契約によるサービス(通常の介護保険サービス)に移行します。

- ① 特別養護老人ホーム入所等により、家族等の虐待の状況から離脱して介護保険サービス利用契約や、その前提としての要介護認定申請ができるようになったとき。
- ② 成年後見制度に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護保険サービス利用契約や、要介護認定の申請ができるようになったとき。

高一第50表 老人福祉法による措置(特別養護老人ホームへの新規入所者数) (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
措置者	3	4	6	4	6

高－第51表 老人福祉法による措置（ショートステイ者数） (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
措置者	69	67	82	87	74

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス六月）の管理運営

(高齢者地域包括ケア推進課施設係)

自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安があるが、入所により自立した生活ができ、かつ利用料の支払い能力のある60歳以上の人が入所することができます。

ア サービス内容

食事（食堂）の提供、入浴（共同浴室）の準備、生活相談など。

イ 費用負担

入所者の収入に応じて使用料が決定されます。光熱水費等は別途実費負担。

ウ 利用手続き・申込み

随時募集。空きがでた場合に登録順に入居審査を実施します(都市型は要介護1までが対象)。

高－第52表 軽費老人ホーム（指定管理）設置状況

施設名	種別	定員	委託法人	所在地
足立区ケアハウス六月	軽費	80	聖風会	六月1-6-1

高－第53表 参考：軽費老人ホーム（民営）設置状況

施設名	種別	定員	運営法人	所在地
ケアハウス足立万葉苑	都市型軽費	10	射水万葉会	六月2-11-20
ケアハウスはごろも	軽費	100	互惠会	西新井5-34-1
ケアハウスレスパイト千住	都市型軽費	10	清洞会	千住桜木2-11-8
茂ホーム	都市型軽費	12	長寿村	谷中1-17-7

(3) 高齢者生活支援型緊急ショートステイ事業

(医療介護連携課高齢援護第一係、第二係)

支援の必要なおおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法に基づく要支援または要介護認定を受けていない者が、緊急一時的に身体的保護または支援が必要となったとき、あらかじめ協定を結んだ特別養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、生活習慣の指導および体調調整等を行い、高齢者の介護予防および在宅生活維持等の支援を図っています。

ア 利用要件

介護保険法に基づく要支援または要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、次の要件のいずれかに該当する方

- (ア) 基本生活習慣の欠如、対人関係不成立等の社会適応困難な高齢者
- (イ) 介護予防のため、日常の生活習慣および体調調整を図る必要のある方
- (ウ) 虐待等により保護を必要とする方
- (エ) 家族の疾病、事故、災害、その他の理由により一時的に生活の支援が受けられない方
- (オ) ひとり暮らし等で疾病その他の理由により一時的に生活の支援が必要な方
- (カ) 区長が特に必要と認めた方

イ 利用期間および回数

原則として1回の利用につき、1か月以内。

ウ 利用料金

食費、居住費の本人負担はなし。日用品等については本人負担。

高一第54表 緊急ショートステイ事業

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者（延べ人数）	39	37	30	32	40

エ 付添い人派遣事業

緊急ショートステイ事業およびやむを得ない事由による措置で保護する高齢者が、医療受診または介護保険施設等へ入所するに当たり、移送に同行する付添者を派遣し、高齢者の安全確保に資することを目的としています。

高一第55表 緊急ショートステイ事業およびやむを得ない事由による措置の付き添い人派遣

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者（延べ人数）	34	18	4	1	5

5 福祉サービス利用支援
(1) 成年後見制度支援事業

(医療介護連携課権利擁護推進係)

判断能力が不十分な認知症高齢者等の意思決定を助け、生活や財産等の権利を守り、適切な福祉サービスを受けながら、地域で安心して暮らし続けられることを目的に、成年後見制度(以下、「制度」という。)支援事業を平成15年度から実施しています。主な事業内容は、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業との効果的な連携による認知症高齢者等の支援、制度の普及・啓発、制度利用者の支援、あだち区民後見人の養成・活用等です。なお、足立区では、制度の利用が必要と認められる方のうち、本人または親族による審判申立てが見込めない単身認知症高齢者等について、「区長申立て等審査会」の決定に基づき、区長による審判申立てを行っています。

高一第56表 成年後見審判区長申立て件数 (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談(検討)	76	58	91	90	96
申立て(※)	65	52	74	86	83

※ 年度内に申立てた件数

<あだち区民後見人になるまでの流れ>

- 1 公募に応募して区の基礎講習を受講し、第一次選考(作文と書類審査)と第二次選考(面接)に合格した方が、約1年間の養成研修を受講します。
- 2 約1年間の養成研修を修了し、第三次選考(最終面接)に合格した方をあだち区民後見人候補者として区に登録します。
- 3 あだち区民後見人候補者は、家庭裁判所の審判で選任されて、あだち区民後見人となります。

高一第57表 あだち区民後見人登録者等実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
あだち区民後見人候補者延登録者数 ()内は新規登録者数	44 (7)	47 (3)	47 (0)	49 (2)	49 (0)
あだち区民後見人の新規受任件数 (※)	4	3	1	3	5

※ あだち区民後見人候補者として登録されている者のうち、後見人(保佐、補助含む)として、新規に受任した数。

(2) 高齢者虐待等への対応

(医療介護連携課高齢援護第一係、第二係)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、地域包括支援センターと連携して、虐待対応を実施しています。平成29年度より、虐待ケースとして通報された全件を医療介護連携課に報告して、その進行管理を行う方法を開始しました。

また、同年度より、単身高齢者世帯の増加に伴い今後も発生が懸念されている在宅生活が困難となった高齢者世帯（経済困窮、認知症、医療中断等）および、セルフネグレクトケースについても、虐待に準じた確実な対応を行うこととして、介護保険制度および地域包括ケア施策のセーフティネット機能を強化しています。

高―第58表 高齢者虐待ケースへの対応件数 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
虐待ケースの通報	335	298	310	313	260
虐待ケースとしての対応	231	216	265	202	182

高―第59表 虐待以外の困難ケースへの対応件数 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
虐待以外（在宅困難・セルフネグレクトほか）の困難ケースとしての対応	121	195	142	132	113

(3) 福祉サービス第三者評価

(介護保険課介護事業者支援係)

各種福祉サービスについて、区を含めたサービス提供者が第三者評価を受審することにより、利用者の事業者選択のための情報提供やサービス提供者の質の向上を図ります。より多くの事業所が受審できるよう支援しています。各事業所の評価については、「福ナビ（東京都福祉サービス第三者評価）」を参照。

令和6年度事業内容（高齢者福祉サービス）

ア 区施設の第三者評価を実施

実施施設 1カ所（ケアハウス六月）

イ 第三者評価受審民間事業所に補助金を交付 117事業所

(ア) 高齢サービス系事業所等 41事業所

(イ) 地域密着型サービス事業所 76事業所

(4) 福祉サービス苦情等解決委員会の運営

(医療介護連携課権利擁護推進係)

福祉サービスに対する区民の苦情等を公正かつ中立的な立場で迅速に処理し、サービスと顧客満足度の一層の向上を図っています。平成15年4月より対象を拡大し、高齢者福祉サービスに加えて障がい者、児童福祉サービスに関する苦情等についても対応しています。

ア 足立区福祉サービス苦情等解決委員会の開催

- (ア) 委員6人(学識者、弁護士、社会福祉士、人権擁護委員、民生・児童委員、消費者センター相談員)
- (イ) 5回開催

イ 高齢者福祉サービス苦情等受付件数

- (ア) 苦情受付件数 5件
- (イ) その他の相談 382件

高一第60表 高齢者福祉サービス苦情受付内訳(再掲あり) (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問介護	0	0	1	1	0
介護サービス計画	3	3	1	1	1
デイケア・デイサービス	2	1	1	0	0
ショートステイ	0	0	0	1	0
特定施設入所者生活介護	0	0	0	1	0
特別養護老人ホーム	0	0	2	2	1
老人保健施設	0	1	0	1	0
その他	0	2	1	2	3
計	5	7	6	9	5

(5) 特別養護老人ホーム入所検討委員会

(高齢者地域包括ケア推進課施設係)

足立区では、特養ホーム施設長・地域包括支援センター代表者等からなる入所検討委員会を設けています。入所検討委員会により策定した区内統一の入所申込書および優先入所評価基準を使用し、入所決定の透明性・公平性を確保するとともに申し込みの簡便化を図っています。毎月、入所検討委員会により入所選考者名簿を決定しており、各施設では同名簿により入所者の選考にあたっています。

令和6年12月より制度変更し、入所検討委員会による入所選考者名簿の決定は、年5回から毎月の実施になりました。あわせてユニット型個室で空床がある場合は、入所の申し込み後に直ちに入所の手続きが行えるようになりました。

ア 優先入所基準

- (ア) 要介護度
- (イ) 介護者の状況
- (ウ) 住まいの状況
- (エ) 認知症の状況等

イ 入所希望者数(令和7年4月1日現在)

1,911人

6 介護従事者の育成・確保

高一第61表 特別養護老人ホーム入所希望者数内訳 (人)

優先度区分	点数	人数
A (優先度が高い)	27点以上	854
B (優先度が中程度)	21点から26点	866
C (優先度が低い)	20点以下	191

6 介護従事者の育成・確保

(1) 介護・障がいのしごと相談・面接会【令和6年度拡充】

(医療介護連携課介護人材確保・育成支援担当、障がい福祉課障がい施設調整担当)

福祉施設や事業所等において、人材の確保が厳しい状況をふまえ、身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業所と結びつけ、人材確保と区民の就労機会の拡大を図るために実施しています。

高一第62表 介護・障がいのしごと相談・面接会参加実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度	
				介護	障がい	介護	障がい
出展事業者(件)	46	50	51	58	10	62	11
来場者(人)	116	105	87	127		211	

- ① 平成29年度から令和5年度は年2回、令和6年度は年3回実施
- ② 出展事業者数は令和5年度から介護サービスと障がいサービスに分けて記載

(2) 介護人材雇用創出事業

(医療介護連携課介護人材確保・育成支援担当)

東京都地域人材確保総合支援事業補助金を活用して、福祉・介護サービス分野での求職者に、常用雇用の前提として介護施設で就労する機会を提供し、資格のない者には資格取得を支援することにより、人材の育成と確保を目的に実施しています。

高一第63表 介護人材雇用創出事業実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
求職者	21	30	28	32	32
就職者	12	19	15	17	30

(3) 若者向け就労体験・就労支援事業【令和6年度新規】

(医療介護連携課介護人材確保・育成支援担当)

16歳から40歳の若い世代を対象に、3日から5日間の短期間で介護の仕事を体験する機会を提供し、体験後に就職を希望する場合は就労支援を行うことで、介護の仕事に就職するきっかけづくり及び就労支援を目的に実施しています。

高一第64表 若者向け就労体験・就労支援事業実績

項目／年度	6年度
就労体験参加者（人）	12
就職者（人）	3

(4) 介護職員資格取得等支援事業【令和6年度拡充】

(医療介護連携課介護人材確保・育成支援担当)

職員のキャリアアップに向けた環境を整備することにより、区内における介護従事者の人材確保・定着を推進するため、職員の資格の取得等を支援している事業者に対して必要経費を助成しています。

令和6年度からはさらなる利用拡大のため、助成対象研修を2種から20種に増やしました。区内の介護事業所に向けて助成事業の告知メールの回数を増やすなど、一層の周知を図っています。

高一第65表 介護職員資格取得等支援事業実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成人数（人）	94	132	105	178	301
助成事業者数（件）	41	61	47	62	113

(5) 介護従事者永年勤続褒賞事業

(介護保険課介護保険係)

区内の介護事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して「5年」「10年」「15年」の勤続区分で褒賞を行い、さらなる就労の定着を目指し実施しています。（平成21年度から事業開始）

高一第66表 褒賞受賞者数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
推薦事業所数	275	244	252	240	272
受賞者（人）	749	695	751	592	776

7 介護基盤の整備

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

(介護保険課介護保険調整担当)

高齢者保健福祉計画は、平成12年4月に導入された介護保険制度を踏まえて平成12年および平成15年に改定し、平成19年度までの5か年の計画を策定しました。

その後介護保険法の改正により、介護保険事業計画は3年ごとの計画策定が義務づけられるとともに、老人保健福祉計画と一体として作成することになりました。これにより、平成18年度から3年ごとに計画を策定しています。

直近では、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を令和5年度に策定しました。

第2章 施策別事業概要－Ⅱ高齢者福祉

7 介護基盤の整備

ア 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、「足立区基本計画」を上位計画とした「足立区地域保健福祉計画」「足立区地域包括ケアシステムビジョン」の一環として、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に定める将来像の実現に向けて、取り組む事業や各年度の目標値を定めています。

イ 計画策定のスケジュール (←→ は計画期間を表わす。) (年度)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
前期 (8期)	←		→						
現行 (9期)		調査・分析・策定 ←				→			
次期 (10期)					調査・分析・策定 ←				→

(2) 高齢者福祉施設整備費の助成

(介護保険課介護事業者支援係、高齢者地域包括ケア推進課特養整備担当)

超高齢社会の進展に伴い、ねたきり高齢者や認知症高齢者等の要支援・要介護高齢者が急増しています。このような中で、要支援・要介護高齢者およびその家族の福祉の向上を図るために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき高齢者福祉施設を整備促進しています。

法人が特別養護老人ホーム等を設置する場合、区の整備計画に合致したものに対して費用の一部を助成しています。

なお、特別養護老人ホームの整備については、令和7年度(2施設開設予定)以降の計画の見直しを行っています。

ア 特別養護老人ホーム

施設整備費について、都補助額の1/4を補助します。

高-第67表 整備計画に基づき開設した施設数

項目/年度	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	施設 (カ所)	定員 (人)								
特別養護老人ホーム	0	0	1	90	1	150	1	135	2	285
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	1	18	0	0	0	0

8 介護保険

介護保険は、区内に住所を有する40歳以上の人が入会者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になった時に介護サービスを利用できる制度です。

(1) 被保険者

(介護保険課資格保険料係)

介護保険の被保険者は、年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分かれ、介護サービスを利用できる条件や保険料の決め方・納付方法が異なります。第1号被保険者は65歳以上の人で、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

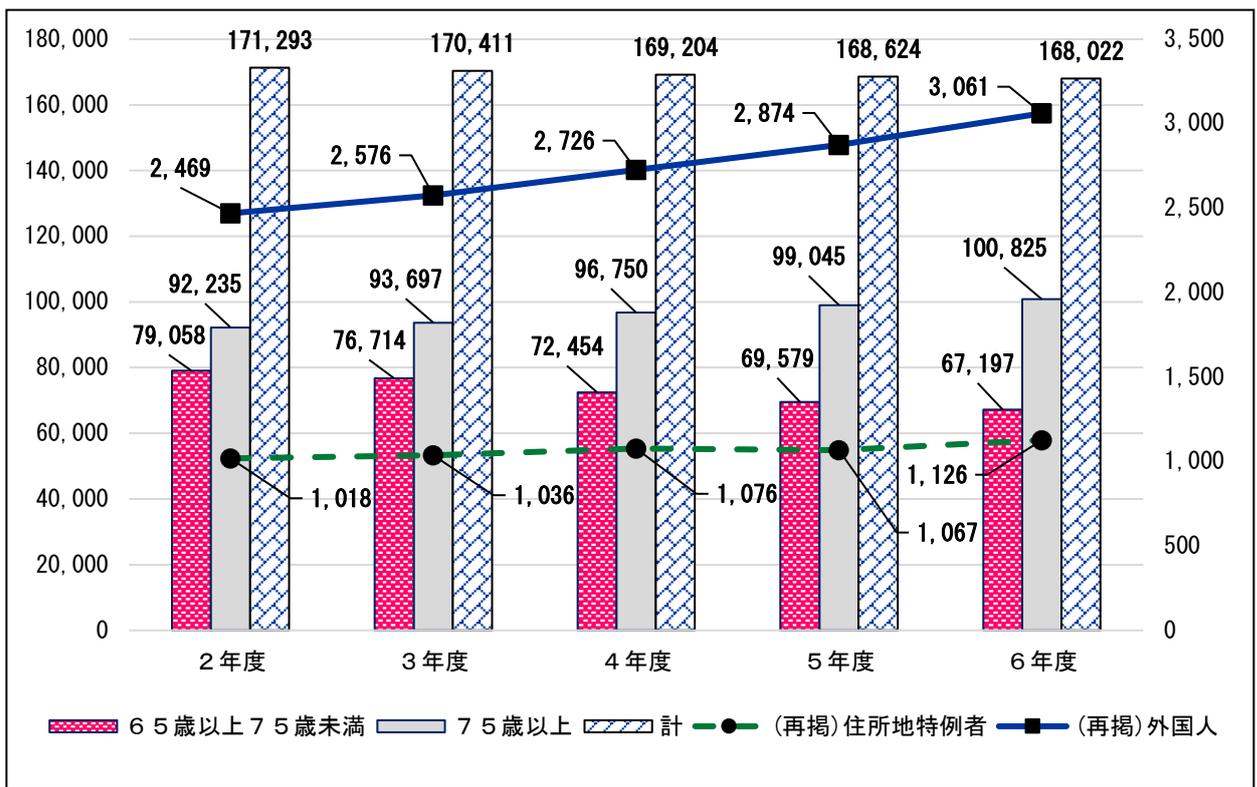
高－第68表 第1号被保険者数 (各年3月末現在) (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
65歳以上75歳未満	79,058	76,714	72,454	69,579	67,197
75歳以上	92,235	93,697	96,750	99,045	100,825
(再掲)住所地特例者	1,018	1,036	1,076	1,067	1,126
(再掲)外国人	2,469	2,576	2,726	2,874	3,061
計	171,293	170,411	169,204	168,624	168,022

※ 「住所地特例」とは、施設入会者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が被保険者となる仕組みである。

高一第69表 第1号被保険者の推移

(各年3月末現在) (人)



被保険者数は、新型コロナウイルス感染症流行等により、令和2年度以降は減少していますが、外国人の割合は増えています。また、75歳以上と65歳以上75歳未満との差は年々拡大しています。

(2) 保険料の賦課・収納状況

(介護保険課資格保険料係)

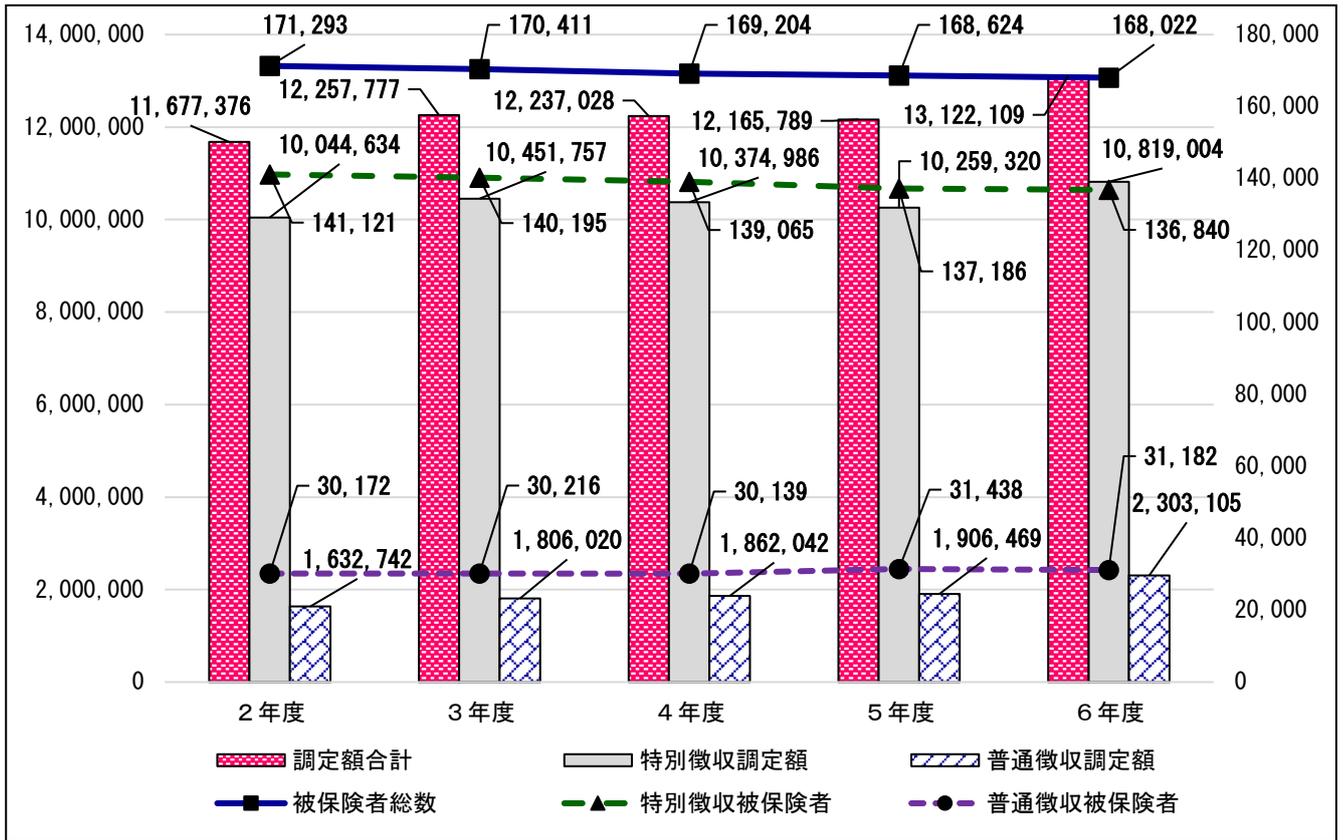
第1号被保険者の保険料は計画期間(3年度)ごとの基準額に基づき、所得段階に応じて決められます。

徴収方法には、特別徴収(年金天引)と普通徴収(個別の徴収)があります。保険料の滞納を防ぐために、休日納付相談、口座振替納付の促進、財産の差押などを実施しています。

高一第70表 ア 第1号被保険者保険料調定額

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特別徴収	被保険者(人)	141,121	140,195	139,065	137,186	136,840
	調定額(千円)	10,044,634	10,451,757	10,374,986	10,259,320	10,819,004
普通徴収	被保険者(人)	30,172	30,216	30,139	31,438	31,182
	調定額(千円)	1,632,742	1,806,020	1,862,042	1,906,469	2,303,105
総数	被保険者(人)	171,293	170,411	169,204	168,624	168,022
	調定額(千円)	11,677,376	12,257,777	12,237,028	12,165,789	13,122,109

高一第71表 ア 第1号被保険者保険料調定額



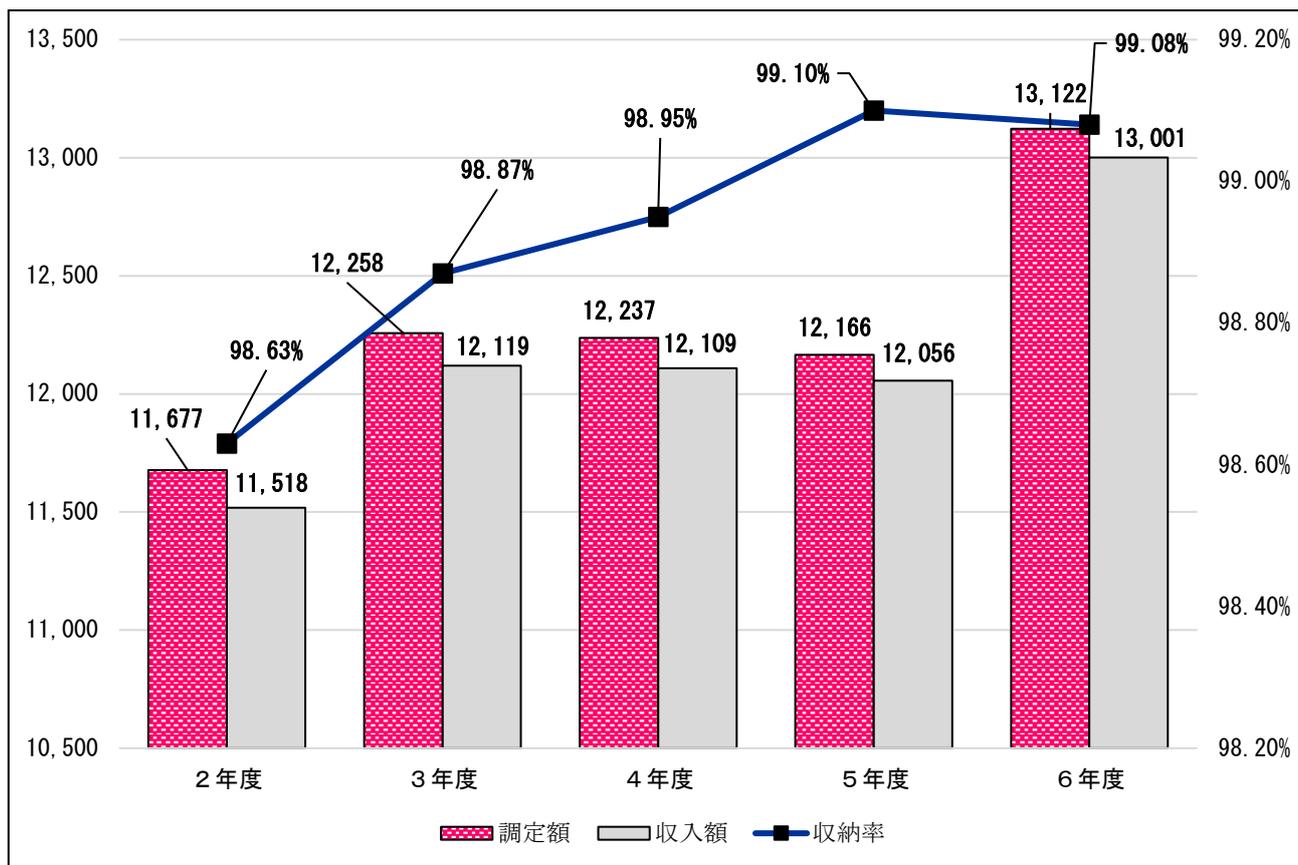
令和3年度は、第8期の介護保険事業計画における保険料改定により増加しましたが、令和4年度から令和5年度にかけて被保険者数の減少に伴い微減傾向しました。令和6年度は、第9期の介護保険事業計画における保険料改定により、保険料調定額が増加しました。

高一第72表 イ 第1号被保険者保険料収納額

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
現年分	調定額 (円)	11,677,375,810	12,257,777,030	12,237,028,480	12,165,788,760	13,122,109,330
	収納額 (円)	11,517,649,355	12,119,187,006	12,108,871,291	12,056,384,418	13,000,902,214
	収納率 (%)	98.63	98.87	98.95	99.10	99.08
滞納 繰越分	調定額 (円)	487,320,023	416,993,071	332,613,213	311,191,582	283,923,200
	収納額 (円)	99,589,459	81,203,646	70,349,576	71,624,490	77,549,334
	収納率 (%)	20.44	19.47	21.15	23.02	27.31

高－第73表 イ 第1号被保険者保険料収納額（現年分）

（百万円）

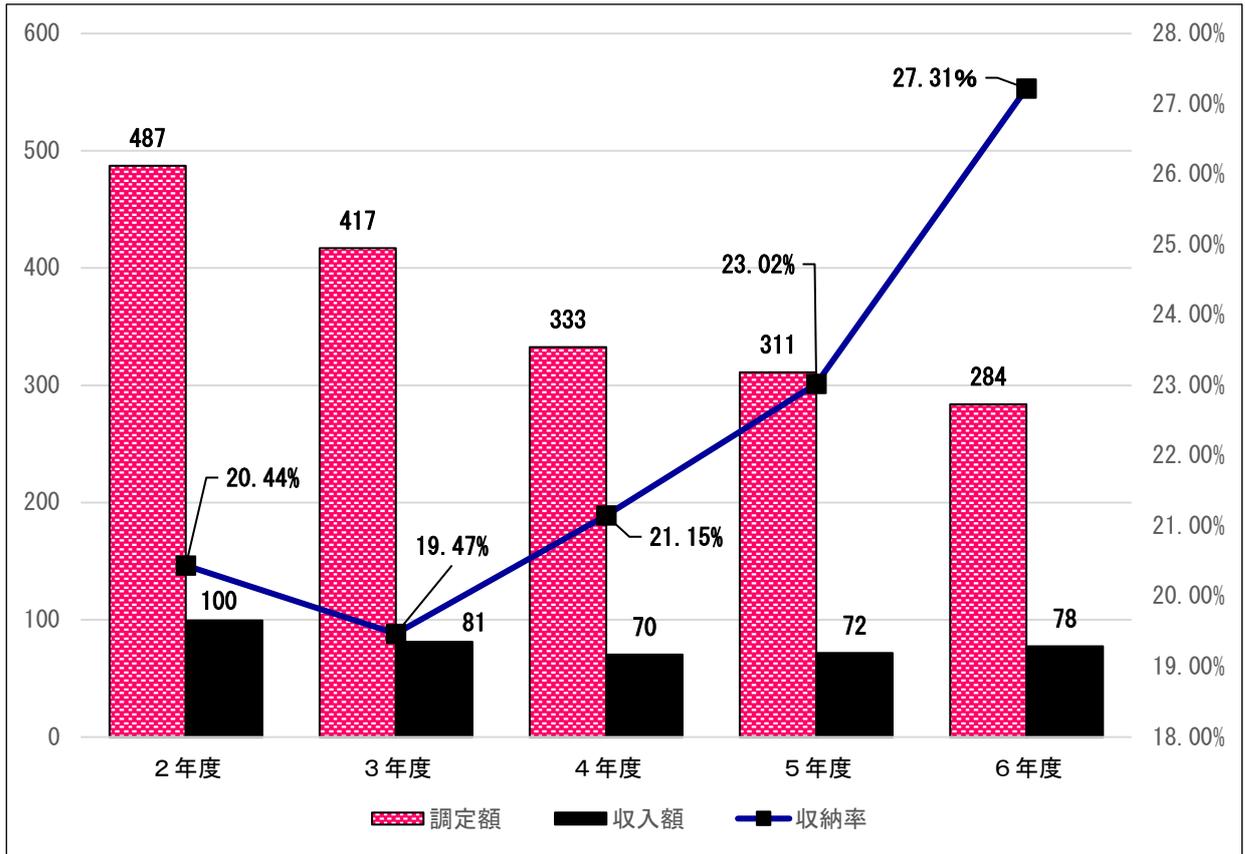


令和3年度は、第8期の介護保険事業計画における保険料改定もあり増加しましたが、令和4年度から令和5年度にかけて、被保険者数の減少に伴い微減しました。令和6年度は、第9期の介護保険事業計画における保険料改定により、保険料収納額が増加しました。

収納率は、滞納を発生させないよう初期滞納者への徴収強化等により高い水準を維持しています。

高一第74表 イ 第1号被保険者保険料収納額（滞納繰越分）

（百万円）



令和2年度以降は現年度分収納率向上に伴う滞納繰越額の縮小により、収納率も上昇しております。滞納繰越額の減少に伴い、調定額も縮小傾向にあります。

(3) 要支援・要介護認定

(介護保険課介護認定係)

ア 要支援・要介護認定申請

介護保険の給付を受けるためには、認定申請を行い、要支援・要介護認定を受けることが必要です。申請後は訪問調査を実施し、調査結果と主治医意見書に基づき認定審査が行われています。

高一第75表 要支援・要介護認定申請件数の推移

(件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規申請	8,715	9,527	10,137	10,181	10,383
更新申請	13,572	18,242	23,538	19,622	13,077
その他	4,982	5,361	5,348	5,373	5,853
計	27,269	33,130	39,023	35,176	29,313

※ その他は、区分変更（要支援者の要介護新規申請を含む）、転入等の申請。

イ 介護認定審査会開催状況

認定審査は、医療・保健・福祉の学歴経験者5人程度で構成される合議体で審査・判定を行います。

任期2年で委嘱された審査会委員で34合議体を構成しています。

高一第76表 認定審査会（合議体）実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催（回）	615	633	720	758	751
判定（件）	20,486	20,272	25,501	32,482	27,443
平均（件）	33	32	35	43	37

ウ 介護認定者

認定審査会で、必要な介護の度合いに応じて要介護度が決定されます。

要介護度は、平成18年度制度改正により「要支援1・2」と「要介護1から5」までの7段階の区分になりました。

高一第77表 要支援・要介護認定者数の推移

(人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
軽度 ↓ 要支援1	4,691	4,660	4,711	4,663	4,626
要支援2	4,727	4,647	4,644	5,042	5,219
要介護1	5,641	5,913	5,963	5,774	5,800
要介護2	7,417	7,284	7,342	7,710	8,033
要介護3	5,372	5,507	5,623	5,993	6,089
要介護4	5,138	5,342	5,468	5,526	5,601
重度 ↓ 要介護5	3,951	3,823	3,936	4,014	3,877
計	36,937	37,176	37,687	38,722	39,245

(4) 保険給付状況

(介護保険課保険給付係)

高一第78表 ア 介護サービス受給者数の推移

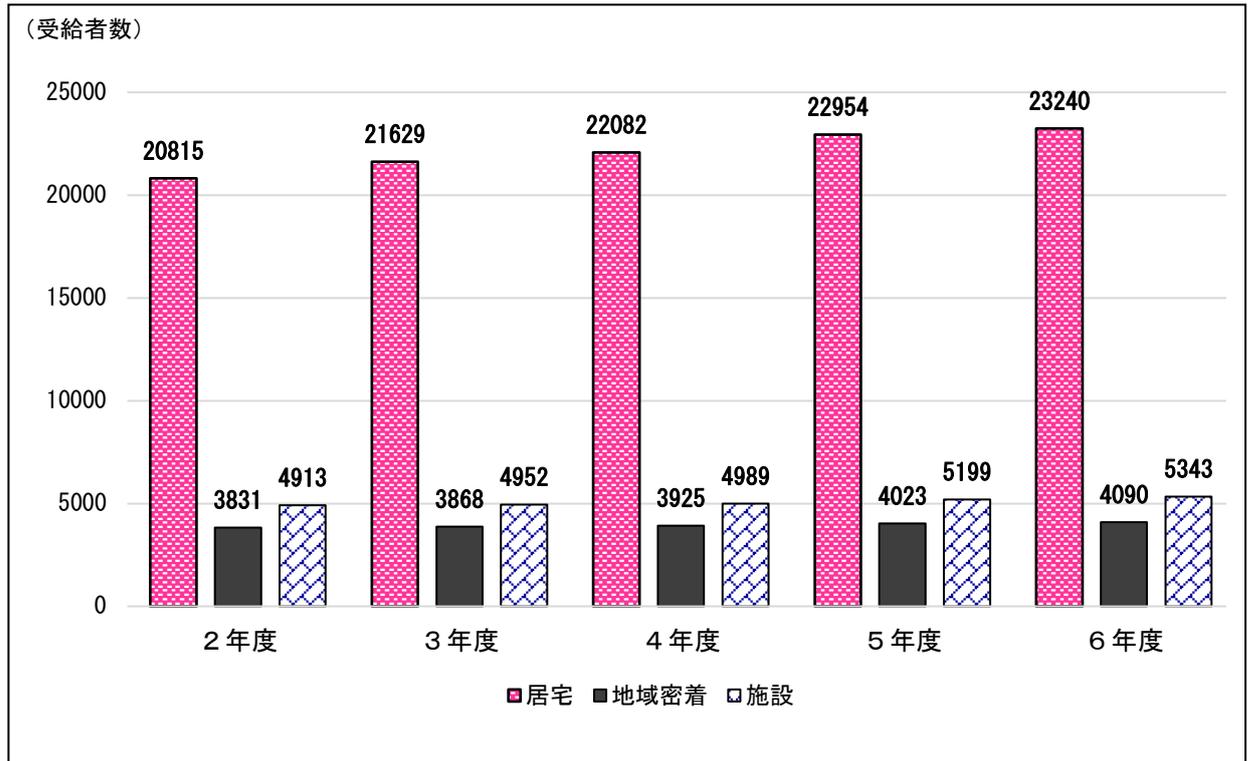
(人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
居宅	20,815	21,629	22,082	22,954	23,240
地域密着	3,831	3,868	3,925	4,023	4,090
施設	4,913	4,952	4,989	5,199	5,343
計	29,559	30,449	30,996	32,176	32,673

※ 居宅受給者数は、償還払(福祉用具購入、住宅改修)のみの受給者は含まない。

高一第79表 介護サービス受給者数の推移

(人)



居宅介護サービス受給者は、平成28年度から総合事業（要支援者等の訪問および通所サービス）が開始となったため一時減少しましたが、その後、毎年度受給者が増加しています。地域密着および施設サービスサービス受給者についても、安定的な需要があります。

第2章 施策別事業概要－Ⅱ 高齢者福祉
8 介護保険

高－第80表 イ 介護サービス別保険給付費 (千円)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
居宅	訪問介護	6,510,662	6,670,122	6,834,065	7,035,543	7,126,338
	訪問入浴	453,878	477,113	469,009	477,064	493,959
	訪問看護	1,831,772	2,109,554	2,308,779	2,582,342	2,894,832
	訪問リハビリ	223,416	255,814	270,265	274,571	263,558
	通所介護	5,511,498	5,780,887	5,929,338	6,331,312	6,615,821
	通所リハビリ	1,724,782	1,715,681	1,679,328	1,714,287	1,665,993
	福祉用具貸与	2,035,451	2,142,861	2,241,324	2,323,540	2,441,814
	短期入所生活介護	1,452,996	1,496,642	1,481,385	1,633,459	1,621,393
	短期入所療養介護(老健)	88,686	74,744	71,793	66,148	72,458
	短期入所療養介護(療養型)	27,260	12,226	-	-	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	4,607	497	272	1,201	243
	居宅療養管理指導	962,907	1,070,125	1,149,938	1,255,270	1,366,745
	認知症対応型共同生活介護	2,033,058	2,025,258	2,027,479	2,070,224	2,045,694
	特定施設入居者生活介護	3,720,710	3,861,858	3,850,073	4,011,932	4,200,041
	認知症対応型通所介護	789,594	742,394	739,546	819,933	838,545
	居宅介護支援	3,205,191	3,430,237	3,553,960	3,681,242	3,814,883
	夜間対応型訪問介護	23,906	16,091	15,130	12,499	11,064
	小規模多機能型居宅介護	673,124	721,689	696,535	713,314	732,033
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	139,672	142,071	143,435	140,636	140,205
	看護小規模多機能型居宅介護	278,284	396,076	429,695	431,375	467,198
地域密着型通所介護	1,762,380	1,780,690	1,802,847	1,920,399	1,902,575	
地域密着型介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	
計	33,453,834	34,922,630	35,694,196	37,496,291	38,715,392	
施設	特別養護老人ホーム	10,669,823	10,902,295	11,288,113	11,855,714	12,909,685
	老人保健施設	5,997,759	5,976,160	5,857,739	5,927,359	6,049,170
	療養型医療施設	517,677	408,612	273,410	244,438	3,543
	介護医療院	188,476	264,874	426,837	472,634	662,087
	計	17,373,735	17,551,941	17,846,099	18,500,145	19,624,485
償還払	福祉用具購入	71,932	68,439	79,135	83,335	87,548
	住宅改修	164,155	175,262	163,593	168,624	172,810
	計	236,087	243,701	242,728	251,959	260,358
高額介護サービス費(公費)	367,304	385,107	390,308	409,683	430,947	
高額介護サービス費(区支払分)	1,347,188	1,315,815	1,247,092	1,311,948	1,404,055	
高額医療合算介護サービス費	203,874	201,202	212,923	209,999	232,858	
特定入所者介護サービス費	1,801,951	1,635,799	1,512,036	1,558,599	1,587,191	
審査支払手数料	55,226	58,064	60,218	62,571	65,103	
中計	54,839,199	56,314,259	57,205,600	59,801,195	62,320,389	
地域支援事業	2,329,178	2,365,628	2,432,642	2,521,369	2,522,571	
総計	57,168,377	58,679,887	59,638,242	62,322,564	64,842,960	

ウ 福祉用具購入費

在宅の要支援・要介護者が、入浴や排泄に使用する福祉用具等を購入した場合、購入費の9割から7割が償還払いにより支給されます。利用できる上限額は年間10万円、対象は福祉用具のうち貸与になじまないものです。

なお、平成15年4月より、区に登録している販売事業者に依頼した場合、通常の居宅サービス同様に、1割から3割の自己負担の支払いで利用できる「受領委任払い」（給付券方式）を導入しています。

高一第81表 福祉用具購入費

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	2,371	2,303	2,381	2,398	2,568
支給額（円）	71,934,477	68,440,355	79,134,569	83,335,332	87,548,469

エ 住宅改修費

在宅の要支援・要介護者が、実際に居住する住宅に、手すり取付け等の一定の住宅改修を行った場合、改修費の9割から7割が償還払いにより支給されます。利用できる上限額は20万円です。

なお、平成14年4月より、区に登録している改修事業者に工事を依頼した場合、通常の居宅サービス同様に、1割から3割の自己負担の支払いで利用できる「受領委任払い」（給付券方式）を導入しています。

高一第82表 住宅改修費

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	1,889	1,999	1,874	1,861	1,916
支給額（円）	164,171,667	175,262,319	163,593,075	168,623,338	172,809,582

オ 高額介護（介護予防）サービス費（区支払い分）

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額を超えたとき、超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。また、同一世帯に複数の要介護者等がいるときには、世帯全体の負担額が基準を超えた場合にも支給されます。

この場合の利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割から3割負担相当額をいい、福祉用具購入費、住宅改修費の1割から3割負担や、施設での食費、居住費およびその他の日常生活費等についての利用料は対象外です。

高一第83表 高額介護サービス費

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	89,030	89,514	89,135	92,994	96,456
支給額（円）	1,347,188,186	1,315,815,268	1,247,092,238	1,311,947,732	1,404,054,573

カ 高額医療合算介護サービス費

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が、一定の基準額を500円以上超えたとき、超えた分が申請により高額医療合算介護サービス費として支給されます。ただし、同じ世帯でもそれぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

高－第84表 高額医療合算介護サービス費

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	5,803	5,827	6,078	6,047	6,413
支給額（円）	203,874,748	201,202,435	212,923,470	209,998,790	232,857,649

キ 家族介護慰労金支給状況

在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることを目的に、一定の要件を満たした場合、家族に対して慰労金を年10万円支給しています。

高－第85表 家族介護慰労金支給状況 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数	9	6	4	10	6